

第3期加古川市地域福祉計画

未来につながる 支えあいのまち 加古川
～いま一度 みんなでつなぎ育てる 地域づくり～



平成 28 年 3 月

加 古 川 市

はじめに

加古川市では、平成 23 年に「第 2 期加古川市地域福祉計画」を策定し、「ともに支えあい、助けあう地域づくり」を基本理念に掲げ、地域住民と行政が協働して、すべての市民が生涯を通していきいきと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりをめざして施策を展開してまいりました。



しかし、近年、少子高齢化の進行や家族構成の変化、個人の価値観の多様化、プライバシーへの配慮の高まりなどから、身近な地域における人と人とのつながりや支えあいが弱まってきています。

また、社会構造の変化に伴い、社会とのつながりを失った人の孤立や生活困窮者の増加、弱者に対する虐待などの新しい社会的リスクが増大し、制度の狭間にある多様で複合的な地域課題に対して、従来のような分野ごとの支援体制では、十分な支援が実現できない状況になってきています。

こうした中、だれもが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めるためには、地域に暮らすすべての人が地域福祉活動の担い手となり、お互いに支えあい、つながりあうことが重要となります。

この度、本市では、市民の皆さまをはじめとした、様々な地域福祉の担い手の皆さまの参加と協力を得て、「第 3 期加古川市地域福祉計画」を策定しました。本計画では、「未来につながる 支えあいのまち 加古川 ～いま一度 みんなでつなぎ育てる 地域づくり～」を基本理念とし、自助・互助・共助・公助の連携とともに、地域で暮らすすべての人を支える仕組みとなるような「地域包括ケアシステム」の構築をめざし、地域福祉を担う様々な主体による新たな協働の取り組みを進めてまいります。

今後も皆さま方と手を携え、加古川市の地域福祉の推進に全力で努めてまいりますので、一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本計画の策定にあたり、多大なご尽力をいただきました加古川市地域福祉計画策定委員会委員の皆さまをはじめ、貴重なご意見を賜りました多くの皆さまに心からお礼を申し上げます。

平成 28 年（2016 年）3 月

加古川市長 岡田 康裕

目次

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ	2
2 計画策定の趣旨	3
3 第2期計画期間中の主な動き	4
4 計画の性格.....	5
5 計画の期間.....	6
6 計画の策定体制	7

第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 データからみた加古川市	10
2 地域活動等の状況	21
3 アンケートのまとめからみる現状.....	26
4 第2期計画における取り組みの現状.....	28
5 意見交換会及びヒアリング結果のまとめからみる現状.....	33
6 第2期計画の総括	39

第3章 計画のめざす方向

1 基本理念	42
2 基本的な視点.....	42
3 基本目標	44
4 施策の体系.....	45
5 加古川市がめざす地域福祉のイメージ図.....	46

第4章 施策の展開

1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり	48
2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり	51
3 地域の課題を支えあう仕組みづくり	54

第5章 計画の推進に向けて

1 市民、事業者、行政等の協働による計画の推進	58
2 地域福祉を担う各主体の関係図.....	61
3 地域福祉の推進	62

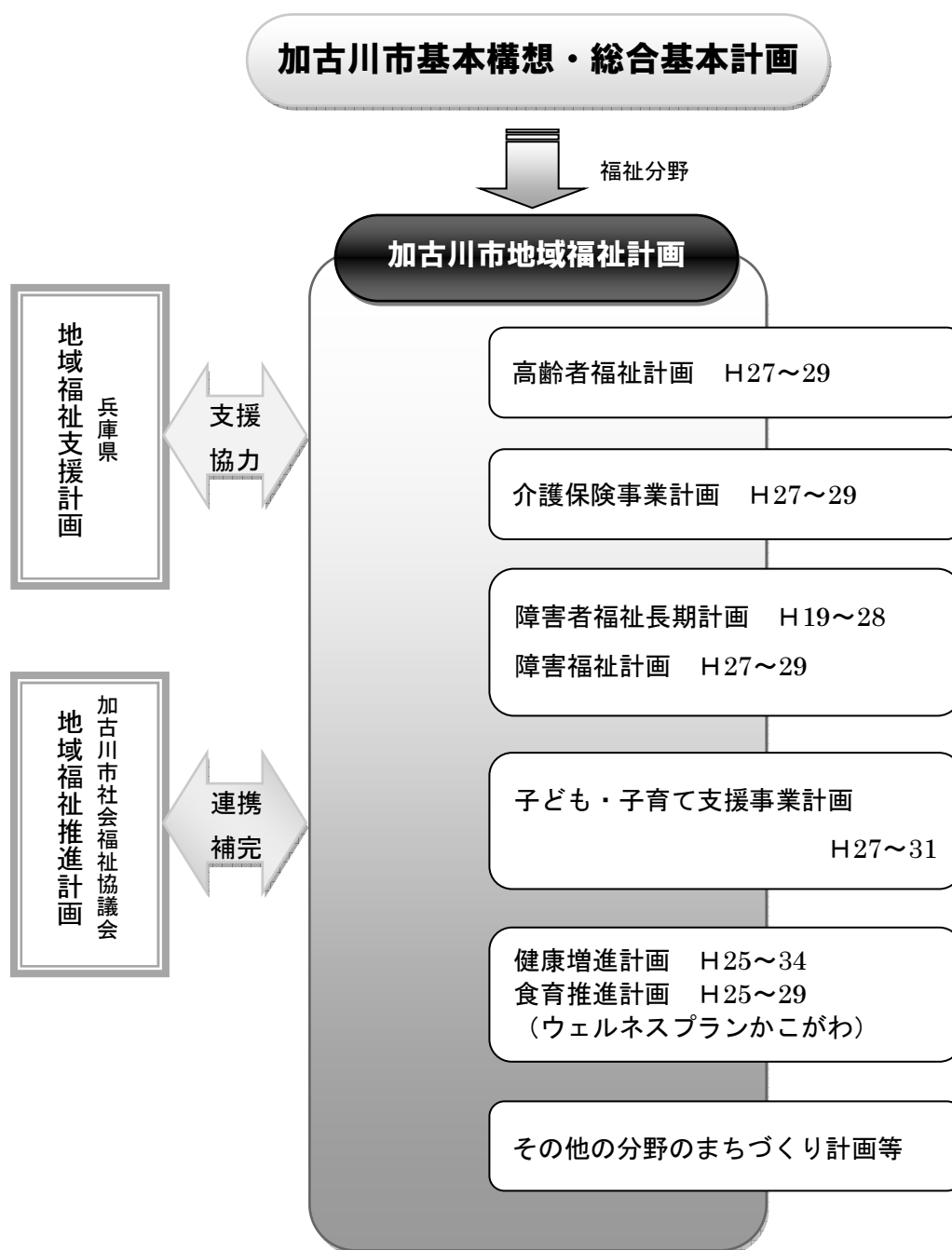
資料編

1 アンケート各種	64
2 加古川市地域福祉計画策定について	87

● 第1章 計画の策定にあたって

1 計画の位置づけ

第3期加古川市地域福祉計画（以下、「本計画」または「第3期計画」という。）は、社会福祉法第107条に規定する市町村地域福祉計画として位置づけられます。また、「加古川市基本構想・総合基本計画」を上位計画とし、これまでに策定され、実行されてきた各分野別の福祉計画等との整合性を図って策定します。



2 計画策定の趣旨

「加古川市地域福祉計画」は、加古川市の地域福祉に関する理念や取り組みの方向性を示す総合的な福祉計画として、平成 18 年 3 月の策定から 5 年ごとに見直しを行っています。

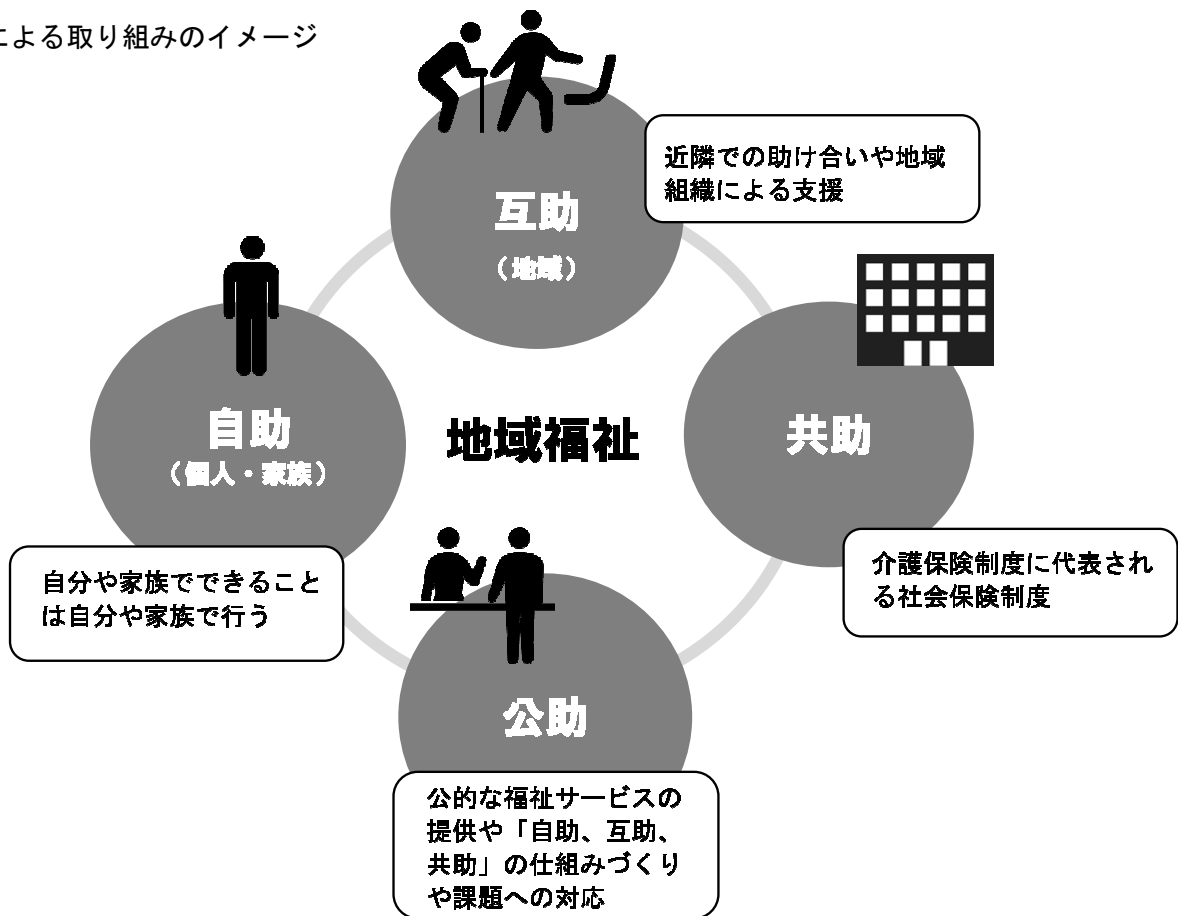
団塊の世代¹が 75 歳以上となる 2025 年以降、医療や介護の需要のさらなる増加が見込まれています。こうした中、だれもが住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けることができるまちづくりを進めることが求められています。

そのためには、様々な生活・福祉課題の解決に向けて住民が自ら行うこと（自助）、地域での見守りや支えあい（互助）、介護保険制度等による社会保険制度（共助）、公的な福祉サービス（公助）の連携による取り組みが必要です。

さらには、高齢者だけではなく、子どもや障がいのある人を含め、地域で暮らすすべての人を支える仕組みとなる「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、施策を推進していかなければいけません。

そのため、加古川市地域福祉計画（以下「第 2 期計画」という。）の最終年度となる平成 27 年度に、加古川市の地域福祉のさらなる推進をめざし、本計画を策定します。

■連携による取り組みのイメージ



¹ 団塊の世代：第二次世界大戦直後数年間のベビーブーム時に生まれた世代。一般的に、1947 年（昭和 22 年）から 1949 年（昭和 24 年）にかけて生まれた世代をいう。

3 第2期計画期間中の主な動き

国の動き

国は、平成 20 年 3 月に「これからの地域福祉の在り方に関する研究会」の報告書を取りまとめ、公的サービスだけでは対応できない生活課題について、地域住民が主体的に関わり、支えあう「新たな支え合い」の強化などを住民と行政の協働で推進する必要性を示しました。

平成 23 年に起きた東日本大震災以降、改めて地域の絆が必要であると認識されました。平成 24 年の「社会保障・税の一体改革」において、子ども・孫・現役世代へのサポートを充実させ、全世代対応型の社会保障に転換が図られるなど、社会情勢の変化に応じた政策が展開されてきました。

平成 25 年には、「生活困窮者自立支援法」が公布（平成 27 年 4 月施行）され、生活に困っている人に対するセーフティネットの推進が定められました。平成 27 年に入り、「介護保険法」の改正、「子ども・子育て支援新制度」が施行されるなど、地域の生活課題を解決する取り組みが進められています。

加えて、高齢者が住み慣れた地域で生活し続けられるように、住まい・医療・介護・介護予防・日常生活支援を充実する「地域包括ケアシステム」の考え方が導入され、高齢化が一段と進む平成 37 年（2025 年）を見据えて、「地域包括ケアシステム」の構築が進められています。

兵庫県の動き

阪神・淡路大震災後の復興の取り組みを経て、より広義の「コミュニティづくり」の観点より施策が展開されてきました。近年においては、急速な少子高齢化にあわせ、平成 24 年 3 月に「少子高齢化社会福祉ビジョン～新たな「豊かさ」の創造～」が策定されました。

平成 26 年 3 月に策定された「第3期兵庫県地域福祉支援計画」では、多様化・複雑化する生活・福祉課題を解決するための地域社会における相互扶助機能が低下してきたことを課題として捉え、課題解決に向かう地域づくりを推進しています。

加古川市の動き

少子高齢化に伴い、近隣同士のつきあいやつながりといったソフト面での支援が必要となってきました。一方で、地域では社会的に孤立した人や支援に結びついていない人といった表面化していない問題も潜んでいます。そのために異なる世代での交流に力を入れるとともに、あらゆる分野との連携強化による地域包括ケアシステムの構築など、暮らしやすいまちをめざしていくことが求められています。

4 計画の性格

地域福祉を推進していく一環として、社会福祉法第 107 条で市町村が「地域福祉計画」を、同法第 108 条で都道府県が「地域福祉支援計画」をそれぞれ策定することが規定されています。「加古川市地域福祉計画」は、社会福祉法第 4 条に規定された「地域福祉の推進」を図り、「個人が人としての尊厳をもって、家庭や地域の中で障害の有無や年齢にかかわらず、その人らしく安心して生活が送れるよう自立支援することにある」という新しい社会福祉の目的を明確にし、本市の実情にあった地域福祉を計画的に推進するためのものです。

社会福祉法（抄）

（地域福祉の推進）

第 4 条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営業者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

（市町村地域福祉計画）

第 107 条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画（以下「市町村地域福祉計画」という。）を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、住民、社会福祉を目的とする事業を営業者その他社会福祉に関する活動を行う者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

- 1 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 2 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 3 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項

なお、平成 19 年 8 月 10 日付社援発第 0810001 号厚生労働省社会・援護局長通知により、上記 1～3 のほか、次の事項を盛り込むことが定められている。

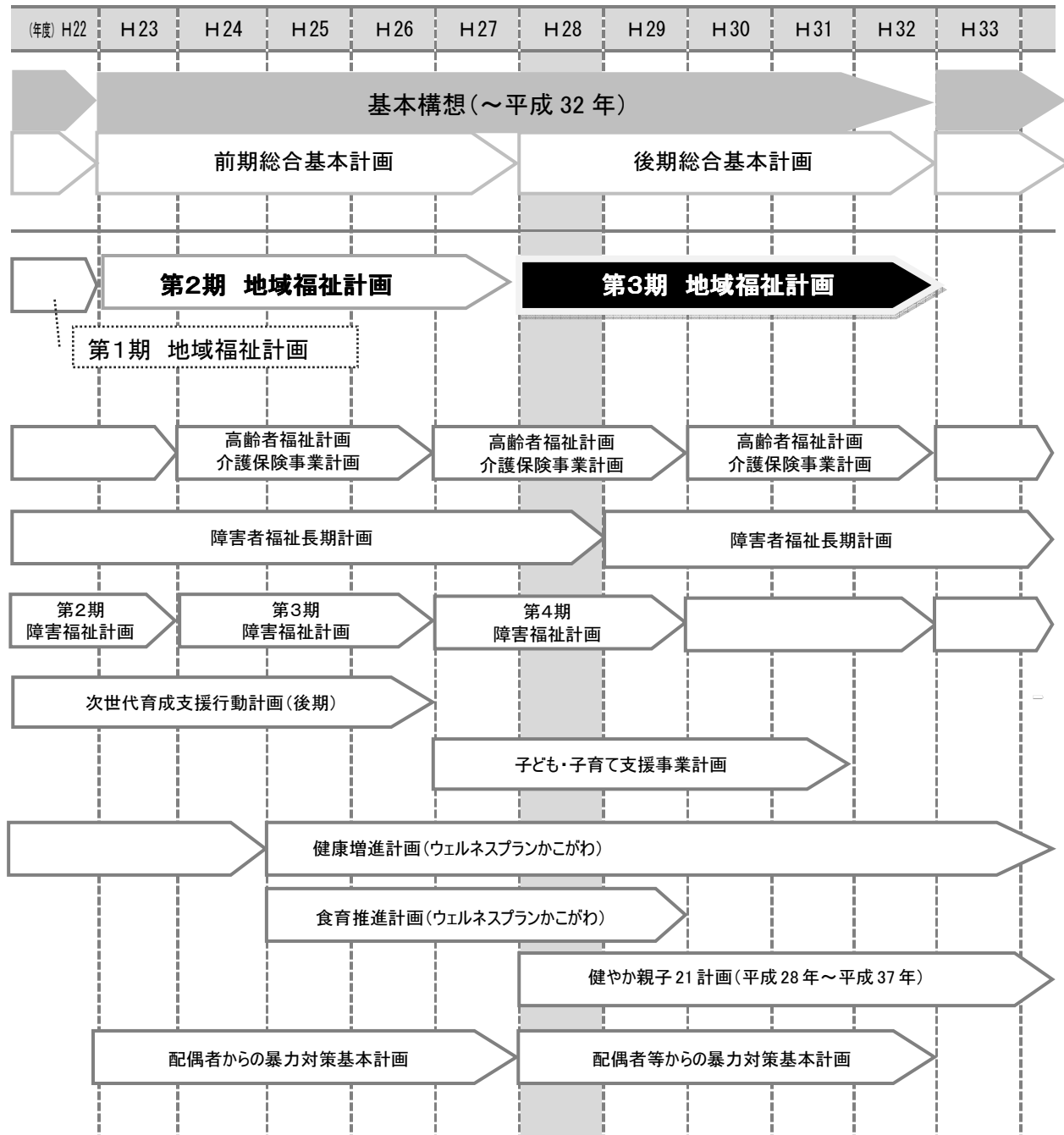
- ア 要援護者の把握に関する事項
- イ 要援護者情報の共有に関する事項
- ウ 要援護者の支援に関する事項

なお、平成 26 年 3 月 27 日付社援発 0327 第 13 号厚生労働省社会・援護局長通知により、上記 1～3 のほか、次の事項を盛り込むことが定められている。

- ア 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉政策との連携に関する事項
- イ 生活困窮者の把握等に関する事項
- ウ 生活困窮者自立支援に関する事項

5 計画の期間

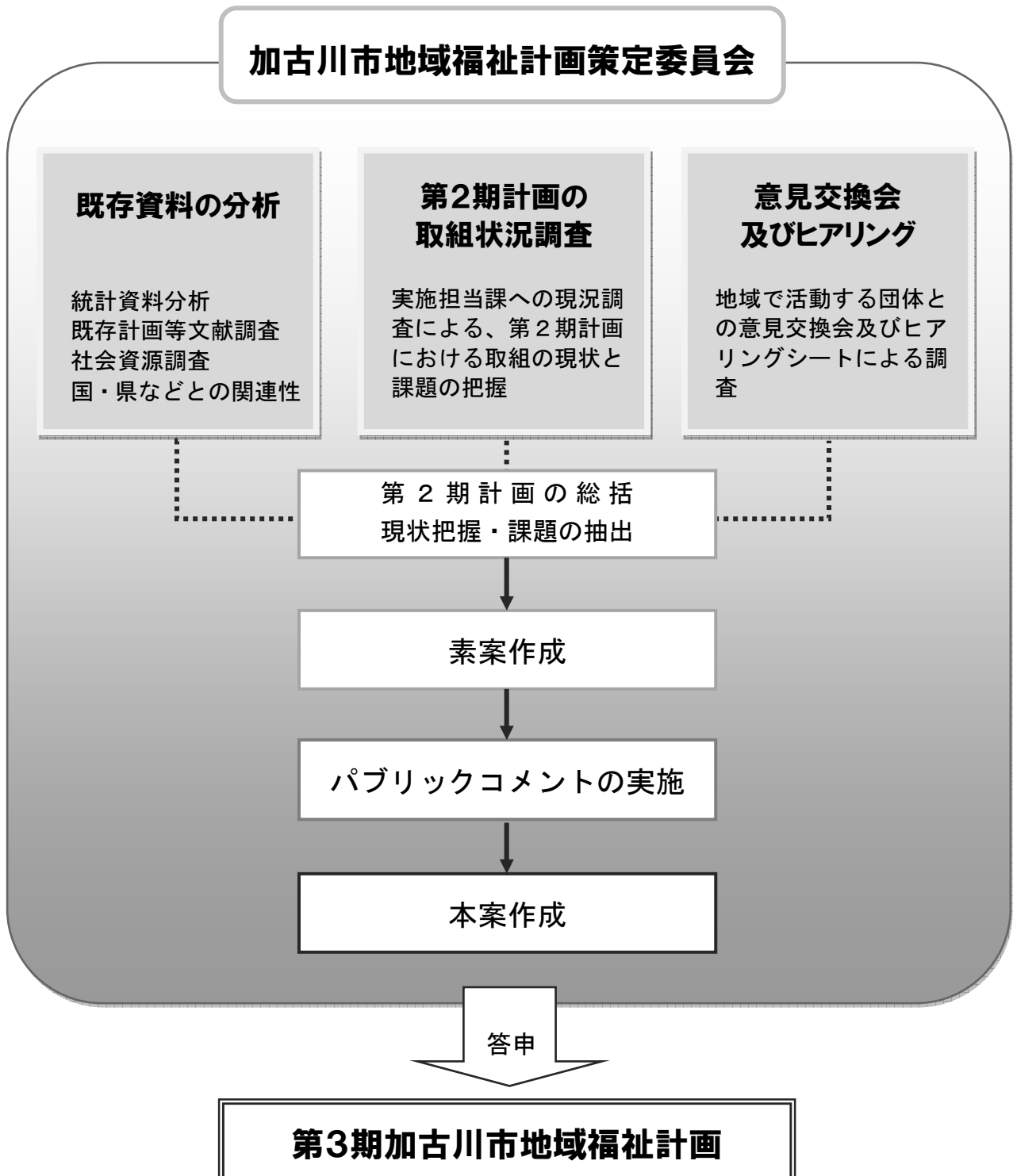
本計画の計画期間は、平成 28 年度から平成 32 年度までの5年間とし、社会情勢の変化や市民のニーズに対応するため、必要に応じて計画の見直しを行います。

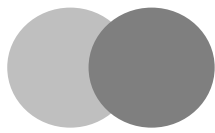


※健康増進計画は、平成 29 年に中間評価、平成 34 年に見直し。

6 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、学識経験者、保健・医療・福祉関係者、地域及び市民団体代表者、市民代表（公募委員）から構成される「加古川市地域福祉計画策定委員会」を設置し、幅広い分野から意見を取り入れました。





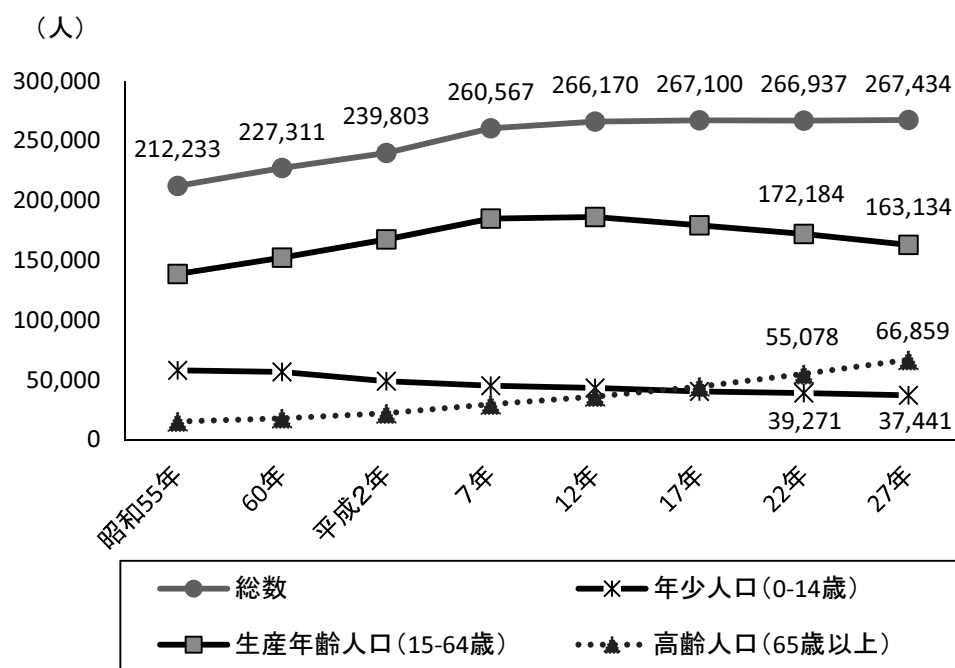
第2章 地域福祉を取り巻く現状と課題

1 データからみた加古川市

(1) 人口の推移

① 人口の推移

人口の推移をみると、昭和 55 年から平成 17 年までは増加となっています。その後、平成 22 年には減少しましたが、平成 27 年には 267,434 人となっています。年齢別にみると年少人口（0～14 歳）は減少で推移し、平成 27 年では 37,441 人となっています。生産年齢人口（15～64 歳）は平成 12 年までは増加していたものの、平成 17 年には減少となり、平成 27 年では 163,134 人となっています。高齢人口（65 歳以上）は増加で推移しており、平成 27 年では 66,859 人となっています。



(資料：昭和 55 年～平成 22 年は国勢調査、平成 27 年は国勢調査における兵庫県速報値)

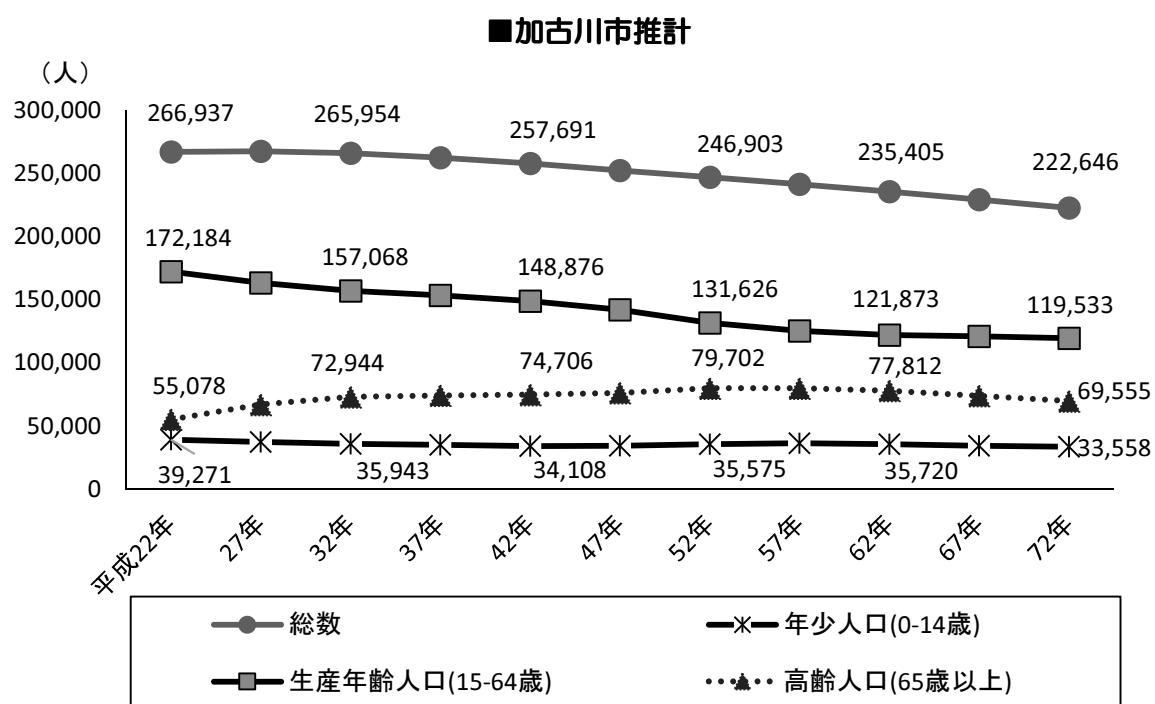
※ 平成 27 年の年少人口、生産年齢人口、高齢人口は総人口に加古川市推計人口における各人口構成比を乗じて算出しています。

※ 総人口には年齢不詳を含むため合計が一致しない場合があります。

②将来人口推計

国が地方創生・人口減少克服のために定めた「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」及び「総合戦略」を考慮し、加古川市においても平成 27 年 10 月に「加古川市人口ビジョン」「加古川市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を定めました。「加古川市人口ビジョン」では、転入・転出の均衡とその効果による将来人口を推計しています。

人口減少対策を講じた場合、加古川市では、平成 52 年に 246,903 人、平成 72 年に 222,646 人と見込んでいます。また、年齢別にみると、平成 22 年から平成 72 年にかけて年少人口は 5,713 人の減少、生産年齢人口は 52,651 人の減少、高齢人口は 14,477 人の増加と見込んでいます。

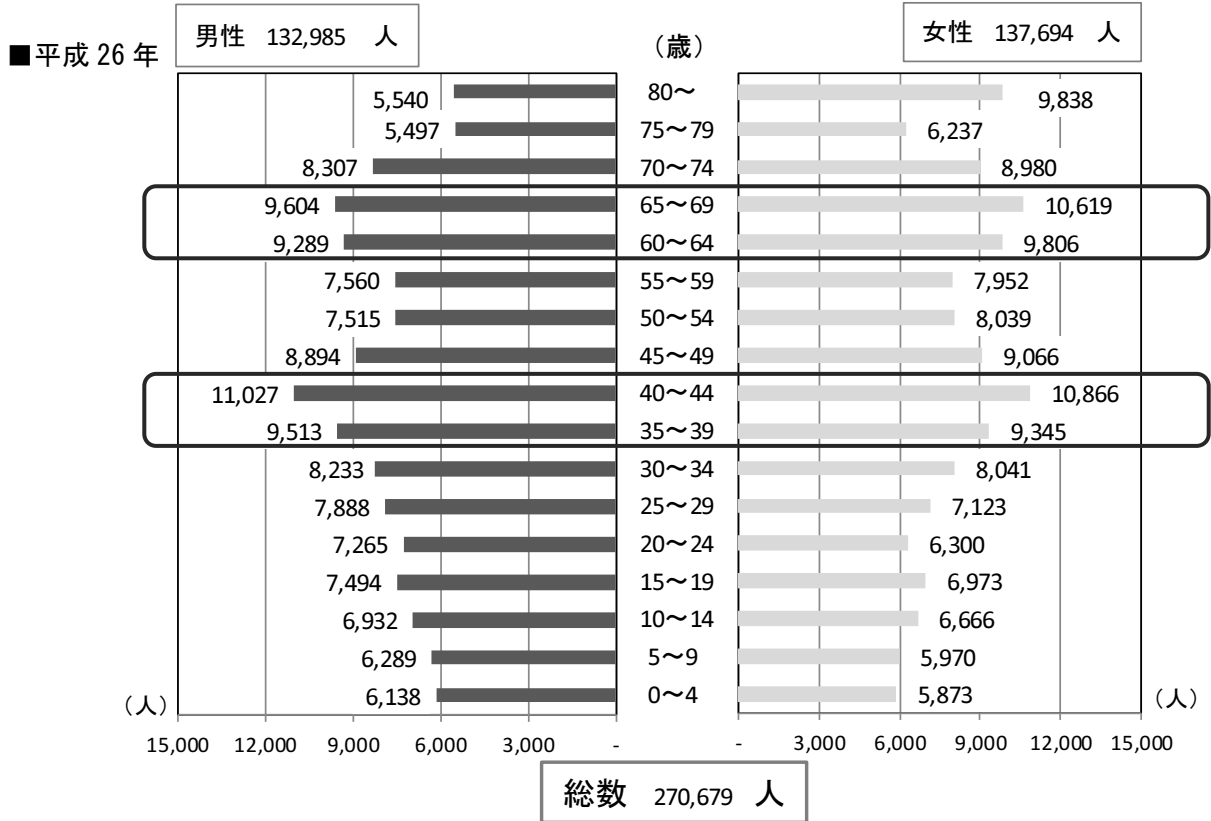


(資料：加古川市人口ビジョン)

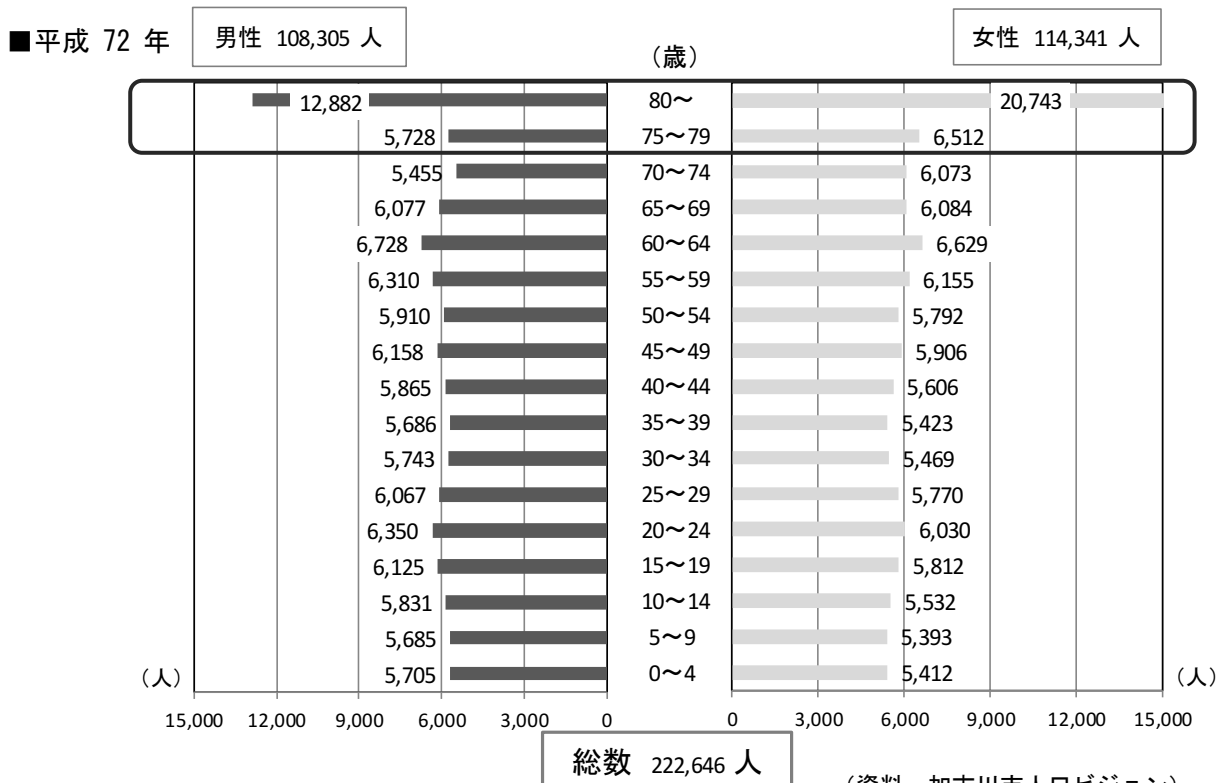
※平成 22 年は国勢調査による実績値です。

③人口ピラミッド

平成 26 年 10 月時点の人口ピラミッドをみると、35～44 歳と 60 歳代がともに多くなっています。加古川市人口ビジョンによると、平成 72 年の後期高齢者（75 歳以上）の人口は 45,865 人となり、平成 26 年の約 1.7 倍になると予測されています。



(資料：市民課、平成 26 年度住民基本台帳 10 月 1 日)

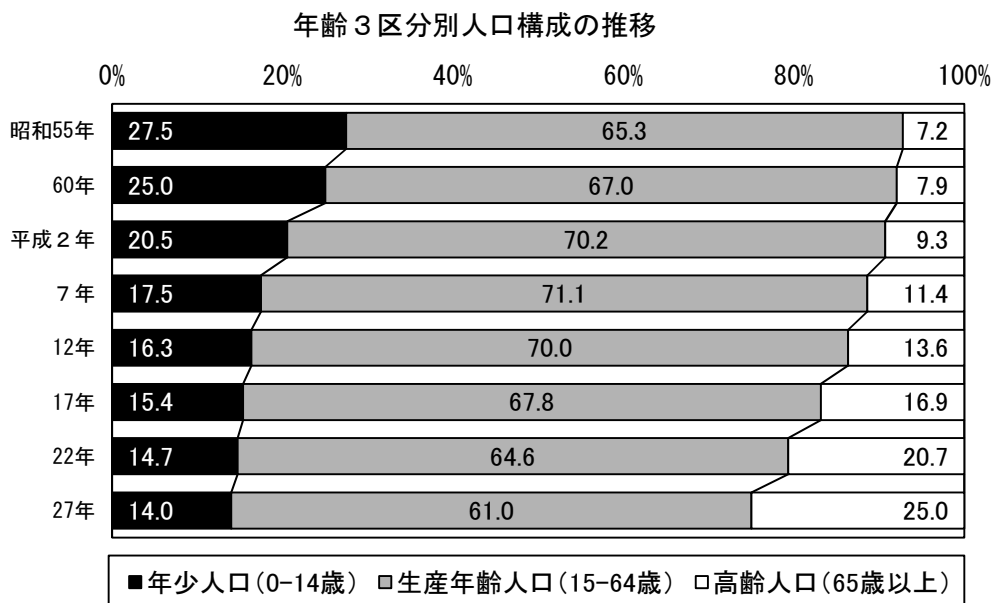


(資料：加古川市人口ビジョン)

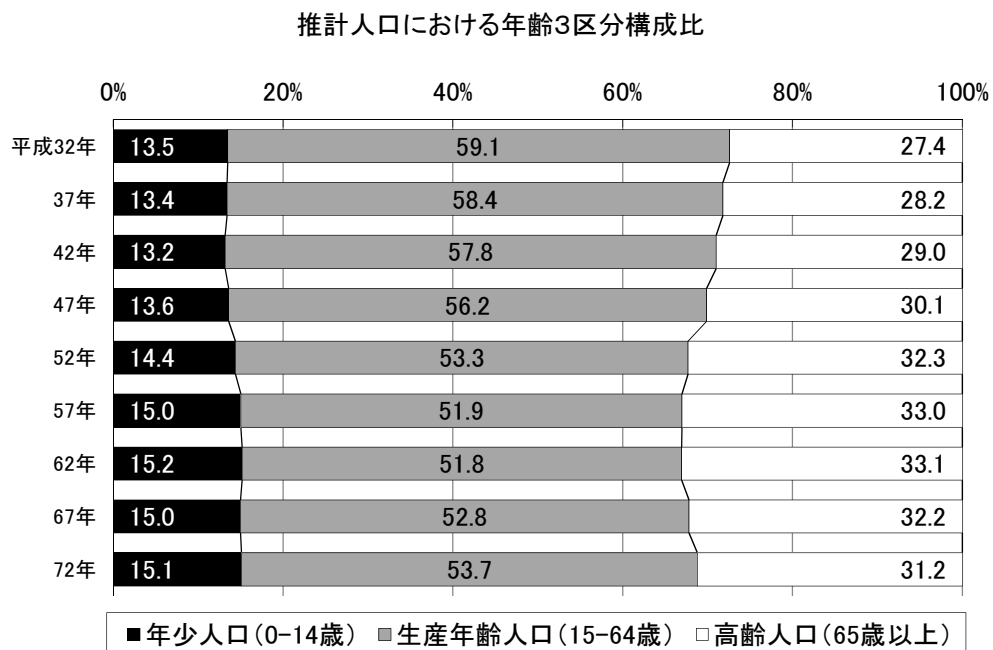
④年齢3区分別人口構成の推移

年齢3区分別人口構成の推移をみると、年少人口（0～14歳）割合は減少で推移しており、平成27年で14.0%となっています。一方で、高齢人口（65歳以上）割合は増加しており、平成27年で25.0%と少子高齢化が進んでいることがうかがえます。

加古川市人口ビジョンによると、今後、高齢人口割合の伸びは鈍化するものの、平成72年には31.2%になると予測されています。



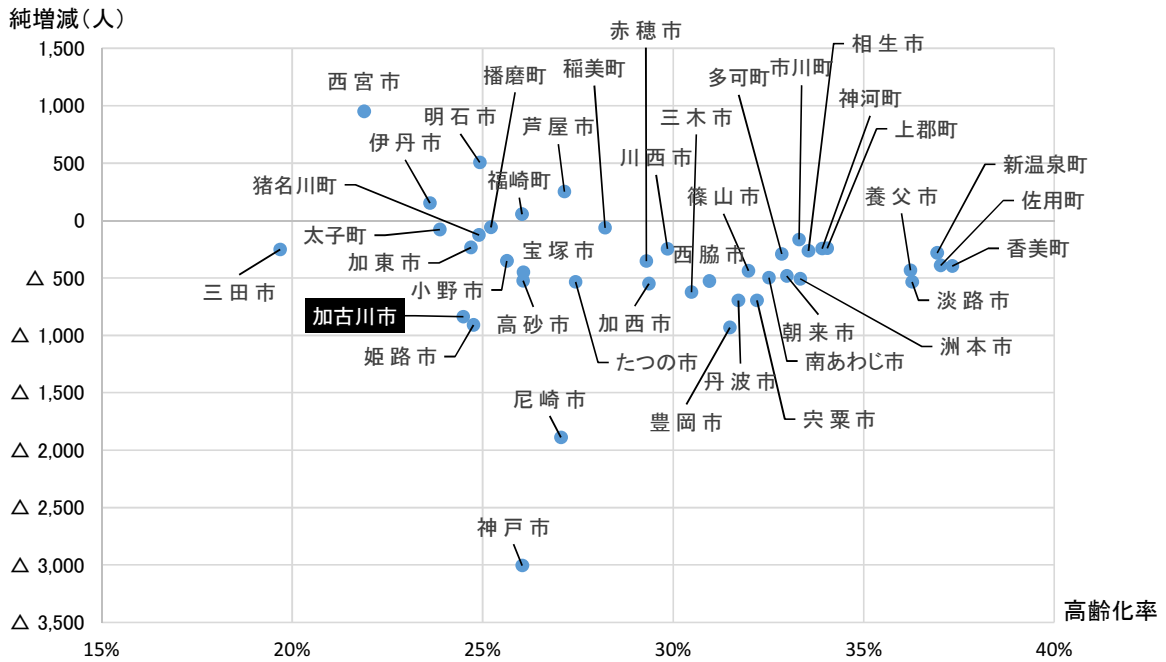
(資料：昭和55年～平成22年は国勢調査、平成27年は加古川市推計人口)
※ 総人口には年齢不詳を含むため合計が一致しない場合があります



(資料：加古川市人口ビジョン)

⑤ 県下各市町高齢化率の状況

県下各市町高齢化率の状況を見ると、加古川市は高齢化率が24.5%となっており、比較的低いことがわかります。



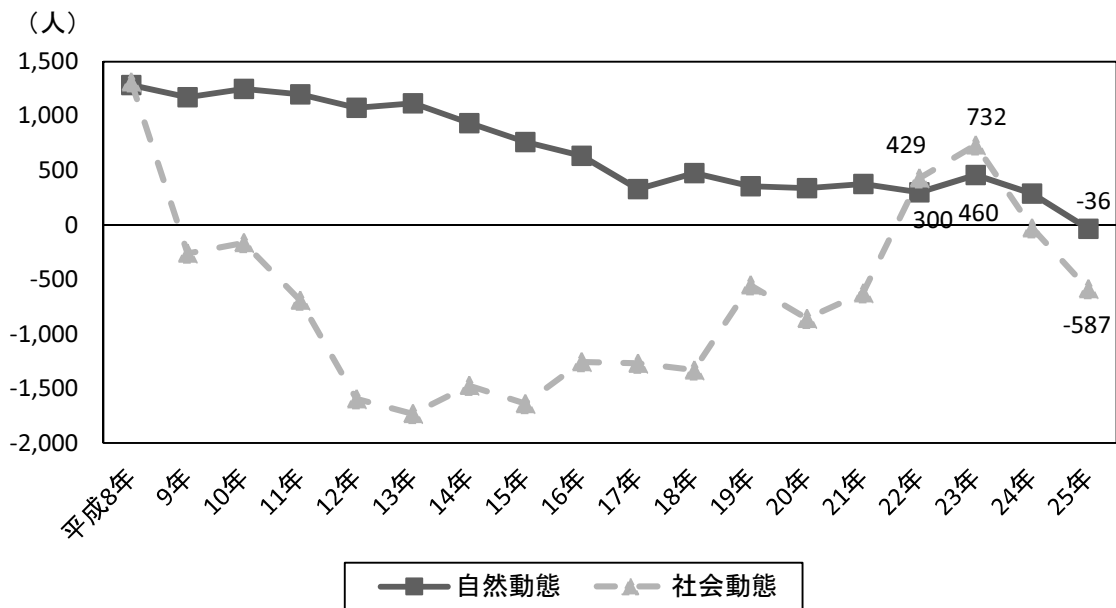
(資料：平成26年 兵庫県各市町村別高齢化率)

(純増減：自然動態と社会動態の差分)

(2) 人口動態

① 人口動態

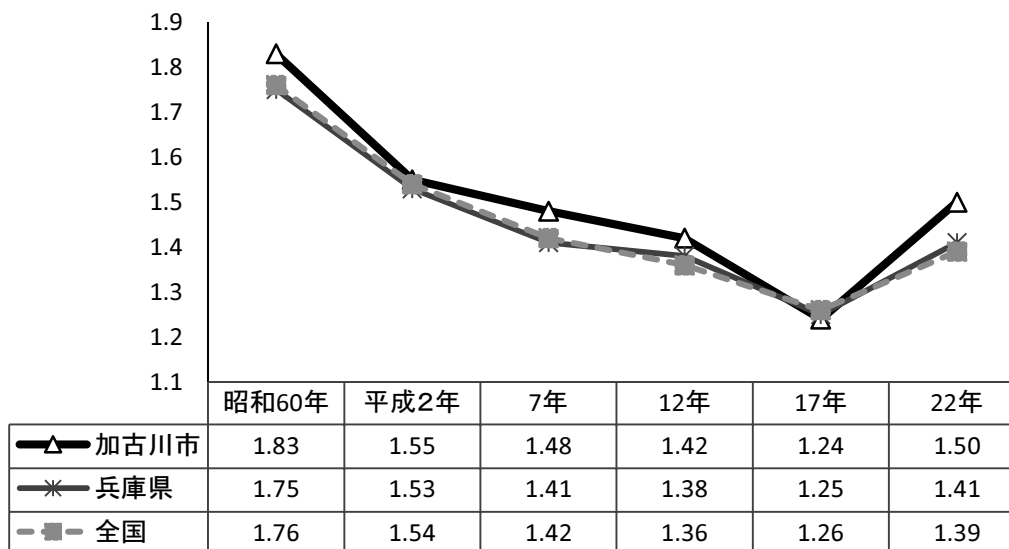
社会動態をみると、平成22年から平成23年まで社会増となっています。一方で、自然動態は、ゆるやかな減少傾向となっています。



(資料：住民基本台帳各年1月1日)

②加古川市・兵庫県・国の合計特殊出生率²の推移

加古川市の合計特殊出生率の推移をみると、平成 22 年には 1.50 となっており、国、兵庫県と比較すると高い水準になっています。

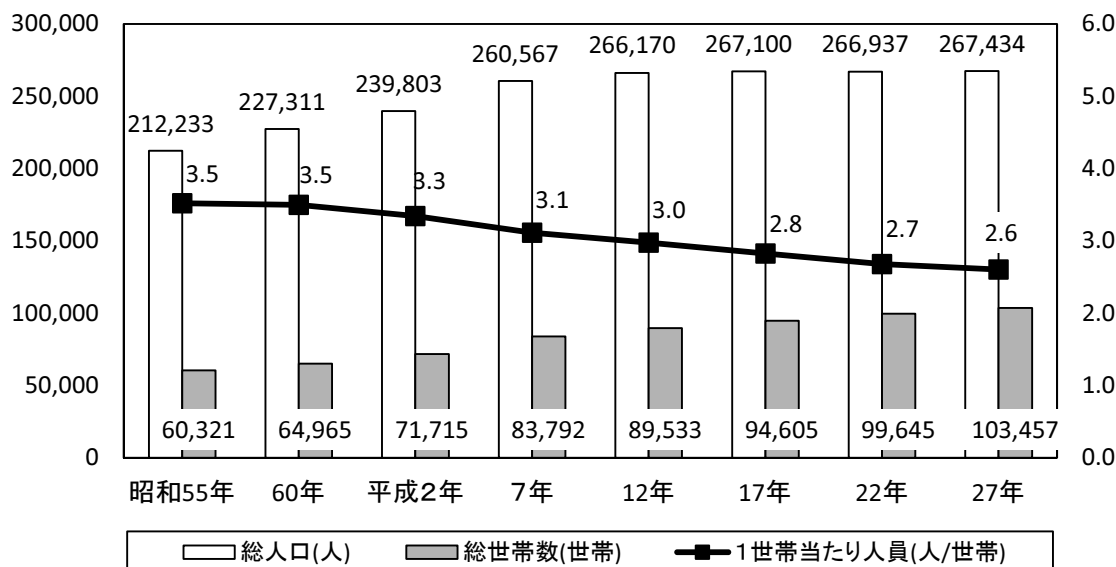


(資料：兵庫県保健統計年報)

(3) 世帯等の状況

①人口と世帯数の推移

総世帯数の推移をみると、増加で推移しており、平成 27 年は 103,457 世帯となっています。また、1 世帯当たりの人員は、平成 27 年に 2.6 人まで減少しており、家族の少人数化が進んでいます。

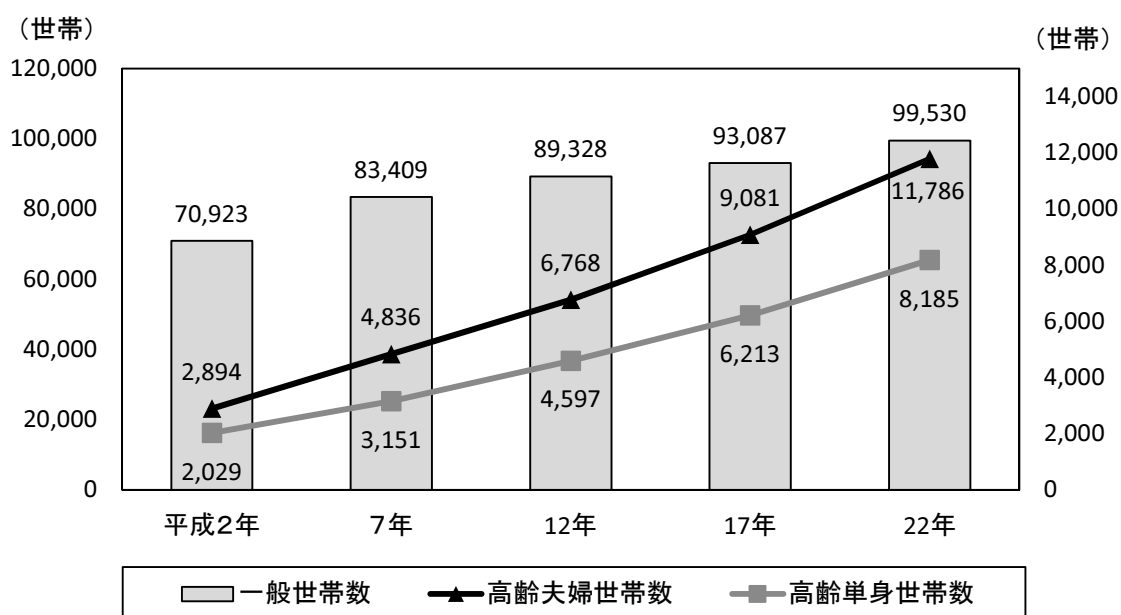


(資料：昭和 55 年～平成 22 年は国勢調査、平成 27 年は国勢調査における兵庫県速報値)

² 合計特殊出生率：厚生労働省「人口動態統計」における指標。一人の女性が一生の間に生む子どもの数の目安として用いられる。

②高齢者のいる世帯の推移

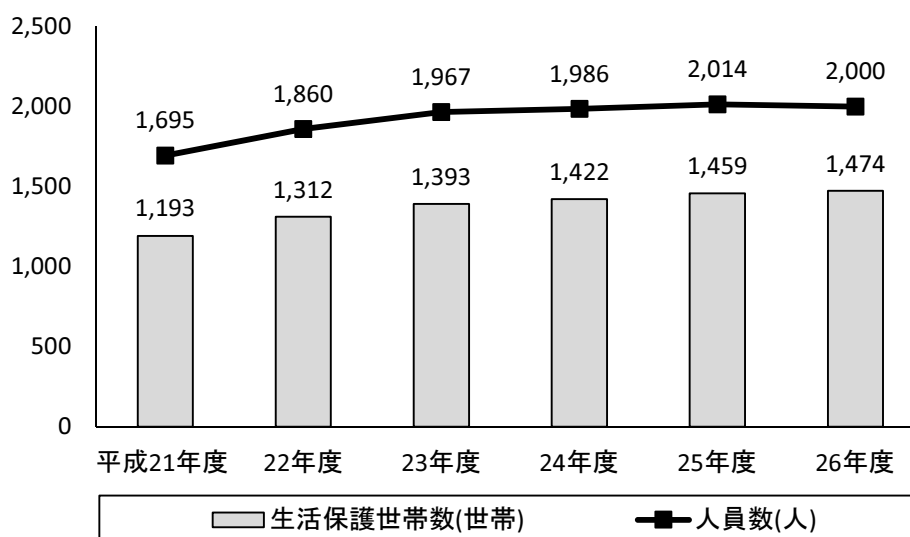
高齢者夫婦世帯数をみると、平成2年から平成22年までの間に、8,892世帯の増加となっています。高齢者単身世帯数では、6,156世帯の増加となっています。



(資料：国勢調査)

③生活保護世帯数の推移

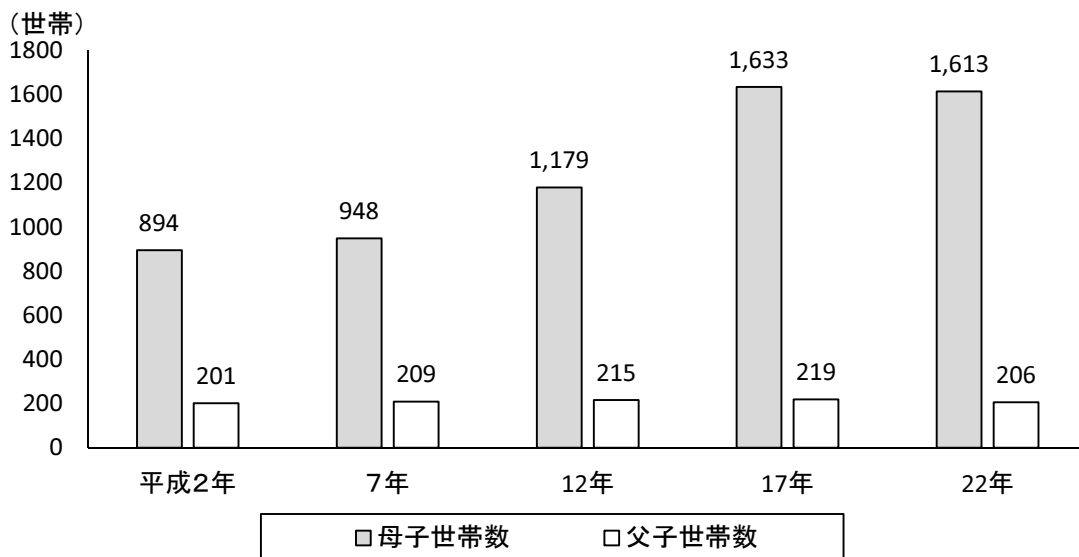
生活保護世帯数の推移をみると、平成21年度から平成26年度までで281世帯の増加となっています。あわせて、生活保護人員数も平成26年度までで305人の増加となっています。



(資料：生活福祉課)

④ひとり親世帯数の推移

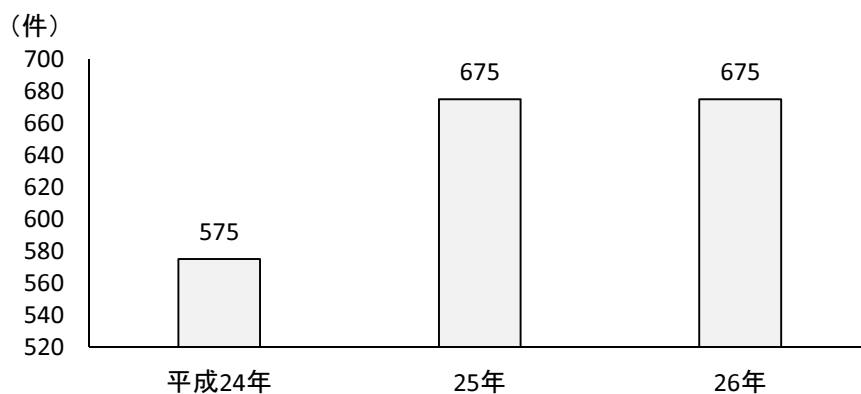
ひとり親世帯数の推移をみると、母子世帯数、父子世帯数ともに平成17年までは増加で推移しています。平成17年からは母子・父子家庭ともに減少し、平成22年にはそれぞれ1,613世帯、206世帯となっています。



(資料：国勢調査)

⑤認知症の相談件数

地域包括支援センターに寄せられた認知症への相談件数は、平成24年から増加しています。平成25年から平成26年にかけては横ばいとなっています。



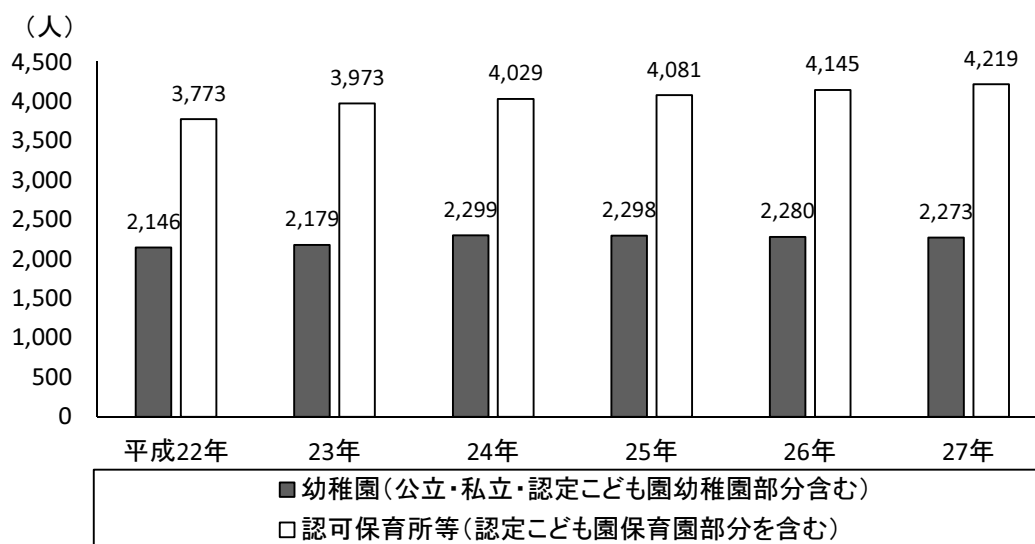
(資料：地域包括支援センター活動状況調べ)

(4) 就学前の保育状況

① 入園児童の推移

認可保育所等の入所児童数は増加で推移しており、平成27年は4,219人となっています。

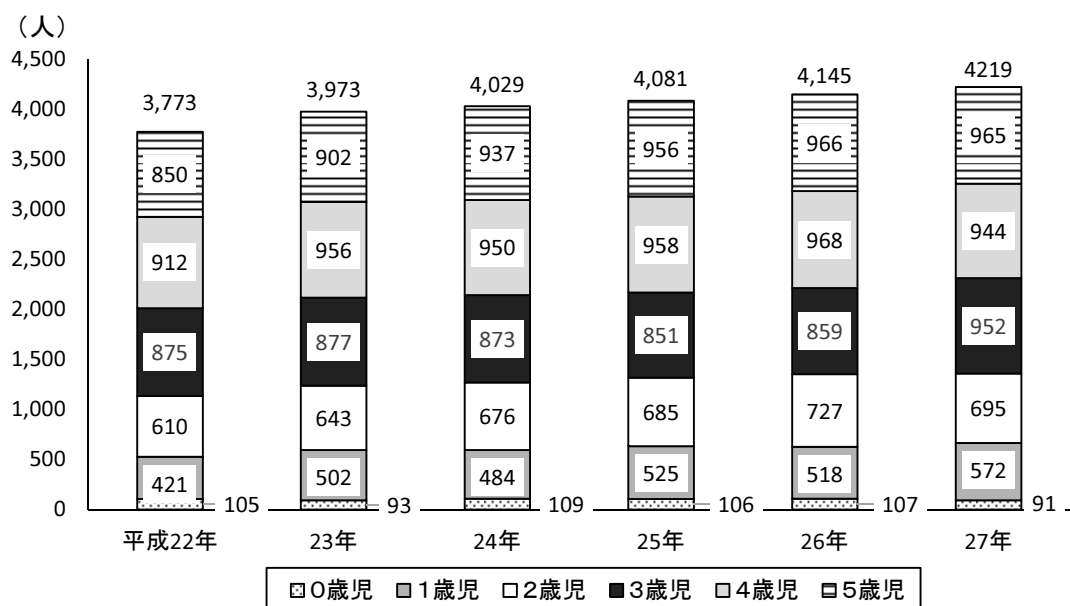
一方、幼稚園の入園児童数は平成24年から減少で推移しており、平成27年には2,273人となっています。



(資料：幼児保育課・学務課、各年度4月1日現在)

② 認可保育所等の年齢区分別入所児童数の推移

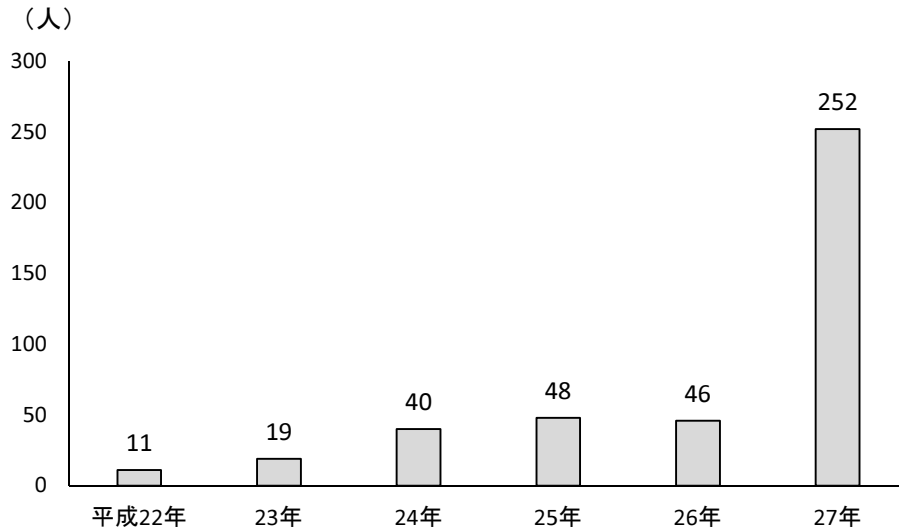
認可保育所等の年齢区分別入所児童数の推移をみると、各年齢区分とも増減を繰り返しながら推移しています。



(資料：幼児保育課、各年度4月1日現在)

③待機児童の推移

待機児童の推移をみると、増加で推移しており、特に平成 27 年は子ども・子育て支援新制度の開始の影響や待機児童の定義変更があったことから、206 人増の 252 人となっています。

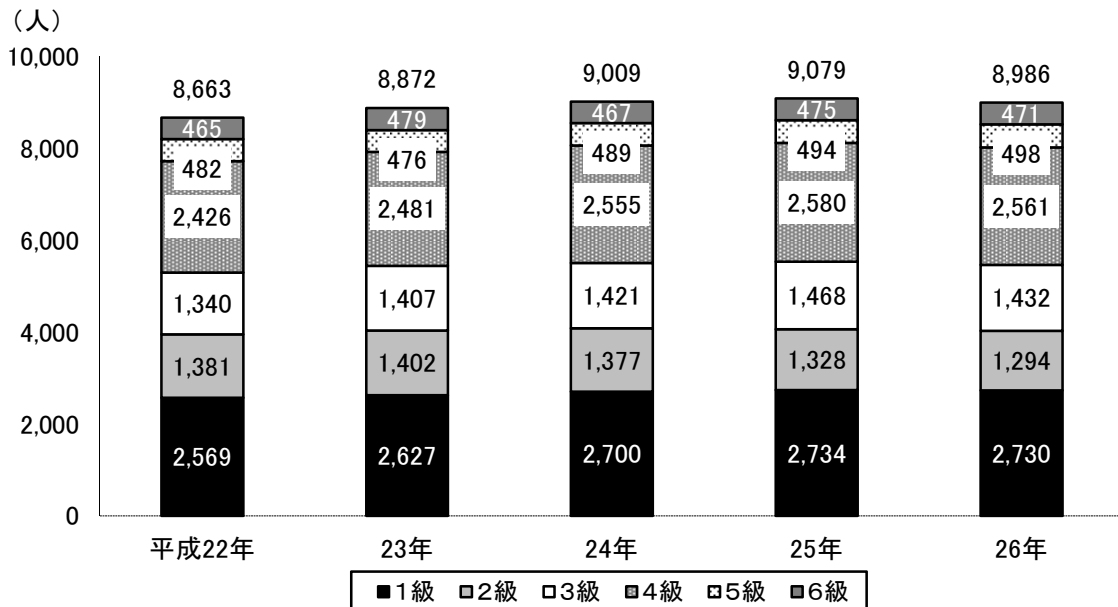


(資料：幼児保育課、各年度 4 月 1 日現在)

(5) 障害者手帳所持者の状況

①身体障害者手帳所持者数の推移

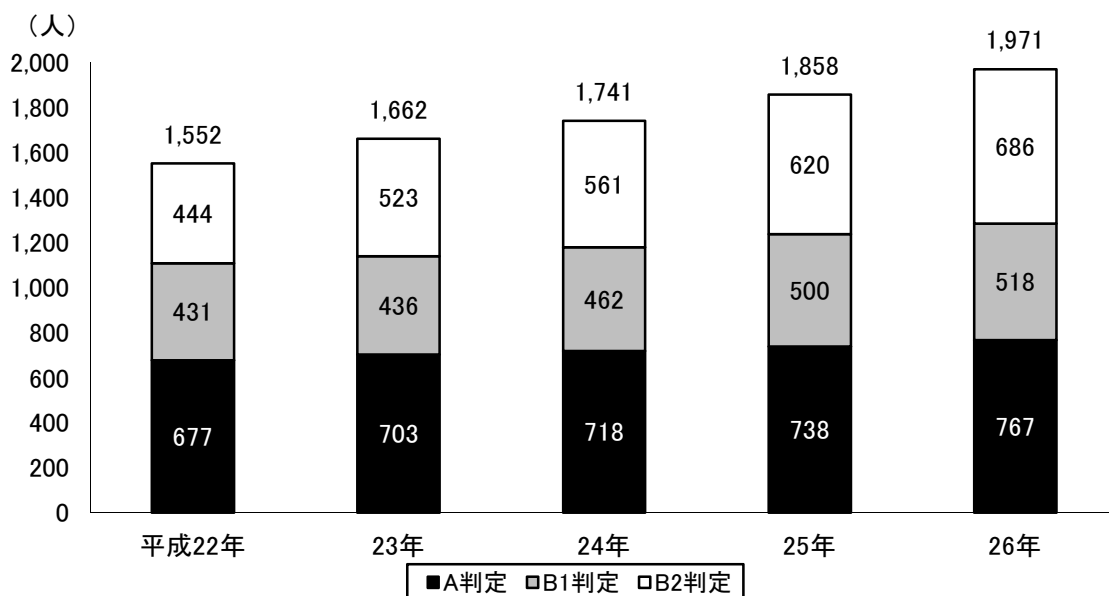
身体障害者手帳所持者数の推移をみると、平成 25 年までは増加しています。



(資料：障がい者支援課)

②療育手帳所持者数の推移

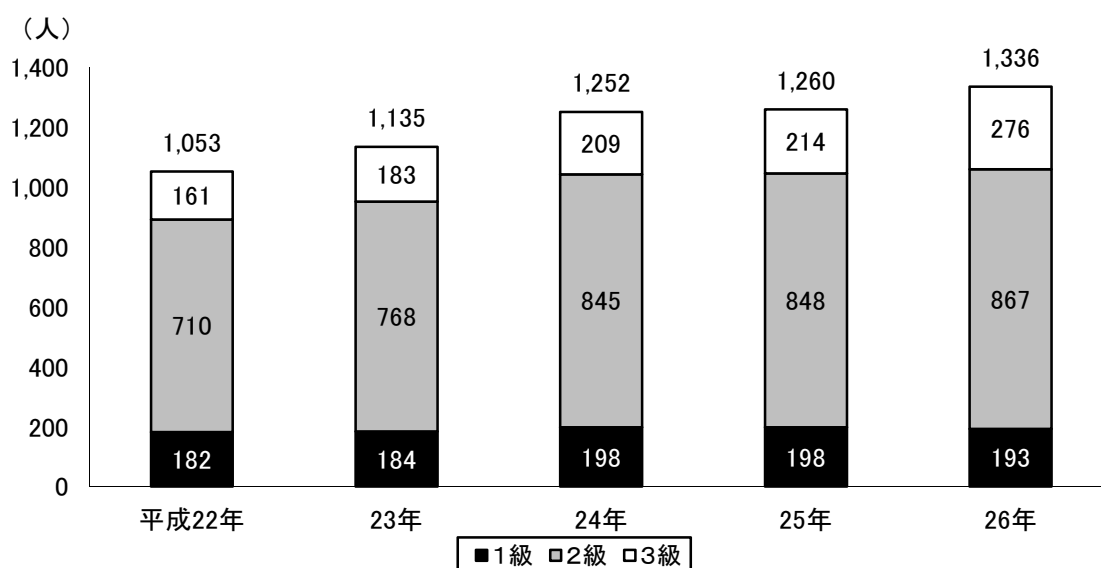
療育手帳所持者数の推移をみると、すべての区分が平成26年まで増加しています。



(資料：障がい者支援課)

③精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移

精神障害者保健福祉手帳所持者数の推移をみると、すべての区分が平成26年まで増加しています。

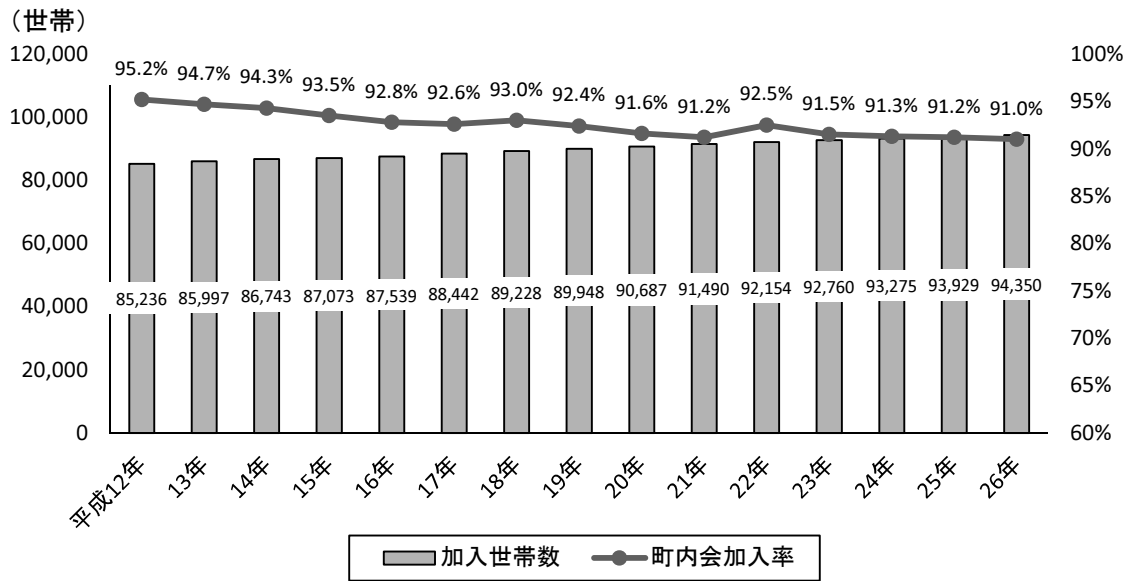


(資料：障がい者支援課)

2 地域活動等の状況

(1) 町内会(自治会)

町内会加入世帯数及び加入率の推移をみると、加入世帯数ではゆるやかに増加しており、平成26年は94,350世帯となっています。一方で、加入率は増減を繰り返しながら減少傾向にあり、平成26年は91.0%となっています。

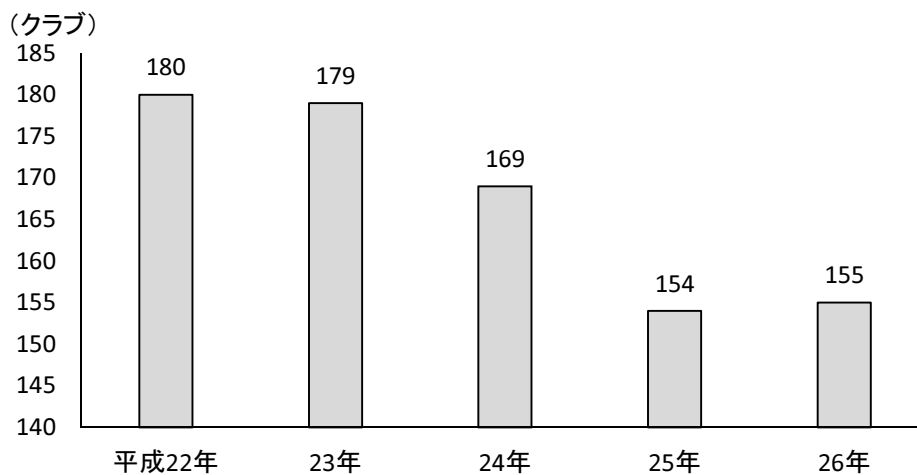


(資料：市民生活あんしん課)

(2) 老人クラブ

① 老人クラブ数

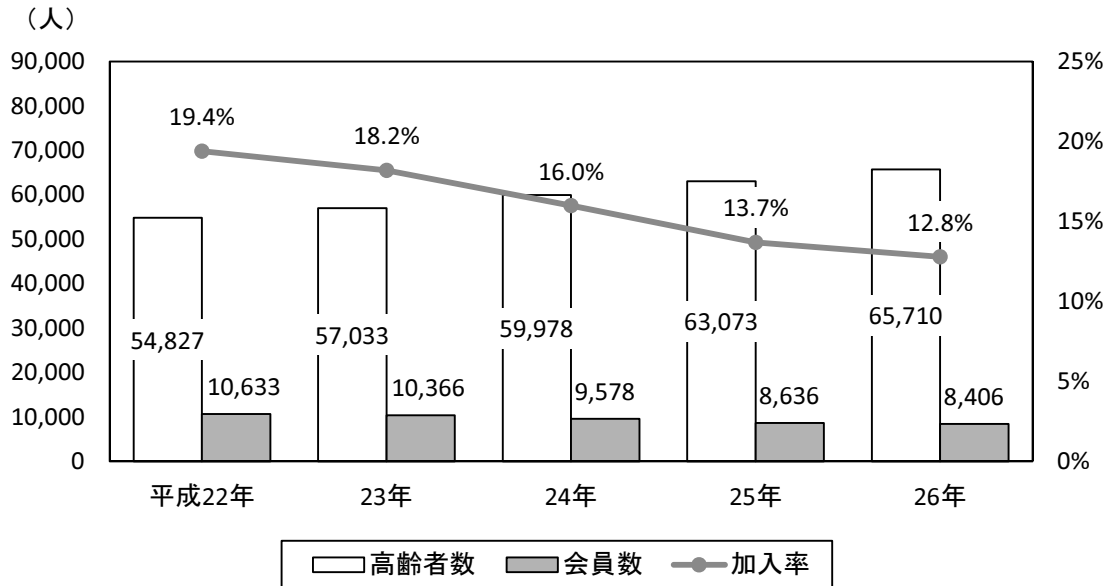
老人クラブ数の推移をみると、減少しており、平成26年は155クラブとなっています。



(資料：高齢者・地域福祉課)

②老人クラブ加入者数・加入率

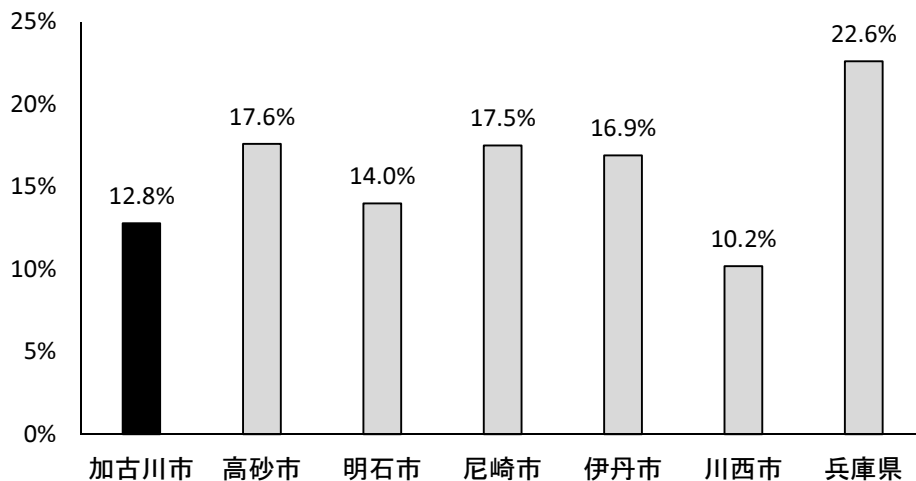
老人クラブ加入者数・加入率をみると、加入会員数は減少しており、平成 26 年は 8,406 人となっています。同様に、加入率も減少しており、平成 26 年は 12.8% となっています。



(資料：高齢者・地域福祉課)

③県下各市老人クラブ加入率

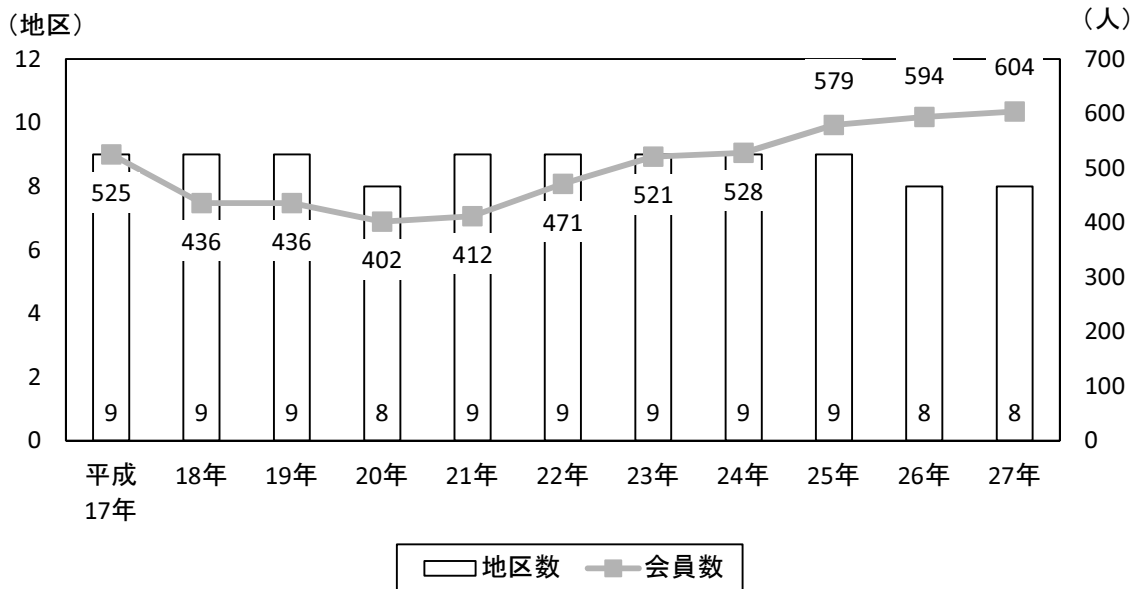
県下各市老人クラブ加入率をみると、加古川市は兵庫県平均より 9.8 ポイント低くなっています。



(資料：高齢者・地域福祉課)

(3) 婦人会

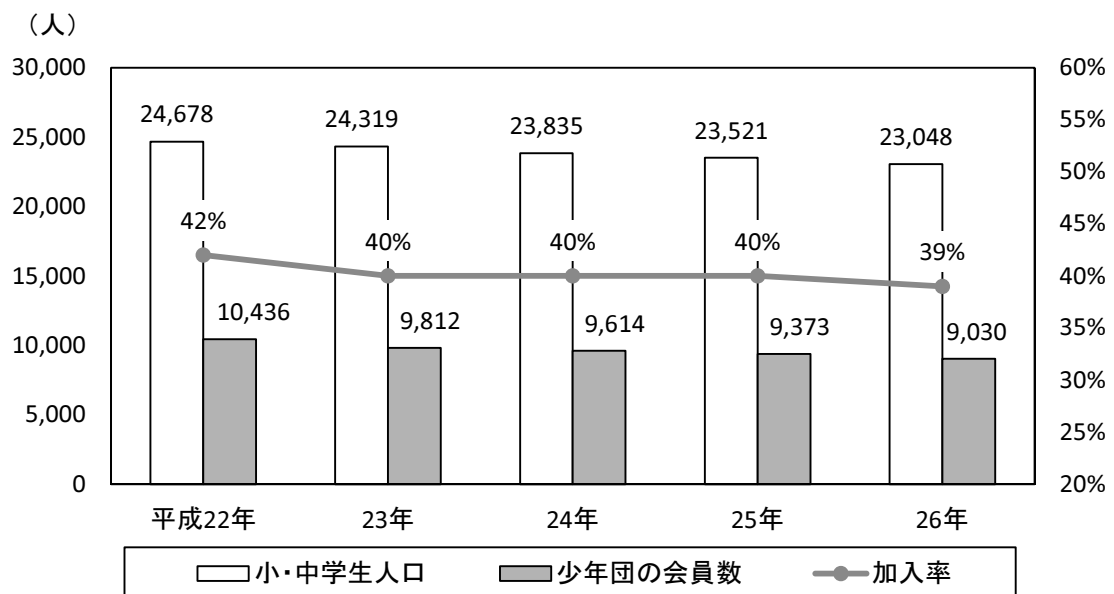
連合婦人会の加入地区・会員数をみると、地区数はほぼ横ばいで推移しており、平成26年度は8地区となっています。会員数は平成20年から増加し、平成27年は604人となっています。



(資料：男女共同参画センター)

(4) 少年団

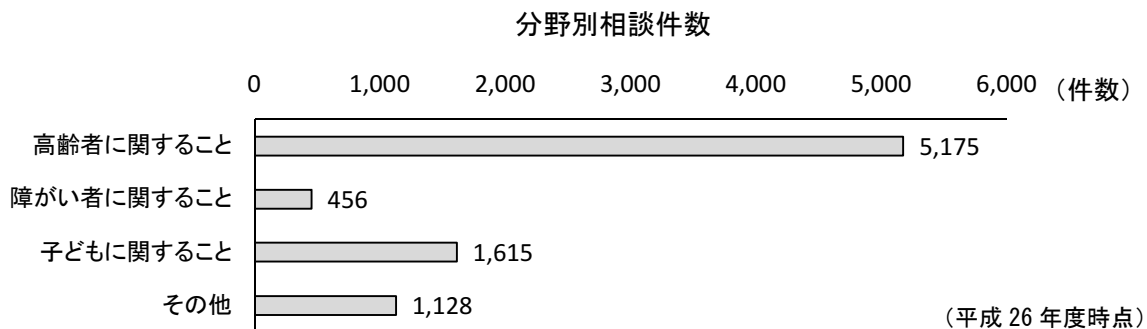
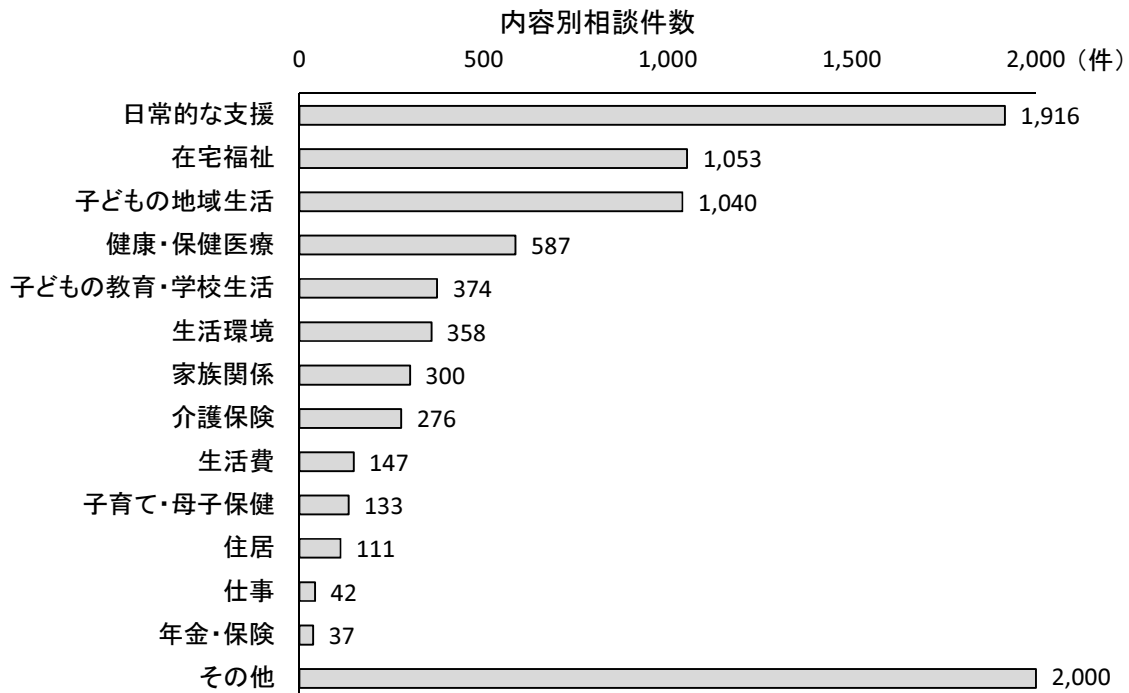
加古川市少年団指導者協議会への少年団会員数・加入率をみると、小・中学生人口の減少に伴い少年団の会員数は減少し、平成26年は9,030人となっています。加入率もやや減少しながら推移し、平成26年は39%となっています。



(資料：青少年育成課)

(5) 民生委員・児童委員の活動状況

平成 26 年度の民生委員・児童委員の活動状況をみると、内容別相談件数では、「日常的な支援」、「在宅福祉」、「子どもの地域生活」の順で多くなっています。分野別相談件数では、「高齢者に関すること」が最も多くなっています。

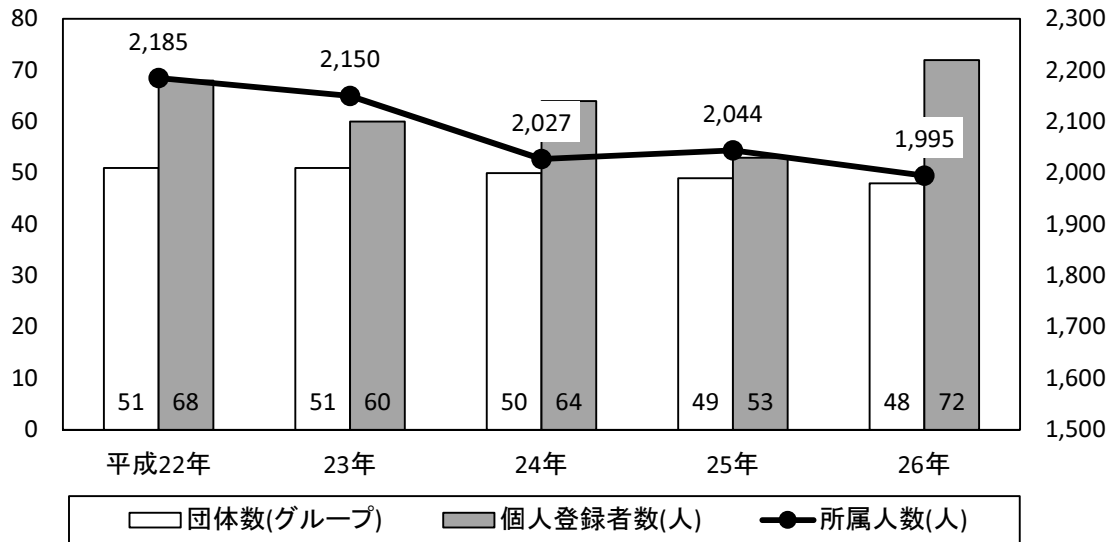


(平成 26 年度時点)

(資料：高齢者・地域福祉課)

(6) ボランティアの活動状況

市ボランティアセンター登録団体数・個人登録者数等の推移をみると、団体数は平成22年から平成26年までで3グループ減少しています。個人登録者数は増減しており、平成22年から平成26年までで4人増加しています。所属人数に関しては、平成22年から平成26年までで190人減少しています。



(資料：加古川市ボランティアセンター)

3 アンケートのまとめからみる現状

加古川市の各種計画の策定にあたり実施された市民アンケートの結果を、項目別に分類することにより、地域福祉についての考え方や地域活動の参加状況等を把握し、第3期計画策定の基礎資料としました。

なお、内容については資料編に記載しています。

市民アンケート調査の概要

■「高齢者福祉及び介護保険事業計画策定における調査」

対象

一般高齢者	加古川市在住の65歳以上の要介護認定を受けていない人、65歳以上の要支援認定を受けている人を無作為抽出
高齢者(要介護認定者)	加古川市在住の65歳以上の要介護認定を受けている人を無作為抽出
介護者	加古川市在住の65歳以上の要介護認定者を介護している人
介護支援専門員	加古川市内で働いている居宅介護支援専門員
訪問看護師	加古川市内の訪問看護事業所及び訪問看護事業所に従事している訪問看護師

期間：平成26年6月3日(火)～平成26年6月18日(水)

回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
一般高齢者実態調査	2,500通	1,889通	75.6%
高齢者実態調査(要介護認定者)	1,500通	794通	52.9%
介護者実態調査	1,500通	709通	47.3%
介護支援専門員実態調査	200通	187通	93.5%
訪問看護師実態調査	88通	82通	93.2%
計	5,788通	3,661通	63.3%

■「子育て支援に関するアンケート調査」

対象：加古川市在住の小学校就学前のお子さんを養育する保護者より無作為抽出した
4,000名

期間：平成25年12月2日（月）～平成25年12月24日（火）

回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
未就学児童	4,000通	2,107通	52.7%

■「障害福祉に関するアンケート調査」

対象：加古川市内在住の「身体障害者手帳」、「療育手帳」、「精神障害者保健福祉手帳」所持の方より無作為抽出

期間：平成26年7月14日（月）～平成26年7月28日（月）

回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
身体障がい者	748通	1,012通	51.0%
知的障がい者	652通		
精神障がい者	600通		

■「市民意識調査」

対象：加古川市内在住の満20歳以上の男女（平成26年7月1日現在）より無作為抽出

期間：平成26年7月22日（火）～平成26年8月4日（月）

回収状況	配布数	有効回収数	有効回収率
市民	3,000通	1,245通	41.5%

4 第2期計画における取り組みの現状

第2期計画に掲げた取り組みに基づく実施担当課への現況調査から見えてくる課題を整理し、第3期計画における施策の展開を探る検討資料としました。

第2期計画の基本目標 ①福祉サービスの適切な利用の推進

施策の展開	取組状況	問題点
<p>1 情報提供の充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 広報紙やホームページの活用 • 情報冊子、パンフレットの作成 • 2市2町コミュニティケアネットシステムの活用 • 民生委員・児童委員による見守り活動の中での情報提供 • 庁内関係各課が連携した情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> □紙ベースによる情報発信は読者が少ない □SNSの有効性は理解しているが十分に活用できていない □地域包括支援センター、2市2町コミュニティケアネットシステムの認知度が低い □情報入手困難者や無関心層への情報提供が不十分 □障害特性に応じた対応（ルビ振り・音声案内・わかりやすい表現等）が不十分 □新たな制度に関する認知度が低い □制度改正やサービスの多様化などの変化に応じた、迅速な情報収集が困難 □収集した地域情報を提供する仕組みが構築できていない □多様な情報を一元管理する仕組みが構築できていない

施策の展開	取組状況	問題点
<p>2 相談体制の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 相談員の相談技術や資質の向上を図るための研修を実施 • 地域包括支援センターに社会福祉士等の専門職、認知症地域支援推進員を配置 • 生活困窮者相談窓口の設置 • 障がい者のピアカウンセリング事業を実施 • 保育コンシェルジュの設置 • 民生委員・児童委員による見守り活動の実施 	<ul style="list-style-type: none"> □精神面も含めた包括的な相談・助言を行う技術が必要 □保健・医療分野に精通した相談員が少ない □サービス利用者数に対して相談支援専門員の数が少ない □新たな相談窓口の認知が十分でない □予約制の相談窓口は時間等に制約があり利用しにくい □課題があっても相談に踏み切らない市民への対応が不十分 □民生委員・児童委員の役割を知らない地域住民が増えている □関係機関や団体と連携しているが、総合相談体制に至っていない
<p>3 サービスへつなぐ仕組みの充実</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 高齢者実態調査による70歳以上の高齢者の把握 • 民生委員・児童委員による見守り活動の実施 • 民生委員・児童委員と町内会との、見守り体制づくりの協議を推進 • 「避難行動要支援者制度」に基づき、要支援者名簿を作成 • 障がい者虐待防止センターの設置 • 要保護児童対策地域協議会の設置 	<ul style="list-style-type: none"> □高齢者数の増加により、実態調査を行う民生委員・児童委員の負担が増えている □団体間での情報共有が、個人情報保護により難しい □ボランティアの高齢化により継続が難しい事業がある □虐待の判断基準や緊急性の有無について、関係機関と認識にずれが生じる場合がある
<p>4 福祉に関わる権利擁護</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 福祉サービス利用援助事業の実施 • 成年後見制度における市長申立ての実施 • 地域包括支援センターにおける苦情処理システムの構築 • 「播磨地域福祉サービス第三者評価機構」の受審促進 	<ul style="list-style-type: none"> □福祉サービスの利用契約までの待機期間（面接から契約まで）が長い □今後、市民後見人の養成が必要だが、必要性のPRや制度を支援する体制が整備できていない □困難事例に対して、専門性のある相談員が一元的に対応できる体制がない

第2期計画の基本目標 ②社会福祉を目的とする事業の健全な発達

施策の展開	取組状況	問題点
<p>1 福祉サービスを担う人材の育成</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員・児童委員を対象に出前講座を実施 ・ゲートキーパー養成研修の実施 ・ボランティア養成講座を実施 ・ホスピスボランティア研修会の開催 ・シニアボランティアの発掘と育成を目的に子育て大学を開催 ・保育士研修会の開催 ・福祉サービス事業者の意見交換会を開催 	<ul style="list-style-type: none"> □講座や研修の内容により、参加希望者にばらつきがある □公民館単位で開催するボランティア講座等の参加申し込みが少ない □介護職の人材確保の問題は、加古川市単独では限界がある □保育現場では、職員の研修参加への機会確保が難しい
<p>2 多様なサービスの提供基盤の整備</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・つつじ園の指定管理者制度の導入 ・巡回支援員を配置し、教育・保育事業の新規参入事業者の運営相談や助言等を行う体制を整備 ・ファミリーサポートセンター事業の実施 ・障害福祉サービスを利用するための計画相談支援の提供体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> □社会福祉協議会と行政が協働事業を検討する場がない □社会福祉協議会とNPOが情報共有をする場がない □計画相談支援のための相談支援員の数が少なく、十分な体制がとれていない
<p>3 福祉・保健・医療と生活関連分野の連携</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・生活困窮者自立支援調整会議の実施 ・障害者自立支援協議会の設置 ・「ウェルネスプランかこがわ」にかかる推進会議の実施 ・市内自殺対策連絡会議の実施 ・教育、保育事業者との連絡会議の実施 ・医師会等関係団体との情報交換会の実施 ・要保護児童対策地域協議会の設置 ・各分野における職員研修の実施 	<ul style="list-style-type: none"> □情報交換だけにとどまっている場合がある □障害者自立支援協議会をより活性化させる必要がある □地域在宅医療推進協議会に参画しているが、今後のイメージが明確にできていない

第2期計画の基本目標 ③地域福祉に関する活動への市民参加の促進

施策の展開	取組状況	問題点
<p>1 地域福祉を推進する 人材の育成・確保</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・イベント時、地域活動団体にボランティアスタッフとして参加依頼 ・いきいき百歳体操応援隊講座の実施 ・ファミリーサポート事業の提供会員の養成講座を実施 ・社会教育・福祉教育推進員の活動支援 ・公民館で地域コミュニティ事業を実施 ・地域人材を学校園支援ボランティアとして活用 ・1日ボランティア体験の実施、団塊世代のボランティアグループ化の促進 	<ul style="list-style-type: none"> □ボランティアスタッフの固定化と高齢化が進んでいる □推進員が毎年交代し、活動の継続に支障がある □学習意欲はあるが、ボランティアまではしたくない人が少なくない □養成した人材のフォローアップの機会がない □団塊世代の興味・関心が多様化し、参加を促すだけでは参加者が増えない □高齢化、町内会加入率の低下により、地域活動の担い手の負担が増加している
<p>2 地域福祉活動への 参加のきっかけづくりの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉バスの運行 ・老人クラブ活動費の助成 ・出前講座の実施 ・にこにこファミリー運動会の実施団体(高校生主体)への補助 ・各学校における「心の絆プロジェクト」の推進 	<ul style="list-style-type: none"> □老人クラブの会員数・加入率・クラブ数が減少している □若い世代が少ない地域があり、世代間交流の実施状況に地域差がある □福祉教育の時間は総合的な学習の時間に割り当てられるため、地域を巻き込んでの系統立てたプログラム企画ができていない

施策の展開	取組状況	問題点
<p>3 地域福祉活動団体の支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 情報誌、パンフレットの活用 • 2市2町コミュニティケアネットシステムの活用 • 地域包括支援センター等関係団体との連携 • 障害者自立支援協議会における困難事例の共有 • 出前講座の実施 • 地域ぐるみの見守り事業の実施 • 民生委員・児童委員と、学校や町内会との連絡会を実施 	<ul style="list-style-type: none"> □地域包括支援センター、2市2町コミュニティケアネットシステムの認知度が低い □情報のメンテナンスが不十分 □各団体間の情報共有ができず、迅速な対応ができていない場合がある □地域の困難事例について情報共有はできているものの、具体的な解決には至っていない
<p>4 支えあい助けあうコミュニティの形成</p>	<ul style="list-style-type: none"> • 町内会で行われる敬老事業への補助 • 高齢者サロンへの研修会を実施 • 町内会加入促進のチラシを配布 • 町内会集会所の整備経費の一部を補助 • 子育てサークルの連絡会を定期開催 • 子育てプラザのプレイルームを、サークルの活動場所として提供 • 障害者自立支援協議会において、障がい者の防災時の対応を研究 	<ul style="list-style-type: none"> □高齢化により自主的な運営が困難なサロンがある □地域コミュニティに対する価値観が変化し、町内会等に参加しない住民が増えている □地域住民の高齢化により、集会所の維持管理費用の捻出が困難になっている □高齢者が集える居場所づくりが進んでいない □災害発生時に、障害の種別によってどう支援できるか課題整理ができていない

5 意見交換会及びヒアリング結果のまとめからみる現状

ボランティア団体・当事者団体・NPO団体など、地域で活動している各種団体や企業を対象に、意見交換会を実施した内容と、ヒアリングシートによる調査の結果から、加古川市の地域福祉にかかる現状と課題を整理し、第3期計画における施策の展開を探る検討資料としました。

(1) PTA連合会

<課題>

- ・PTA や学校から、地域に対してアクションができる仕組みづくりが必要
- ・地域活動の意義をどこかで振り返って、皆で共有していかなければいけない
- ・PTA 活動により、子どもを通して地域における人間関係を築くことが必要
- ・PTA の既存の活動の中で他の団体と関わっていく方法など、何か仕組みを考えないといけない
- ・行事への参加要請をすることによって、何とか地域とつながっているのが現状
- ・PTA に加入するとメリットがあると思えるような仕組みが必要

<取り組み>

- ・町内会と連携してコミュニケーションを取るようになっている

<要望>

- ・行政には、地域での人間関係を密にして、仲良くさせるような仕組みを作っていく役割がある

(2) かこがわ市民団体連絡協議会

<課題>

- ・参加者が固定化されてきているので、新しく参加してくれる人を増やす努力が必要
- ・世代交代と、若手（男性、女性とも）の労力を取り込む努力が必要
- ・地域のコミュニティや活動を進めるうえで、コアとなるリーダー的存在がない
- ・地域内での情報交換や連携の強化と、情報発信の充実やネットワーク形成が必要
- ・町内会などを通じて住民が情報を知り、活動に参加できる機会を設けることが必要
- ・地域を巻き込んだ活動を展開しているが、環境維持活動などは地元の協力が得にくくなってきた
- ・地域の農産物や特産品を扱った実益のあるイベントや、ファミリー向けイベントの開催が必要
- ・地域活動の面白さや達成感をいかにして伝えるかが大切

- ・交流や話し合いの場を設けて世代を越えた交流をすることで、住民の連帯感を醸成すること
- ・「地域ぐるみ」で地域特有の財産や存在価値を認め合い、愛着を深めていくこと

＜取り組み＞

- ・小学校区単位で子どもの見守り活動を行っている
- ・地域住民を巻き込んだ活動が増えている
- ・団体間コラボ＝各団体が何かをしようとするときに、他の団体が協力するネットワークを構築
- ・地元の大学や高校と連携して、施設利用や事業協力をお願いしている
- ・公民館を通じた地域の祭りへの参加や、公民館主催の地域学講座の講師として参画することで、地域との結びつきを強く感じている

＜要望＞

- ・情報交換や連携の実現に向けた場所づくりや、頑張る団体への支援
- ・リーダーや人材の発掘と育成に対する支援や、ネットワーク形成に向けての助成
- ・ケーブルテレビなど使える資源を有効に活用すべき
- ・地域を巻き込んで地域福祉計画をPRしていくこと（例：学校のポスターなど）
- ・行政が行う計画や支援を受けて実行する主体を、どのように機能させられるかが大切

（3）ボランティア連絡協議会

＜課題＞

- ・旧来の婦人会や老人会のようなものだけではなく、今の若い人たちの居場所づくりが必要
- ・70代、80代の高齢者が、若い人を支える側が変わっていくことが必要
- ・NPO 法人と交流がないので関係性をつくっていきたいが、お互いに実情を理解しにくく難しい
- ・ボランティアは多種多様だと一般的に認識されていないので、もっと発信することが必要
- ・特に男性は地域活動に関心を持つのは定年後。若い頃からボランティアに取り組むことが必要
- ・できるだけ顔なじみが集まって人間関係をつくり、隣近所の人と仲良くすることが大切
- ・自分から地域に参加できる人ばかりではないので、だれもが参加しやすい「なかよし会」のような地域づくりから始めると良い
- ・協会や団体に登録していない「支援が必要な人」も依然として多く、地域の人の協力が不可欠
- ・地域の団体やボランティアも含めた、情報交換とコミュニケーションの場が必要

＜取り組み＞

- ・地域のまつりは、若い人に任せていくようにしている
- ・自分自身が楽しんで勉強や活動をすることで、生きがいになっている

＜要 望＞

- ・地域の現状を正確に把握してもらうこと
- ・行政の窓口で簡単に相談に行ける場所や、東加古川に福祉施設の出張所（拠点）
- ・高齢者を活用すべき。体を使ってボランティアや交流をすることで、元気な高齢者が増える
- ・障がい児やその親に対する接し方について学ぶことができるような研修の機会
- ・出前講座などを活用した各種制度についての十分な周知

（４）老人クラブ連合会

＜課 題＞

- ・会長のなり手がいない
- ・活動資金が乏しいが、資金を獲得できれば参加率もあがる
- ・連合会に加入する単位クラブが少ないのは、加入してもメリットがないから
- ・連合会に加入しなくても、ほとんどの町内会に老人部があり、活動のすみわけが必要
- ・元気な人とそうでない人、それぞれに対する活動の仕方、参加手段の確保、関わり方などを考えないといけない
- ・地域の絆が崩れてきている
- ・人の世話をするより、「限られた時間で、自分が楽しければいい」という考え方の人が増えている

＜取り組み＞

- ・「どないや訪問」はとても喜ばれている
- ・学校園や町内会との関わりが多く、現在は老人クラブが町内会の実働部隊として活動している

＜要 望＞

- ・シルバーパワー伝承子育て交流事業の補助金がカットになっている
- ・地域の範囲内（500m 位）のできる送迎ボランティアが必要

（５）NPO法人 子育てサポート☆きらりing

＜課 題＞

- ・子育てプラザに来られない人や知らない人に対して、情報の利活用へとつなぐ方法の周知
- ・孤立した母親にとって、育児に対する不安や負担感の軽減へとつなげられるよう、より多くの人に子育てプラザを利用してもらうこと
- ・様々な世代が集い、交流し、学び合える場の提供
- ・地域の行事などに積極的に参加し、世代を越えた交流を促すこと
- ・様々な関係団体や機関をお互いにつなげる役割を担うこと

＜取り組み＞

- ・地域の人をボランティアとして迎えることにより、子育て世代（来館者）とボランティアをつなぐ役割を果たしている

＜要 望＞

- ・ひょうご子育てコミュニティの活動に参加して、他の団体との交流を持つこと
- ・トライやる・ウィーク、子育て大学からの講師派遣
- ・他施設の見学
- ・両親学級においてプレママ講座の案内をさせてもらうこと

（6）子育て支援ボランティア団体

＜課 題＞

- ・イベントなどを通して、若い世代が抱く出産や子育てに対する不安をやわらげ、「子どもを産むのは怖くない」といったことをアピールできたらいい
- ・世代ごと、ステージごとに対応したカリキュラムの工夫
- ・活動を継続する中でマンネリ化しており、活動内容の工夫が必要
- ・人手不足の解消（男性は特に少ない）、キーパーソンの養成、OB世代の巻き込み
- ・地域のコミュニティ（自治会）での活動に、現役世代を巻き込む
- ・オープンルームに参加している親子の満足度を把握すること
- ・より広範囲な、子育てに関する不安や疑問等の相談を受け付けること
- ・育児や子育てについて相談できる団体や機関を増やし、お互いの連携を図ること
- ・ボランティア間の交流、情報交換、研修会などの開催
- ・子育てプラザと行政とのつながりの強化
- ・地域の世話になっていないという感覚を持つ人が増えてきた。お互いに助け合って暮らしていることを伝えるため、地域で受けている恩恵を「見える化」する工夫が必要

＜取り組み＞

- ・参加者同士がママ友になって情報交換することを支援している
- ・核家族家庭に対する、子どもとふれ合い遊ぶきっかけや遊びの提案
- ・加古川市は住みやすい、子育てしやすい、ということのアピール

＜要 望＞

- ・活動資金のサポート、相談窓口の設置や活動拠点の提供
- ・市の政策やサービスについて、広報紙以外にも、より直接的な方法で積極的に周知すること
- ・専門家に指導してもらって、スキルアップできるような支援

- ・ 支え合いが行われている地域での調査及び交流活動への支援
- ・ 活動内容の発表の場の提供
- ・ 他団体との交流が持てるような企画・情報提供・支援
- ・ 市の魅力として発信できるような「このまちで子育てしたい」というものをつくる

(7) 障がい者団体連絡会

<課 題>

- ・ 障がい者の高齢化が進んでいる
- ・ 高齢化と社会環境の変化で仕事が減ってきている。障がい者が社会参加でき、自立できる就労の促進が必要
- ・ 障害の有無を問わず、子どもたちが地域に留まっている時間が少ない
- ・ 市民後見人、法人成年後見人の担い手が必要
- ・ 社会資源の活用といわれているが、簡単ではない
- ・ 現在、通所者の親を対象にケアをしているが、それ以外の方の憩いの場ができればと思う
- ・ 団体間や地域（町内会、子ども会など）とのつながりがうすい
- ・ 会員同士の助け合いにも限度がある。地域での支援や福祉サービスの充実等、社会の支援を必要とする人が増えている
- ・ どんな団体があって、その団体の目的や活動内容が記された一覧表のようなものがほしい
- ・ 他の団体や関係機関と交流し、共通課題に取り組みながら協力関係を築くこと
- ・ 障害種別の問題などの周知を行い、地域の理解を得ること
- ・ 近所に障がい者が住んでいると認知してもらうこと
- ・ 障がい者だからという特別なものではなく、見守ってほしい

<取り組み>

- ・ 障がい者自身が地域で自分らしく生きようとする意識の向上や、地域の理解の促進のために、障がい者施設の製品の販売等により啓発活動を行っている
- ・ 障がい児のいる家庭が孤立しないよう情報発信などに取り組みたい
- ・ 活動が将来につながるように若い世代へ伝達すること
- ・ 障がい者が地域社会、住民とともに暮らせるような社会の実現に向けて活動している

<要 望>

- ・ 基幹相談支援センターなど、いつでも相談できる場所の設置
- ・ 障害種別によった福祉避難所の設置を考えてほしい
- ・ 防災の取り組みとして、避難行動要支援者制度の登録だけで終わらず、地域との結びつきのきっかけとなる仕組みづくり

- ・緊急時の対応など、同じ地域に住む住民の一人として協力、支援を当たり前のようにできる体制ができればいいと思う
- ・行政とは、事務的なことだけでなく気軽に話せるような関係性を築きたい
- ・行政には、施設と地域とのパイプ役を果たしてほしい
- ・他団体との連携や社会資源の活用と言われているが、どのようなコミュニケーションを取っていけばいいのかを考えてほしい
- ・入院から社会へ出るように言われているが、受け入れ先がなくて困る
- ・ユニバーサル社会の実現を計画に盛り込んでほしい

(8) 企業関係

<課題>

- ・行政、関係機関を中心とした企業団体ネットワークの構築
- ・認知症カフェのボランティア育成や場所の提供
- ・地域社会との積極的な交流
- ・住民と地域団体との連携支援
- ・地域情報の発信場所としての協力
- ・東播磨生活創造センターをプラットフォームとした面的なネットワークづくり
- ・企業の得意分野を地域に提供すること
- ・防犯、安全・安心のまちづくりへの協力
- ・空き店舗の利活用に対する積極的な取り組み

<取り組み>

- ・NPO法人が実施主体の活動は、医療・介護・福祉関係機関と連携して継続している
- ・姫路市、朝来市、神河町、加西市と高齢者の見守り事業の協定を結び、実施している
- ・移送サービス、ベルボックス（緊急通報システム）は医療・介護関係機関・行政等と連携している
- ・防犯カメラや外灯を設置することによる犯罪抑止
- ・地域で活動している方への発表の場の提供
- ・いきいき百歳体操普及活動による集う場所の提供

<要望>

- ・住民が運営するふれあい喫茶等への情報提供、資金援助、PR等への支援
- ・住民へのアンケート調査などを実施し、地域の実態にあった具体的な取り組みを企業・団体へフィードバックする仕組み
- ・地域連携強化の具体的モデルの作成

6 第2期計画の総括

第2章における、「1 データからみた加古川市」、「2 地域活動等の状況」、「3 アンケートのまとめからみる現状」、「4 第2期計画における取り組みの現状」、「5 意見交換会及びヒアリング結果のまとめからみる現状」から課題を導き出しました。

これらの課題を、第2期計画における3つの基本目標をもとに整理し、第2期計画の総括をすることで、第3期計画のめざす方向性を定めます。

I 福祉サービスの適切な利用の推進

制度やサービスの情報については、広報紙やホームページを活用したり、研修会や相談窓口の機会を設けたりすることにより、周知を図ってきました。しかしながら、高齢者や障がいのある人が情報を入手する経路は、家族や知人といった身近な人が多く、相談窓口の利用割合も低い状況で、入手しやすい情報提供の仕組みや、相談しやすい体制の構築が求められています。

地域での子どもの見守りなど、地域の安全対策に取り組む意識については、県下でも加古川市は高いことから、地域住民自らが、安心して暮らせるまちをつかっていこう、という土壤があると考えられます。そのため、これからは地域ぐるみでの課題の共有と、各種団体等が情報交換しやすい場づくりが必要となります。

一方で、個人情報保護の観点より、各種団体間や地域コミュニティ間での情報共有が難しくなっており、地域情報の管理や情報提供のあり方が課題となっています。

また、少子高齢化の進行やライフスタイルの変化など、社会構造の変化に伴う社会的孤立や経済的困窮といった新しい社会的リスクが増大し、制度の狭間にある多様で複合的な地域課題に対して、従来のような分野ごとの支援体制では、十分な支援が実現できない状況になってきています。

これらの解決に向けて、地域において高齢者や障がいのある人などへの理解を深めることや、民生委員・児童委員、関係団体、関係機関、社会福祉協議会、行政などが意思の疎通を図りながら、新たな協働の仕組みを作っていくこと、また、一元的な対応ができる総合相談窓口体制を整備することが求められています。

Ⅱ 社会福祉を目的とする事業の健全な発達

福祉サービスを担う人材育成については、新たな担い手とリーダーの育成が課題となっています。地域のニーズを把握し、地域に必要な人材の創出や育成に取り組むとともに、より質の高いサービスを展開していくことが求められます。

また、市民アンケートの結果より、子育てのしやすさに関しては、市民の満足度が低く、子育てと仕事の両立についても不安を感じている人が多いため、子育て支援拠点の機能強化と、利用促進を図る必要があります。

また、現状として福祉・保健・医療の連携は十分とはいえず、相互の情報共有の不足により、迅速な対応ができていないことも課題の一つとなっています。特に、今後さらに、一人暮らし高齢者や認知症高齢者の増加が予想される中、認知症の人に対する早期支援や、在宅介護に関しては、福祉・保健・医療分野の積極的な連携強化が不可欠であり、ネットワークの構築が求められています。

行政として、NPO 法人や地元企業等の取り組みと協働しつつ、福祉・保健・医療等の関係機関の連携を支援していくことが求められています。

Ⅲ 地域福祉に関する活動への市民参加の促進

各関係機関と連携して、地域福祉を推進する人材の資質向上や、情報共有を図ってきました。しかし、近所付き合いの希薄化や、地域団体への参加率の低下により、地域福祉活動の維持が難しくなっています。

平常時からの支えあいや助けあいといった、身近な地域活動を活性化させていくとともに、若い世代を巻き込んだ、地域コミュニティ活動を推進していく必要があります。

地域福祉の担い手については、固定化と高齢化が進んでおり、若い世代の力が求められています。しかし、市民のボランティア活動への参加意欲は県内で最も低くなっており、地域活動に参加することの意義やメリットを見い出せる仕組みづくりや、子どもから高齢者までの多世代が交流できる場づくりが必要となっています。

公共施設や空き店舗の利活用により、地域住民や団体が活動しやすいまちづくりを促進し、関係団体、関係機関、企業など地域に根差した組織間のネットワークを強化していくことが求められています。

また、災害時や緊急時における支援体制については、過去の災害の教訓から自助の重要性が浸透しつつある一方で、高齢者や障がいのある人など、避難の支援が必要な人は、不安に感じています。そのため、市民、民生委員・児童委員、関係団体、関係機関、社会福祉協議会、行政などが連携して平常時からの住民相互の支えあい（互助）を強化し、地域に密着した支援体制を構築することが必要です。



第**3**章 計画のめざす方向

1 基本理念

第1期・第2期計画では、「ともに支えあい、助けあう地域づくり」を基本理念に掲げ、地域住民と行政が協働して、すべての市民が生涯を通していきいきと、自分らしく、安心して暮らせる地域づくりをめざして施策を展開してきました。

第3期計画では、この理念を継承しつつ、地域における様々な担い手がつながることによってこれからつくりあげていく、地域包括ケアシステムのあり方を見据えて、基本理念を次のように掲げます。

未来につながる 支えあいのまち 加古川 ～いま一度 みんなでつなぎ育てる ^{まち}地域づくり～

2 基本的な視点

基本理念の実現に向けて、自助・互助・共助・公助の連携をめざし、3つの基本的な視点に立って取り組みを進めていきます。

基本的な視点1 地域における顔の見える関係づくり

住民同士のふれあいが減少したり、地域の中で個人情報共有が難しい状況にあるなど、地域で困っている人や助けが必要な人が、見えにくくなっています。

地域に暮らす住民が、自分らしい生活を続ける「自助」を実現するためには、隣近所や身近な人同士が、日頃からつながりを持ち、いつでも相談できる関係を構築しておくことが必要です。そして、地域住民やボランティアなどによる、地域での支えあいや見守りといった「互助」が大切な役割を担います。

すべての地域住民が、自分らしく、心豊かに暮らしていくためには、一人ひとりが、お互いを理解しようとする心もち、交流することで、顔の見える関係を築き、地域の課題解決に向けてみんなで取り組んでいくことが必要です。

基本的な視点2 協働による地域福祉活動の推進

地域においては、市民、ボランティア、地域団体、福祉・医療関係者、民間事業者、行政、社会福祉協議会など、多様な地域福祉の主体が、役割を持って積極的に活動を展

開いています。

地域の課題に取り組んでいくためには、「共助」や「公助」といった制度や公的な福祉サービスの充実だけでは対応できません。また、「自助」や「互助」による身近な助けあいや支えあいの関係だけでも、複雑化する生活・福祉課題の解決につなげることは困難です。

地域福祉を担うそれぞれの主体が、お互いの役割を理解し、つながりを持つことで、ないものを補い合うとともに、協働した取り組みができるようなネットワークの構築をめざします。

基本的な視点3 地域の実情や住民のニーズを反映させた取り組み

高齢者、子ども、障がい者、生活困窮者など、地域では、何らかの事情や要因によって、生活のしづらさを感じている人やその家族がいます。

すべての地域住民が、自分らしく、安心して暮らしていくためには、「共助」や「公助」による福祉サービスなどの情報を入手しやすい環境づくりと、必要とする人をサービスにつなげる支援体制の充実が必要です。

多様な地域福祉の主体が協働することによって、地域の課題を早期に発見、共有し、支援や解決に向けての取り組みを実践することが重要です。

そのためにも、地域福祉活動の交流拠点や、協働の場づくりを進めるとともに、地域で暮らすすべての人を支える仕組みとなるような「地域包括ケアシステム」の構築に向けて取り組みます。

3 基本目標

基本理念の実現をめざし、計画を効果的に推進していくため、地域包括ケアシステムの構築に向け、3つの基本目標を掲げて施策の展開を図ります。

基本目標1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり

すべての人が住み慣れた地域で、自分らしく、心豊かに暮らし続けるためには、人と人とがつながりあい、お互いに顔の見える関係を構築し、それぞれの地域において、活発な地域福祉活動を展開していくことが必要です。

そのため、地域福祉の担い手の発掘と育成に努めるとともに、交流の場の創出や、活動拠点づくりへの支援を進めていきます。

また、地域福祉活動団体の活動内容を積極的に情報発信することで、住民が地域の福祉活動に関心を持って参加し、地域における支えあいや助けあいの意識が高まるよう、地域福祉活動の促進を図ります。

基本目標2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

福祉サービスを必要とする人が、身近な地域において、適切なサービスを利用し、安心して暮らし続けるためには、きめ細やかなサービス情報の提供と、サービスにつなげる迅速で効果的な支援が必要です。

サービスを必要とする本人や家族、支援者にとって、入手しやすい情報提供体制と、身近における相談支援体制を構築するとともに、高齢者、子ども、障がいのある人などの暮らしを支えるため、権利擁護支援を進めていきます。

また、生活困窮者など、複雑で多様な課題を抱える人を支援するため、各関係機関との連携に努め、生活支援体制の充実を図ります。

基本目標3 地域の課題を支えあう仕組みづくり

すべての人が、住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしく、安心して暮らし続けるためには、地域住民を中心として、地域団体、福祉・保健・医療関係者、行政などによるネットワークを強化し、地域課題の解決に向けてみんなで取り組むことが必要です。

そのため、地域課題の共有から解決に向けた支援体制、地域における支えあいや見守り体制の充実を図ります。

地域に暮らすすべての人が、地域福祉の担い手となり、お互いに支えあい、つながることで、心豊かに暮らせるようなまちづくりをめざします。

4 施策の体系

基本理念

未来につながる 支えあいのまち 加古川
～いま一度 みんなでつなぎ育てる ^{まち}地域づくり～

基本的な視点

自助・互助・共助・公助の連携による取り組み

地域における
顔の見える関係づくり

協働による
地域福祉活動の推進

地域の実情や住民の
ニーズを反映させた取り組み

基本目標

地域包括ケアシステムの構築に向けた施策の推進

地域福祉活動に関する
人・基盤づくり

必要なサービスを受けられる
仕組みづくり

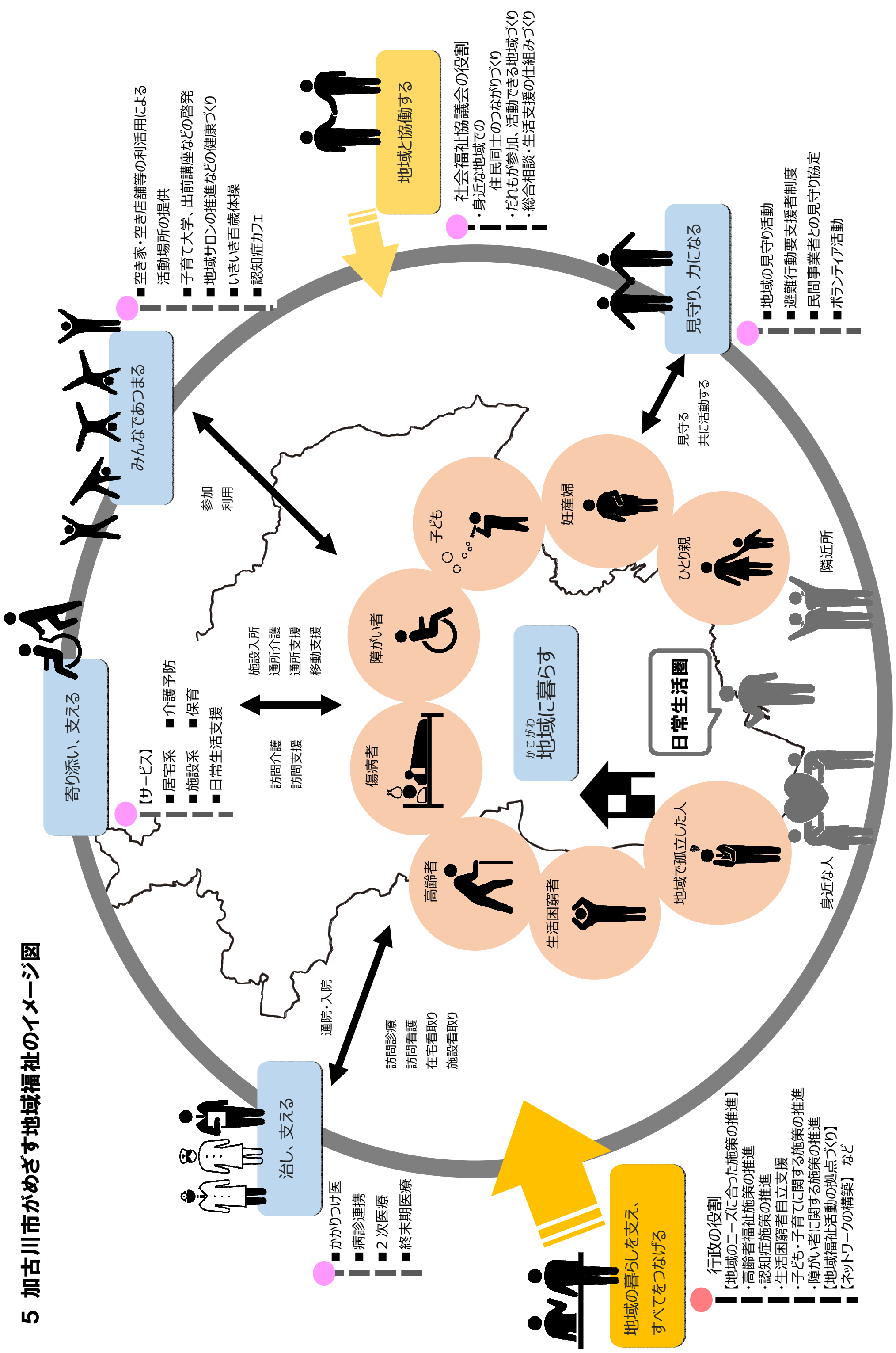
地域の課題を支えあう
仕組みづくり

- (1)人材の発掘と育成
- (2)拠点づくりの推進
- (3)活動の支援
- (4)参加意識の醸成

- (1)情報提供体制の充実
- (2)相談窓口の充実
- (3)権利擁護の推進
- (4)自立を支援する体制の充実

- (1)地域課題の共有
- (2)見守り体制の充実
- (3)福祉・保健・医療と
生活関連分野の連携強化

5 加古川市がめざす地域福祉のイメージ図





第4章 施策の展開

1 地域福祉活動に関する人・基盤づくり

(1) 人材の発掘と育成

地域住民が主体となり、地域で活発な地域福祉活動が行われるよう、若い世代からシニア世代まで幅広い世代を対象に、地域福祉の担い手の発掘と育成に努めます。また、必要としている人が適切な福祉サービスを受けられるように、専門分野の人材の資質向上に努めます。

取り組み	内容	担い手
地域福祉を担う 人材の発掘・育成	<ul style="list-style-type: none"> ■地域住民が主体的に地域を支えていける社会をめざした担い手の発掘と育成に取り組みます。 ■若い世代と団塊世代へ研修会などを通じて、地域活動への参加を働きかけていきます。 	福祉部各課、こども部各課、ウェルネス推進課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、大学・学校、事業者、社会福祉協議会
地域のニーズに基づいた 人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> ■地域住民や当事者からのヒアリングを進め、「ホスピスボランティア研修」や「認知症サポーター養成講座」のように、地域が必要としている人材を育成するための研修会や学習会を実施します。 	福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課 医師会、大学・学校、社会福祉協議会
地域福祉を担う リーダーの養成	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉活動や地域コミュニティの核となる身近な地域で福祉を担うリーダーを養成するための研修会を実施し、リーダーの醸成を図ります。 	福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 大学・学校、社会福祉協議会
シニアパワーの活用	<ul style="list-style-type: none"> ■「子育て大学」など、シニアボランティアの発掘・育成を目的とする講座を開催し、育成したボランティアの活動を支援します。 	福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課 地域団体、NPO、大学・学校
専門職の資質向上 の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉関係機関・団体・行政・福祉施設等の社会福祉従事者や相談員、医療従事者、関係者を対象とした専門研修を行ったり、事例発表の場を設定する取り組みを行い、専門職のスキルアップを図ります。 	福祉部各課、こども部各課 事業者、医師会、社会福祉協議会

(2) 拠点づくりの推進

地域コミュニティをより活性化し、継続させていくため、地域住民が集う場や、福祉活動団体が学びあい発表する場、また、地域住民と福祉活動団体が交流する場の創出に取り組み、地域福祉活動の拠点づくりを推進します。

取り組み	内容	担い手
地域における活動拠点の確保	<ul style="list-style-type: none"> ■地域住民が自主的かつ継続的に活動できるような活動拠点の確保を支援します。 ■空き家・空き店舗や空き地など、地域にある社会資源の有効活用に努めます。 	高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、こども政策課、市民生活あんしん課、商工労政課、建築指導課、都市計画課、社会教育・スポーツ振興課…………… 大学・学校、社会福祉協議会
総合福祉会館の機能強化	<ul style="list-style-type: none"> ■総合福祉会館の大規模改修を行います。 ■大規模改修とあわせて、各種福祉団体の活動拠点や地域福祉の中核的施設としての機能強化を図ります。 	高齢者・地域福祉課
地域子育て支援拠点の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■子育て中の親子が気軽に交流し活動できる場として、「子育てプラザ」の利用促進に向けた機能の充実に努めます。 ■子育てに関する相談や講座、情報提供の充実に努めます。 	こども部各課…………… ボランティア、NPO、市民団体、社会福祉協議会
民間事業者の参入促進	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の実情やニーズに適合した福祉事業に、民間事業者やNPOなどの参加を促し、幅広い事業者が参入できる環境づくりに努めます。 	福祉部各課、こども部各課

(3) 活動の支援

地域で活動している様々な福祉活動団体が、より積極的に活動を展開できるよう、関係機関と連携してその活動を支援します。また、地域住民が各団体の活動に関心を持ち、理解・協力する人が増えるよう、活動内容の情報発信に努めます。

取り組み	内容	担い手
地域で活動する団体への支援の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■地域のつながりを強化するため、地域住民がより参加しやすい事業の実施を呼びかけたり、交流会等を通じて団体間の情報交換を促すなど、地域で活動する団体への支援を図ります。 	福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課

<p>団体活動を支援するための講座等の実施</p>	<p>■地域福祉活動団体が、実践していくうえで必要な技術を習得できるよう、講座や研修会を開催し、団体活動への支援を図ります。</p> <p>■社会福祉協議会と連携しつつ、市民が主体となって取り組める組織づくりを支援します。</p>	<p>福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 大学・学校、社会福祉協議会</p>
<p>団体活動情報の発信</p>	<p>■地域活動の取組事例や活動の実態について、動画配信をしたり、ソーシャルネットワーキングサービス³等を活用することにより、地域福祉活動の魅力の発信や、団体間の情報の共有化を図ります。</p>	<p>福祉部各課、こども部各課、ウェルネス推進課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 社会福祉協議会</p>

(4) 参加意識の醸成

様々な世代の地域住民が地域福祉活動に参加することで、地域における顔の見える関係の中で、支えあい、助けあうことができるよう、参加しやすい環境づくりを進めるとともに、地域福祉活動への関心が高まるよう取り組みます。

取り組み	内容	担い手
<p>地域活動への参加のきっかけづくり</p>	<p>■主に若い世代や団塊世代など、地域コミュニティとのつながりが薄い人たちに対して、気軽に地域活動に参加できるような場づくり、仕掛けを検討し、広報紙や市ホームページ等で参加者を募集していきます。</p>	<p>福祉部各課、こども部各課、ウェルネス推進課、社会教育・スポーツ振興課、青少年育成課 地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、事業者、大学・学校、社会福祉協議会</p>
<p>高齢者の生きがい支援</p>	<p>■地域福祉活動の担い手となる高齢者の参加を促すとともに、町内会、老人クラブの活動の活性化を支援し、地域での平常時の支えあいを促進します。</p> <p>■高齢者の生きがいづくりにつながるような外出支援の充実を含め、高齢者が積極的に社会参加できるよう支援します。</p>	<p>高齢者・地域福祉課、健康課 地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、社会福祉協議会</p>
<p>福祉意識の醸成と福祉教育の促進</p>	<p>■子どもの頃から地域との関わりを持つ機会をつくり、地域への愛着や活動する意識を醸成します。</p> <p>■「中学校区連携ユニット 12⁴」を活用し、学校園と地域が連携した福祉教育の充実を推進します。</p>	<p>福祉部各課、こども部各課、社会教育・スポーツ振興課、学校教育課、青少年育成課 地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、大学・学校、社会福祉協議会</p>

³ ソーシャルネットワーキングサービス：登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービス。

⁴ 中学校区連携ユニット 12：中学校区を一つの単位（ユニット）として、その地域の認定こども園、幼稚園、保育所、小学校、中学校が相互に連携し、家庭・地域とも連携を図りながら、子どもの連続した成長を支援していくための取り組み。市内の 12 中学校区で展開。

2 必要なサービスを受けられる仕組みづくり

(1) 情報提供体制の充実

福祉サービスに関する情報が、必要とする人にとって入手しやすいよう、適切で効果的な情報伝達手段を検討します。また、行政だけではなく地域の団体等と連携し、潜在的に福祉サービスを必要としている人にも情報が届くよう、身近な地域情報の提供を推進します。

取り組み	内容	担い手
必要とする人に行き渡る情報提供体制の構築	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者や障がい者に適応した提供方法や、子育て世代や定年を迎える世代など情報の受け手のステージに配慮した情報媒体により、適切で効果的な情報提供手段の構築に努めます。 ■従来の伝達手段だけではなく、ソーシャルネットワーキングサービスを活用したり、関係部署によるワーキング等の実施を進めます。 	福祉部各課、こども部各課
身近な地域情報の提供の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■地域の福祉関連情報と医療機関情報とが連動した総合的な地域の社会資源⁵情報を発信するため、ICT⁶技術を活用するなど、関係部署と連携した地域情報の提供を促進していきます。 	福祉部各課、こども部各課 医師会、事業者、社会福祉協議会
サービスの評価や内容の開示等の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉サービスの質の向上とサービス利用者の選択に資する情報の提供を目的に、福祉サービス提供者による自己評価、利用者による評価とともに第三者機関によるサービス評価事業への取り組みを働きかけていきます。 	福祉部各課、こども部各課 事業者

(2) 相談窓口の充実

民生委員・児童委員、地域包括支援センターなど、地域における身近な相談窓口について、活動の支援と機能の充実に努めます。あわせて、多様化、複雑化する生活・福祉課題に対応するため、総合相談窓口の設置を進めるとともに、各機関が連携した相談体制の充実を図ります。

⁵ 社会資源：利用者がニーズを充足したり、問題解決するために活用される各種の制度、施設、機関、設備、資金、物資、法律、情報、集団、個人の有する知識や技術などの総称。

⁶ ICT：Information and Communication Technology 情報通信技術。情報処理及び情報通信、つまり、コンピュータやネットワークに関連する諸分野における技術・産業・設備・サービスなどの総称。

取り組み	内容	担い手
相談窓口の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■市民からの様々な相談に柔軟に対応するために、福祉・保健・医療の各分野に関連する総合的な相談窓口体制を検討します。 ■障がい者の相談支援の中核的な役割を担う拠点として、「基幹相談支援センター」の設置を進めます。 	福祉部各課、こども部各課 事業者、医師会、社会福祉協議会
地域や生活ステージに応じた相談支援体制の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■本人の居住地や生活ステージに応じた相談を広く受け止めるため、広い分野から相談員を配置します。 ■障がい者など同様の立場にある相談員が相談に応じるピアカウンセリング事業を推進します。 	福祉部各課、こども部各課 ボランティア、NPO、医師会、社会福祉協議会
地域包括支援センターの機能充実	<ul style="list-style-type: none"> ■地域での福祉・介護サービスの拠点施設である地域包括支援センターについて、一層の機能の充実と強化を図ります。 ■地域包括支援センターの設置基準については、日常生活圏域にかかわらず、市民の生活により密着した圏域での設置を検討します。 	高齢者・地域福祉課

(3) 権利擁護の推進

成年後見制度の需要の高まりに対応するため、後見人等の人材の確保や、制度の利用の支援に取り組みます。また、社会的弱者となりやすい人が、地域で安心して暮らし続けることができるよう、必要な支援へとつなげられる仕組みづくりを進めます。

取り組み	内容	担い手
成年後見制度 ⁷ の利用支援	<ul style="list-style-type: none"> ■市民後見人を養成する研修とあわせて市民後見人の PR や支援制度の構築を推進します。 ■「(仮称) 成年後見支援センター」の設置を検討します。 	高齢者・地域福祉課、障がい者支援課
高齢者虐待・児童虐待・障がい者虐待・DV ⁸ 対策	<ul style="list-style-type: none"> ■高齢者や子ども、障がい者等に対する虐待やDVの予防、早期発見・早期対応を図るため、地域での見守り事業に虐待やDVも組み入れたり、案件ごとの「コア会議」の実施により、体制の整備を進めます。 	高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課、家庭支援課、育児保健課、幼児保育課、青少年育成課 民生委員・児童委員、地域団体、医師会、警察

⁷ 成年後見制度：認知症、知的障害、精神障害などによって物事を判断する能力が十分でない人について、本人の権利を守る援助者を選ぶことで、本人を法的に支援する制度。

⁸ DV：ドメスティック・バイオレンス。直訳すると「家庭内暴力」を意味する。明確な定義はなく、一般的には「配偶者や恋人など親密な関係にある、またはあった者から振られる暴力」という意味で使用されることが多いが、親子間の暴力まで含めた意味で使われる場合もある。

<p>困難事例への対応の強化</p>	<p>■困難事例の解決にあたって、関係機関との情報共有を図り、迅速かつ円滑に対応していけるよう案件ごとの「コア会議」を実施し、関係機関相互の連携に努めます。</p>	<p>福祉部各課、こども部各課 民生委員・児童委員、事業者、医師会、社会福祉協議会</p>
<p>障害を理由とする差別の解消</p>	<p>■市民に対して障害を理由とする差別解消の啓発を行います。 ■市職員が事務、事業を行う上で適切に対応するため「職員対応要領」を定めます。</p>	<p>障がい者支援課、人事課、人権施策推進課</p>

(4) 自立を支援する体制の充実

複雑多岐にわたる課題を抱え、困難な状況にある生活困窮者への支援を図ります。また、すべての人が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるように、重層的な生活支援サービスの提供体制の構築に取り組みます。

取り組み	内容	担い手
<p>生活困窮者に対する支援</p>	<p>■平成27年4月に施行された「生活困窮者自立支援法」に基づき、多様で複合的な課題を抱える生活困窮者に対して、包括的で継続的な支援を行い、自立の支援を図ります。</p>	<p>福祉部各課、こども部各課 民生委員・児童委員、NPO 社会福祉協議会</p>
<p>生活支援サービスの充実</p>	<p>■市民ニーズや地域の社会資源などを調査し、多様な生活支援サービスの体制整備を行う「生活支援コーディネーター(地域支え合い推進員)」の配置を進めます。 ■福祉サービス事業者による既存のサービスに加え、民間企業やNPO、ボランティア、地域住民など多様な主体を活用していきます。</p>	<p>福祉部各課、こども部各課 地域団体、ボランティア、NPO、事業者、社会福祉協議会</p>
<p>自立した生活に向けた支援</p>	<p>■安定した生活が困難な状況にある人が、安心して暮らせるための「住まい」を確保できるよう支援します。そのために、一時的な生活の場の確保を含め、地域の社会資源等の有効的な活用を検討します。</p>	<p>高齢者・地域福祉課</p>

3 地域の課題を支えあう仕組みづくり

(1) 地域課題の共有

地域住民が、それぞれの地域における課題を共有し、解決に向けて取り組むことができる体制づくりをめざして、地域における様々な団体の関わりによるネットワークの形成を支援します。

取り組み	内容	担い手
地域課題の解決への支援体制	<ul style="list-style-type: none"> ■概ね小学校区を単位として、町内会、老人クラブ、PTA、市民団体、NPO など地域の様々な関係団体が参加し、地域課題の解決策等を協議する「(仮称) 地域コミュニティ協議会」の設置及びその支援を検討します。 	高齢者: 地域福祉課... 地域団体、NPO、市民団体、事業者、社会福祉協議会
地域のニーズを解決していくサービス事業の促進	<ul style="list-style-type: none"> ■NPOやボランティア等による住民主体の地域密着型福祉活動を活性化させるため、行政・関係団体などとの協働による事業展開や、地域のセーフティネットとなりうるコミュニティビジネス⁹の起業支援を検討します。 	福祉部各課、こども部各課 NPO、事業者、社会福祉協議会
地域の活動を施策に活かす取り組みの推進	<ul style="list-style-type: none"> ■地域福祉を担う主体が抱える課題に対して、能動的に情報を収集し、課題解決へとつなげる機能の創設に向けて取り組みます。 ■様々な地域福祉の担い手の参加によるワーキングチームや意見交換の場を設け、地域での取り組みの成果や課題を、全市的に展開させたり、施策に反映させるような取り組みを推進します。 	福祉部各課、こども部各課

⁹ コミュニティビジネス: 高齢者支援、子育て支援や子どもの健全育成、環境・資源の保全、商店街の活性化など、地域の様々な課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組み。

(2) 見守り体制の充実

地域で課題を抱えた人を早期に発見し、対応するため、様々な担い手による支えあいや助けあいの仕組みづくりに取り組むとともに、地域での見守り活動を推進します。あわせて、災害時における要支援者の避難支援体制や防犯体制など、だれもが安心して暮らせる環境づくりに努めます。

取り組み	内容	担い手
地域ぐるみの見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■社会福祉協議会と連携して、既存の見守り事業をさらに充実させ、住民主体の見守り活動の構築に努めます。 ■「緊急通報システム」の普及や「ヘルプカード¹⁰」の導入など、地域住民が関わり、様々な目で見守るネットワークの構築に努めます。 	福祉部各課、こども部各課 民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、事業者、社会福祉協議会
認知症カフェ活動の支援	<ul style="list-style-type: none"> ■認知症の人やその家族、支援者、地域住民、専門職などだれでも気軽に参加できる「認知症カフェ」の設置・運営を支援します。 	高齢者・地域福祉課
避難支援体制づくりの充実	<ul style="list-style-type: none"> ■「避難行動要支援者制度¹¹」のさらなる周知、普及を図り、自主防災組織等の支援組織と情報を共有することにより、災害時における情報伝達や避難誘導等、災害に備えた地域に密着した避難支援体制づくりに努めます。 	危機管理室、高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、介護保険課 民生委員・児童委員、地域団体、事業者、社会福祉協議会
民間事業者と連携した見守り活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ■日頃から地域住民と接する機会が多い地域の民間事業者と連携して、見守り活動や見守りネットワークの構築を推進し、「加古川市見守り協定」の締結を検討します。 	高齢者・地域福祉課 NPO、事業者
安全・安心な地域づくり	<ul style="list-style-type: none"> ■園児、児童、生徒の通園・通学時や高齢者、障がい者などの安全を確保するため、民生委員・児童委員や町内会などと協働していきます。 ■警察、防犯協会と連携して、安全・安心なまちづくりを推進します。 	高齢者・地域福祉課、障がい者支援課、市民生活あんしん課、学務課 民生委員・児童委員、地域団体、ボランティア、NPO、市民団体、警察、防犯協会

¹⁰ ヘルプカード：緊急連絡先や必要な支援内容などをカードに記載し、高齢者や障がい者などが災害時や日常生活の中で困ったときに、周囲に理解や支援を求めするためのもの。

¹¹ 避難行動要支援者制度：高齢者や障がい者など、災害時に避難の誘導や補助などの支援が必要な人が、市作成の「避難行動要支援者名簿」に登録された情報を町内会等の支援関係者へ提供することについての同意書を市へ提供することで、平常時から避難行動や支援方法などを本人と支援関係者の間で計画し災害に備える制度。

(3)福祉・保健・医療と生活関連分野の連携強化

すべての人が、住み慣れた地域で、最期まで自分らしく、安心して暮らし続けることができるような地域包括ケアシステムの構築をめざして、福祉・保健・医療の専門領域と、地域住民を中心とした日常生活圏域のつながりの強化を推進します。

取り組み	内容	担い手
地域ケア会議 ¹² の充実	<ul style="list-style-type: none"> ■地域包括支援センターごとに開催している「地域ケア個別会議」に加えて、全市的な地域課題を解決する「地域ケア推進会議」を開催し、連携体制を確立します。 ■他の地域包括支援ネットワークとの連動も視野に入れ、地域ケア会議全体の充実を図ります。 	高齢者・地域福祉課、介護保険課、健康課……事業者、医師会、社会福祉協議会
ケアマネジメント体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ■介護保険制度によるケアマネジメントシステムに、障がい者をはじめ、様々な生活課題を抱えた地域住民に対するケアマネジメントを含めた、総合的なケアマネジメントシステム¹³の構築に努めます。 	福祉部各課、子ども部各課……事業者
医療・介護連携の強化	<ul style="list-style-type: none"> ■医師会や介護事業者などと必要な情報を共有し、課題の共通認識を図り、切れ目のない在宅医療と在宅介護サービスを適切に提供する体制を整備します。 ■認知症専門医や医療・介護の専門職で構成された「認知症初期集中支援チーム」を配置し、認知症の早期診断・早期対応に向けた支援体制を構築します。 	福祉部各課、子ども部各課……事業者、医師会
終末期ケアの支援	<ul style="list-style-type: none"> ■人生の終末期を医療機関などだけでなく、住み慣れた自宅での看取りができるよう、かかりつけ医・訪問看護師・訪問介護員の充実、連携を図ります。 	高齢者・地域福祉課、介護保険課……ボランティア、NPO、事業者、医師会
ICTを活用した福祉と医療の情報連携	<ul style="list-style-type: none"> ■福祉・医療関係者間の情報共有を支援し、効率的な情報連携が可能となる枠組みを構築するため、既存の各種情報共有ツールがより多くの関係者にとって利用しやすいように改善します。 ■多職種間の効率的な情報共有ツールとしてICTの活用を検討します。 	福祉部各課、子ども部各課……事業者、医師会

¹² 地域ケア会議：高齢者個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。

¹³ ケアマネジメントシステム：高齢者や障がい者などの個々の状況を把握し、それぞれに応じたケアプランの作成、サービスの調整・実施、フォローアップ、ケアプランの見直しなど、生活支援を行うための一連の動き。



第**5**章 計画の推進に向けて

1 市民、事業者、行政等の協働による計画の推進

すべての人が住み慣れた地域で、心豊かに安心して暮らし続けられる地域社会を実現させるには、市民による主体的な取り組みと、市民を含む多様な主体が協働することによって、地域福祉活動を推進していくことが不可欠です。

そのためには、市民、地域で活動するボランティア、NPO、関係団体・関係機関や事業者など、地域に暮らすすべての人が、地域福祉活動の重要な担い手となることが求められます。

そのうえで、計画を推進していくにあたっては、地域福祉の担い手が、それぞれの役割を果たしながら、お互いにつながりを持ち、協働して取り組んでいくことが重要です。

(1) 市民の役割

地域社会は、その地域に暮らす住民が主体となって作り上げていくものです。地域住民一人ひとりが、地域のことに興味を持ち、それぞれの役割を理解したうえで、「自分にできること」を考え、地域福祉を担う一員として、具体的な取り組みを進めていくことが必要です。

市民一人ひとりが、地域福祉活動に積極的かつ主体的に参加し、さらにはその活動を地域全体に広げていくことにより、市民主体の支えあいや助けあいの意識が高まり、地域のコミュニティ活性化につながることを期待されます。

(2) 民生委員・児童委員の役割

民生委員・児童委員は、地域で複雑な生活課題を抱える住民にとって、身近な相談相手となり、適切な福祉サービスが得られるよう情報提供や援助を行うとともに、関係機関等に協力することで、地域住民の課題解決を支援する役割を担います。

また、地域における支えあい活動の中心的な存在として、住民同士の結びつきの強化や、行政、社会福祉協議会と連携した地域福祉活動に取り組むことが期待されます。

(3) 地域団体(町内会、PTA、老人クラブ等)の役割

町内会をはじめとする地域団体は、身近な声かけやあいさつなど、日常的な活動をはじめとし、多くの人に地域活動への参加を呼びかけ、地域の連帯意識の高揚に努めることが必要です。

また、地域での困りごとを、地域で解決してきた知識と経験を活かして、様々な課題を解決していくための方策を話しあい、関係機関による支援へつなげたり、団体間で協力して課題の解決に取り組むことが期待されます。

(4) ボランティア、NPO、市民団体等の役割

ボランティア、NPO、市民団体等は、それぞれが明確な目的や専門性を持ち、先駆的で創造的な活動をしており、支えあい助けあう地域社会の構築に向けて必要となる、人と人をつなぐ大きな力を持っています。

ボランティアやNPO活動の参加者として地域住民を受け入れたり、地域団体や事業者等とも協働した取り組みを進めることで、地域福祉のけん引役として多様で柔軟な活動が期待されます。

(5) 事業者(社会福祉法人、企業等)の役割

事業者は、自らの活動が地域住民の暮らしを支え、安心につながることを認識し、多様なニーズに応えるとともに、適切で質の高いサービスの提供と、権利擁護やプライバシー保護への厳格な対応が求められます。

また、福祉的な支援が必要な人に配慮した生活関連サービスを提供するとともに、地域住民との積極的な交流や、行政や各種団体との連携による見守り活動など、地域社会への貢献が期待されます。

(6) 医師会の役割

医師会は、地域で疾患を抱えながら生活する高齢者などの増加に対し、地域完結型の「治し、支える医療」の推進発展に欠かせない存在です。医療ニーズの高い地域住民の在宅療養の継続や、在宅や施設での看取り、さらにはそれらを支える家族等を支援することが求められます。そのため、「地域包括ケアシステム」の推進にあたって、医療職と多職種との連携を図りながら、在宅療養環境の整備を進め、地域の医療体制の充実に取り組むことが期待されます。

(7) 大学・学校の役割

大学や学校は、地域福祉を支える人材の育成において大きな役割を果たしています。専門職の育成だけでなく、地域福祉のリーダー的人材の育成やボランティアの育成など、地域のニーズに応じた人材育成の役割が求められます。また、各種団体や行政と連携した事業の展開など、教員、学生の力を地域に活かし、地域住民と協働して地域の課題解決に取り組むことが期待されます。

(8) 社会福祉協議会の役割

社会福祉協議会は、だれもが安心して暮らせる「福祉のまちづくり」の実現に向けて、地域住民、活動団体、事業者、関係機関など幅広い分野の参加と協力のもと、様々な活動を行っています。地域福祉活動の支援や各種福祉サービス、当事者支援活動やボランティア活動の推進などに取り組んでおり、加古川市の地域福祉を推進する中核となる機関です。そのため、地域住民が身近なところで気軽に相談できる、総合相談窓口としての役割が求められます。

地域福祉活動に参加するメンバーの力を効果的に活用し、地域福祉のコーディネーターとして、地域拠点づくりや人材の発掘・育成、市民のニーズをふまえた各種団体などへの支援と連携に取り組むことが期待されます。

(9) 行政の役割

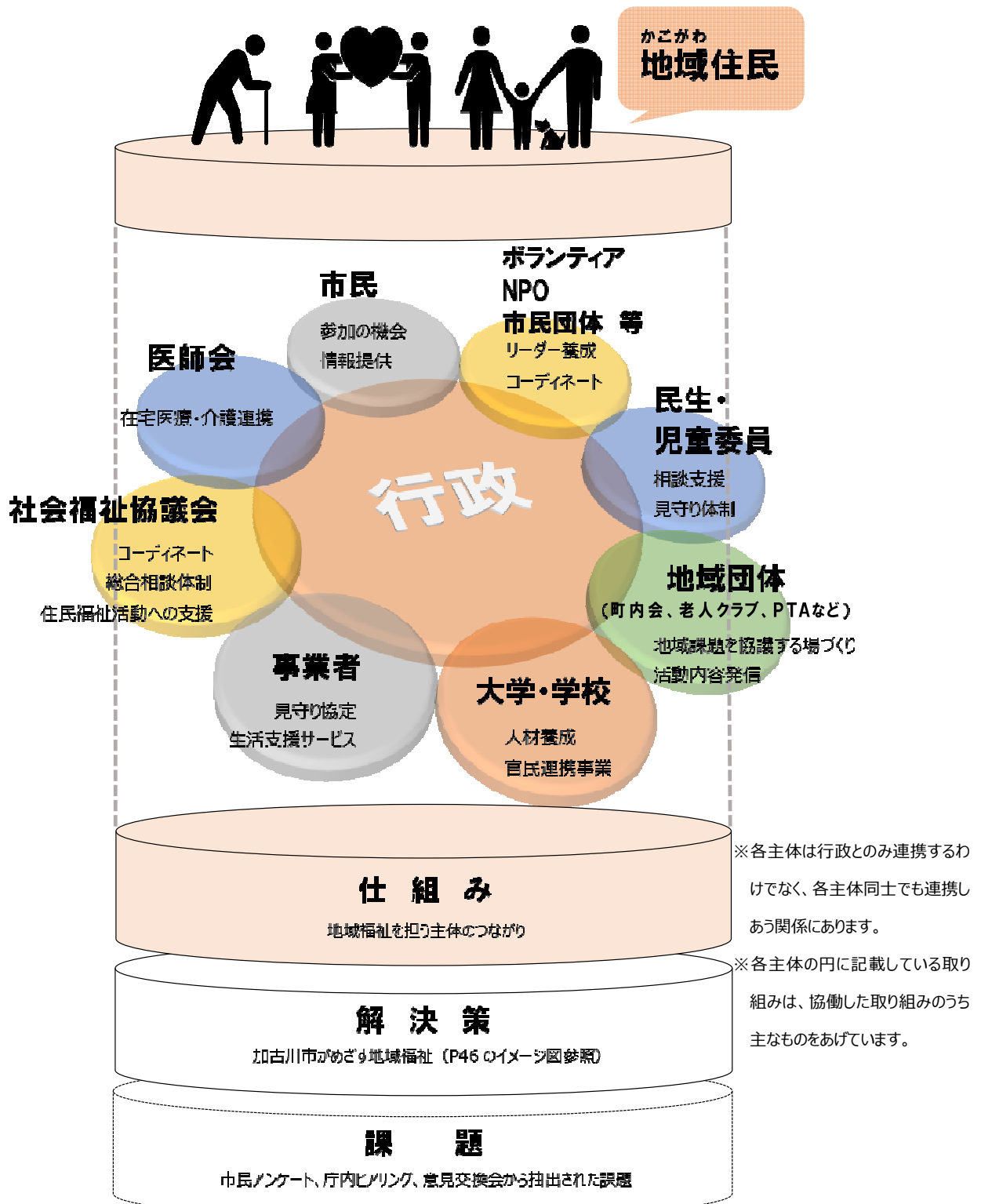
これまで市が中心となって取り組んできた、公的な福祉サービスの提供や行政権限に基づく対応や支援は、今後とも、実態、ニーズに即して着実に推進を図っていくことが求められます。

また、市民や各種団体・機関が地域福祉活動に取り組むにあたり、多様な参加機会や情報の提供、先進的な事例の収集・紹介やモデル的な取り組みを提示するなど、主体的に地域福祉活動に参加できるよう、必要な支援を行います。

さらに、地域における様々な主体と相互に連携・協働を図るとともに、各主体間の交流や、様々な主体を巻き込んだ地域福祉活動の展開を支援するなど、地域福祉の多様な主体をつなげる役割を担います。

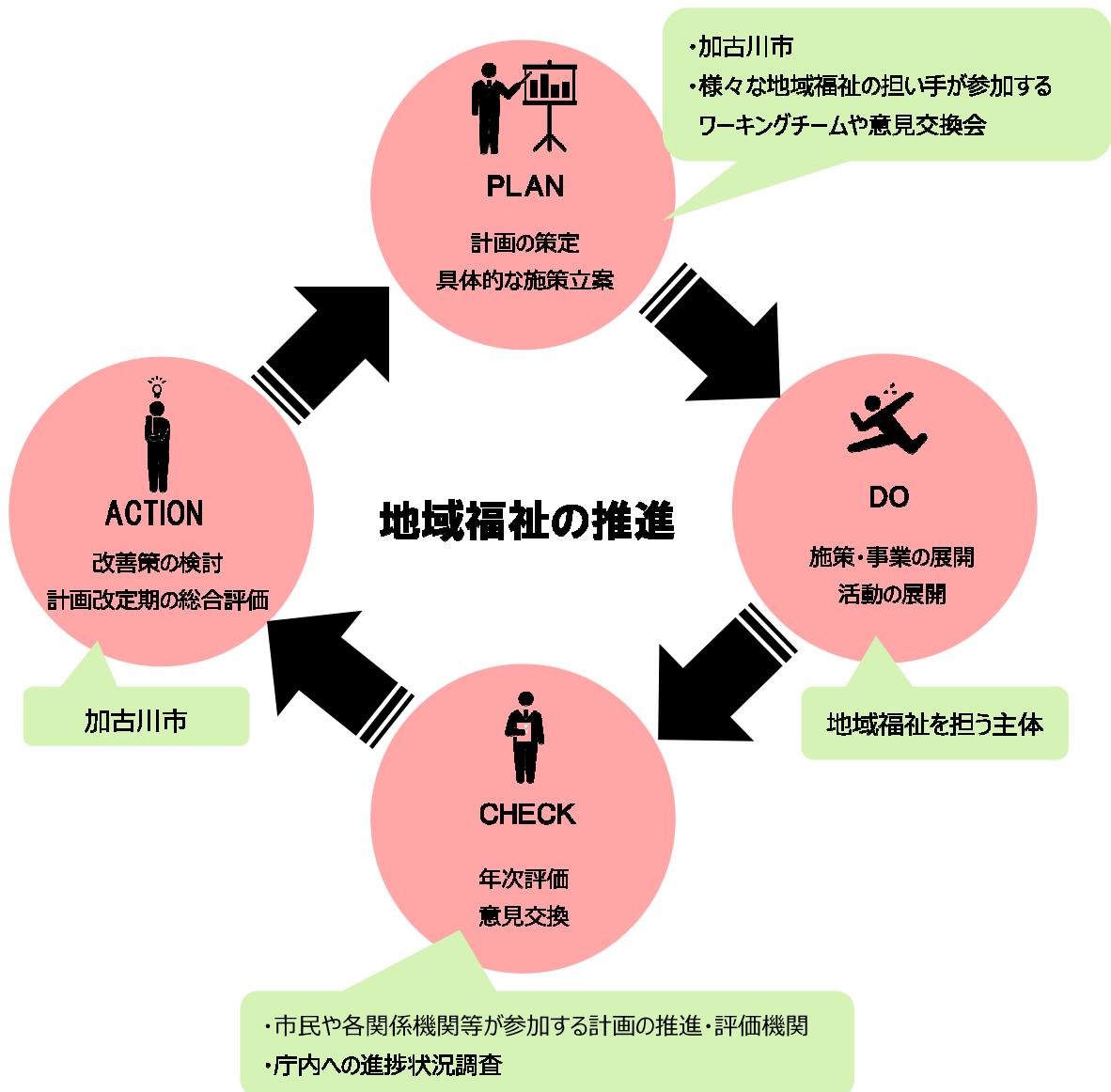
2 地域福祉を担う各主体の関係図

地域における課題の解決に向けて、加古川市の地域福祉を推進していくにあたっては、地域福祉を担う主体が、それぞれの役割を果たしながら、お互いにつながりあうことによって、協働した取り組みを進めていくことが重要です。



3 地域福祉の推進

本計画に基づく施策を計画的に、かつ実効性を持って推進するため、計画期間内において、推進する項目や取り組みの進捗状況を把握・評価し、必要に応じて適宜見直し等を行い、計画の進行管理をします。結果や成果を評価すること、住民の意見を反映することにより、計画の着実な推進を図ります。



資料編

1 アンケート各種

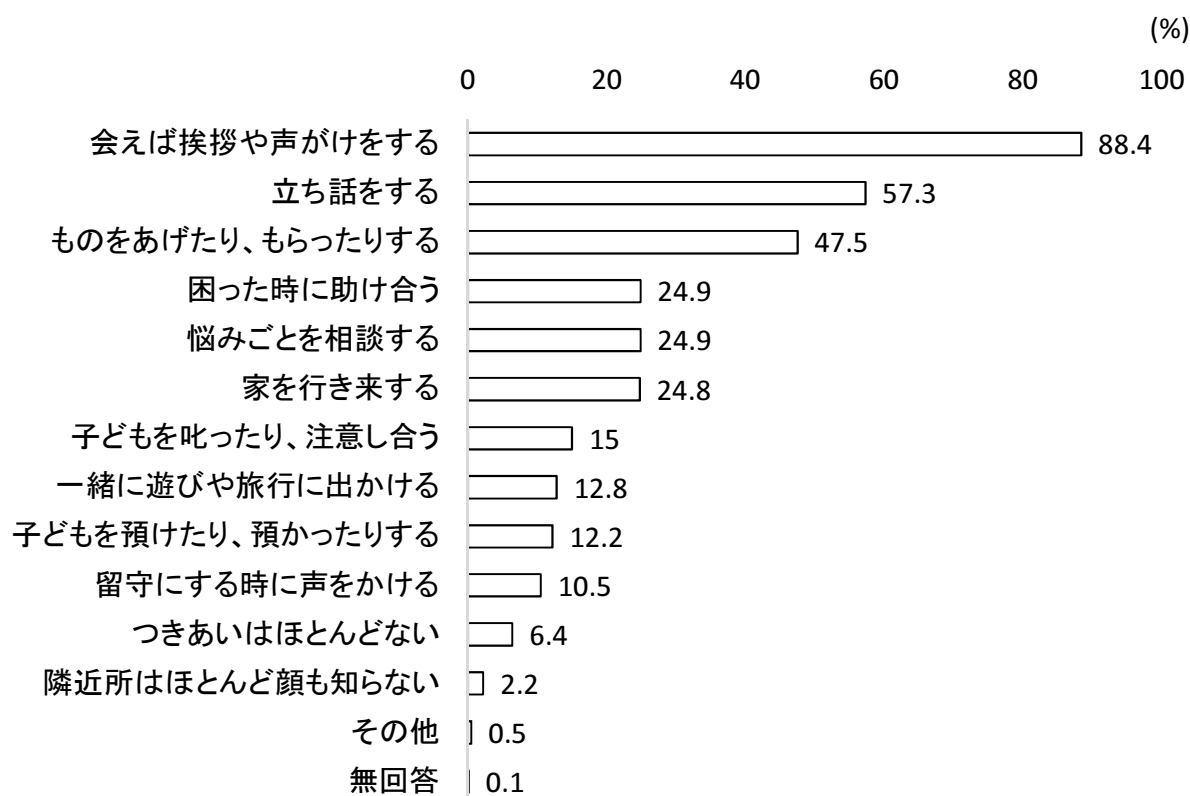
(1) 市民アンケートの結果

①地域との関わりの状況

あなたのご家庭では、ご近所とどの程度お付き合いをしていますか。当てはまる番号すべてに○をつけてください。

(子育て支援に関するアンケート調査より：問9)

「会えば挨拶や声かけをする」の割合が88.4%と最も高く、次いで「立ち話をする」の割合が57.3%、「ものをあげたり、もらったりする」の割合が47.5%となっています。

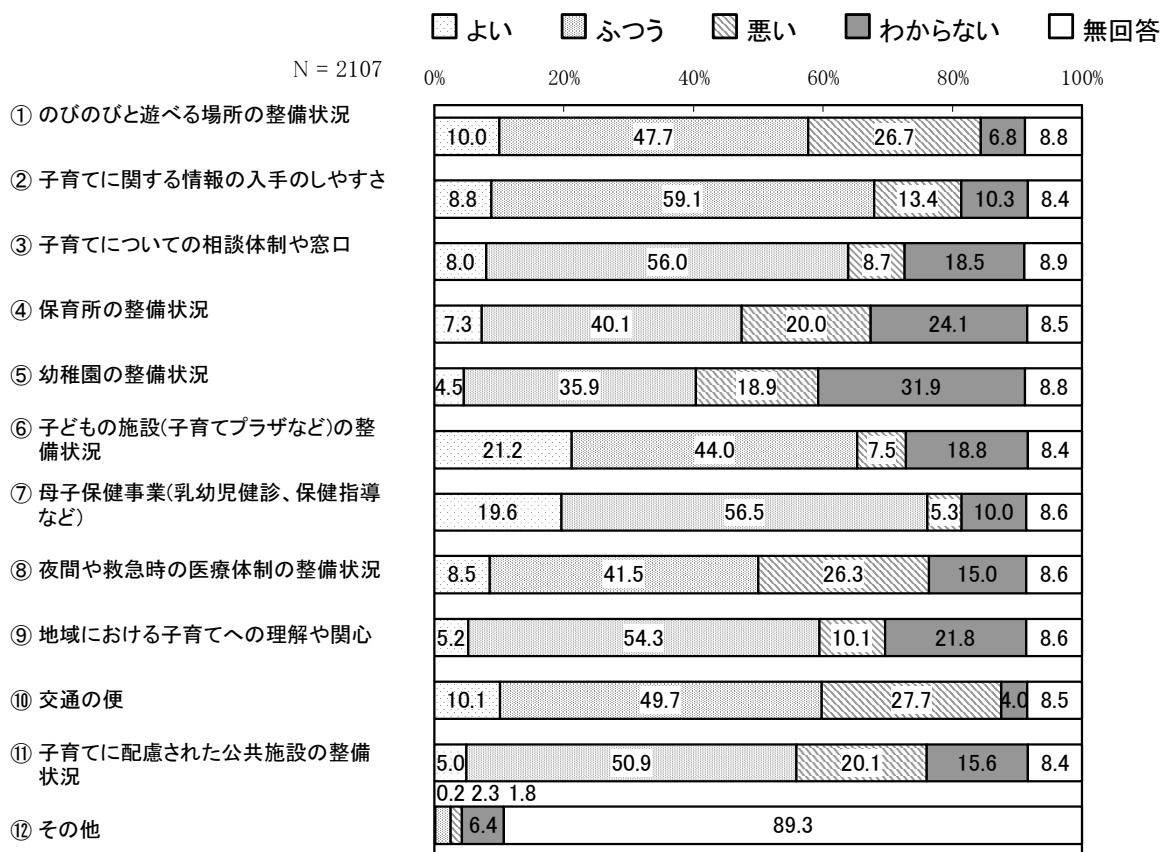


加古川市における子育て環境について、どのように感じていますか。①～⑫のそれぞれの項目について、当てはまる番号1つに○をつけてください。

(子育て支援に関するアンケート調査より：問11)

「⑦母子保健事業（乳幼児健診、保健指導など）」の「よい」「ふつう」の割合が76.1%と最も高く、次いで「②子育てに関する情報の入手のしやすさ」の割合が67.9%、「⑥子どもの施設（子育てプラザなど）の整備状況」の割合が65.2%となっています。

一方で、「⑤幼稚園の整備状況」の「よい」「ふつう」の割合が40.4%と低く、「④保育所の整備状況」の割合も47.4%となっています。



現在、あて名のお子さんと一緒に、地域子育て支援拠点事業（加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ）などを利用していますか。次の中から、利用されているものすべてに○をつけてください。また、おおよその利用回数（頻度）を（ ）内に数字でご記入ください。

（子育て支援に関するアンケート調査より：問23）

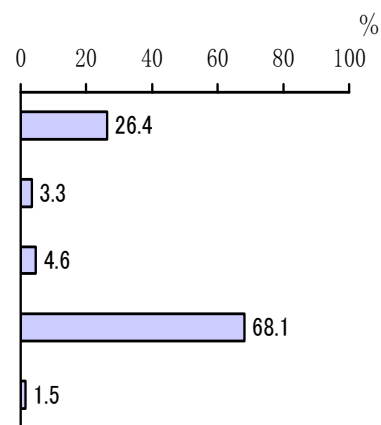
「利用していない」の割合が68.1%と最も高く、次いで「加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ」の割合が26.4%となっています。

年齢別でみると、他の年齢に比べ、1～2歳で「加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ」の割合が高くなっています。一方、0歳、3歳以上で「利用していない」の割合が高くなっています。

【年齢別】

N = 2107

加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ
 志方児童館
 市で実施している類似の事業
 利用していない
 無回答



単位：%

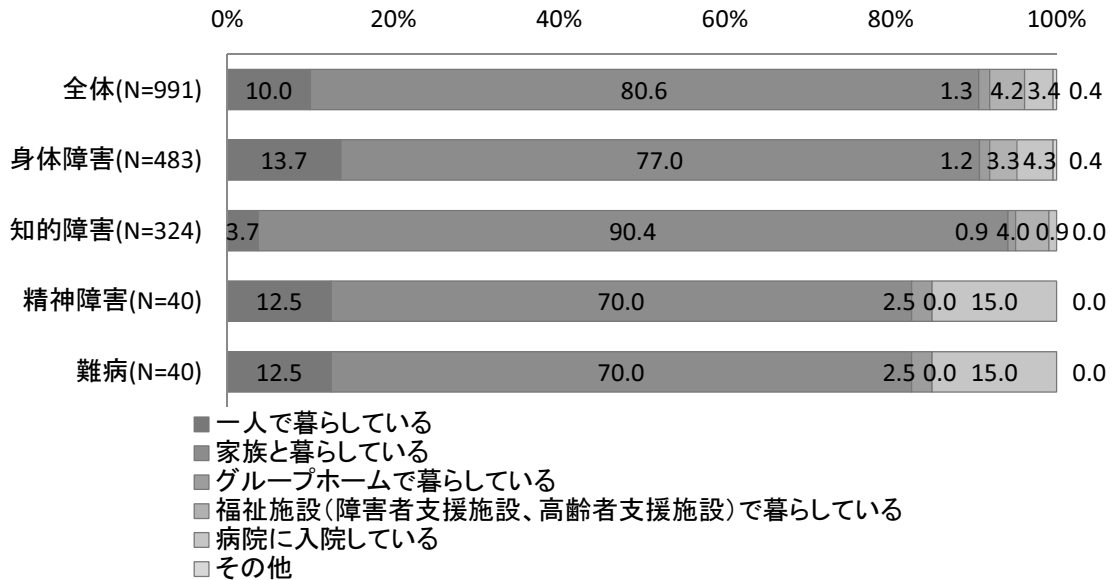
年齢	利用している事業	有効回答数 (件)	加古川駅南子育てプラザ、東加古川子育てプラザ	志方児童館	市で実施している類似の事業	利用していない	無回答
0歳		308	21.1	3.2	9.1	70.8	1.9
1～2歳		682	44.1	3.7	6.3	49.6	2.2
3歳以上		1099	17.2	3.1	2.3	78.5	1.0

あなたは現在どのように暮らしていますか。(〇は1つだけ)

(障害福祉に関するアンケート調査より：問 20)

現在の暮らして最も多かったのが「家族と暮らしている」(80.6%)、次いで「一人で暮らしている」(10.0%)となっています。

障害種別では、すべてにおいて「家族と暮らしている」の割合が多くなっています。



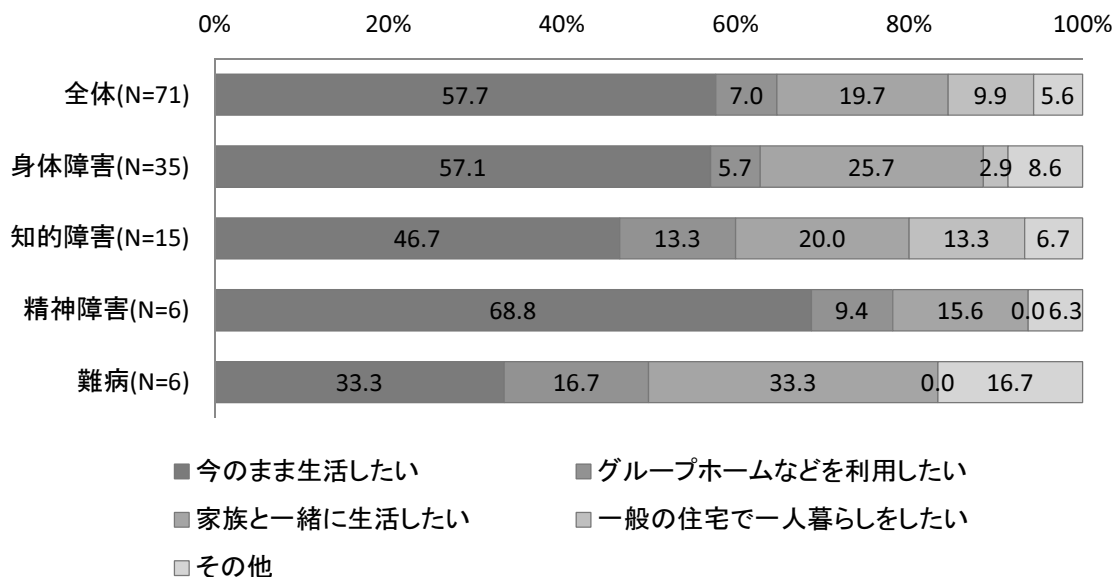
※問 21 は、問 20 で「福祉施設(障害者支援施設、高齢者支援施設)で暮らしている」又は「病院に入院している」を選択した場合

あなたは将来、地域で生活したいと思いますか。(〇は1つだけ)

(障害福祉に関するアンケート調査より：問 21)

地域生活の意向で最も多かったのが「今のまま生活したい」(57.7%)、次いで「家族と一緒に生活したい」(19.7%)となっています。

障害種別では、すべてにおいて「今のまま生活したい」の割合が多くなっています。

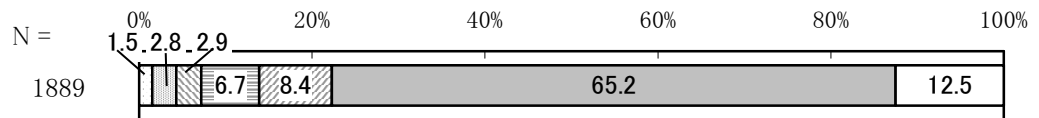


以下のような会・グループなどにどのくらいの頻度で参加していますか。
 (高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における調査より：1-9 問11)

週4回以上 週2~3回 週1回 月1~3回
 年に数回 参加していない 無回答

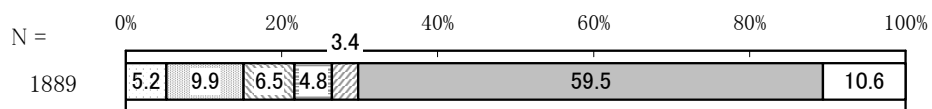
(1) ボランティアのグループ

「参加していない」の割合が65.2%と最も高くなっています。



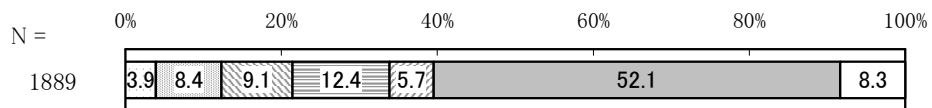
(2) スポーツ関係のグループやクラブ

「参加していない」の割合が59.5%と最も高くなっています。



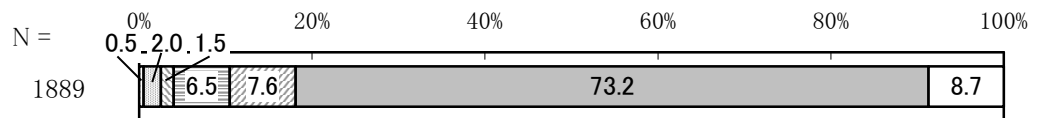
(3) 趣味関係のグループ

「参加していない」の割合が52.1%と最も高く、次いで「月1~3回」の割合が12.4%となっています。



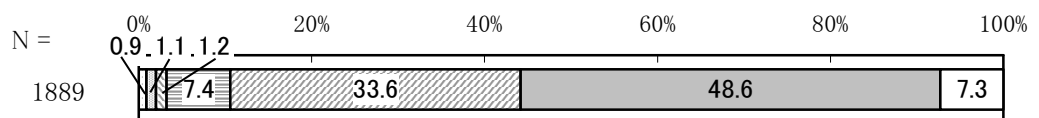
(4) 老人クラブ

「参加していない」の割合が73.2%と最も高くなっています。



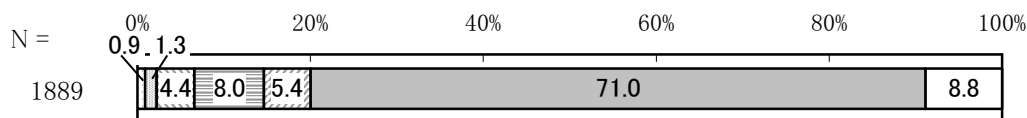
(5) 町内会・自治会

「参加していない」の割合が48.6%と最も高く、次いで「年に数回」の割合が33.6%となっています。



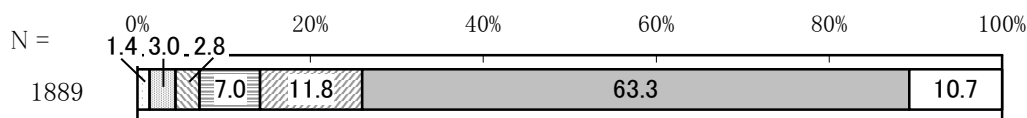
(6) 学習・教養サークル

「参加していない」の割合が71.0%と最も高くなっています。



(7) その他の団体や会

「参加していない」の割合が63.3%と最も高く、次いで「年に数回」の割合が11.8%となっています。



見守りや介護が必要な人に対してボランティア活動などをしてみたいと思いますか。(〇はひとつ)

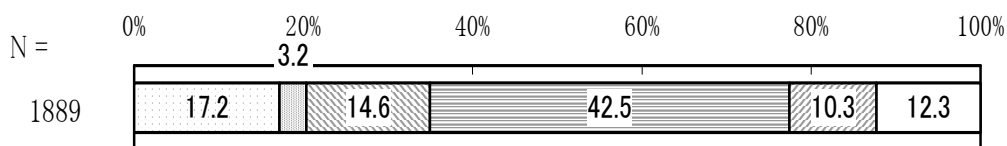
(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における調査より：1-9 問12)

「無償・有償にかかわらずしてみたい」と「有償であればしてみたい」を合わせた“してみたい”の割合が20.4%、「興味がない」「したくない(できない)」を合わせた“したくない”の割合が57.1%となっており、“したくない”の割合が、“してみたい”の割合の3倍近くとなっています。

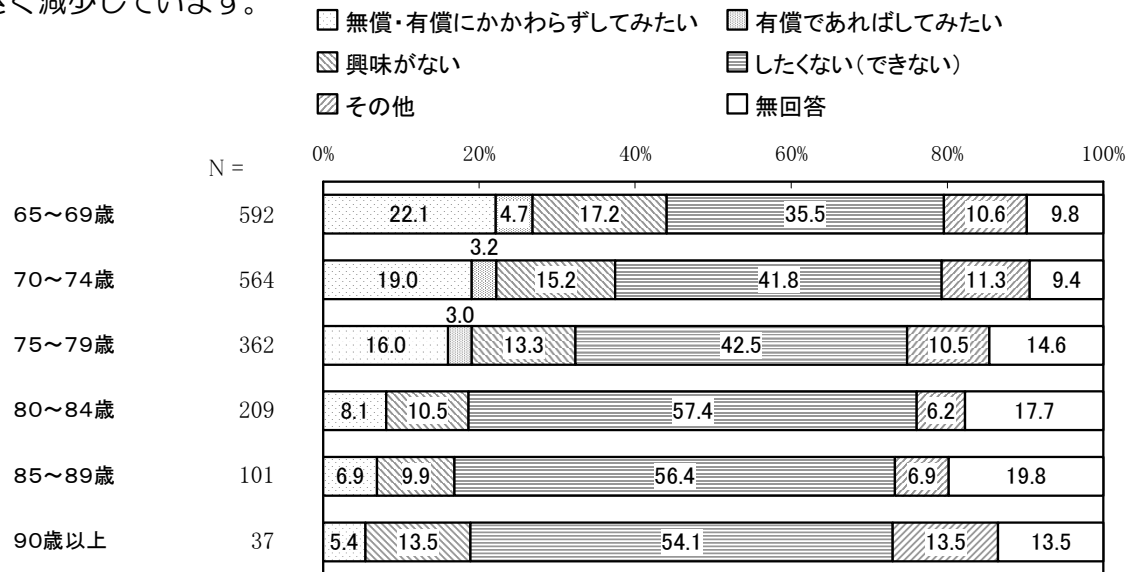
「その他」としては、以下のような回答がありました。

- 自分の体が健常でないから出来ない
- 主人と自分の事で体がもたない
- 親の介護で余裕がない
- フルタイム勤務で忙しい
- 孫の子守りで忙しい
- 以前に失敗した経験がある
- 耳が聞こえないので人の中には入っていけない
- プライバシーが有るから
- 精神的、体力的に自信がない
- 年齢的に難しい
- 続ける自信がない
- 外出する方法がない
- 内容によってはしてもよい

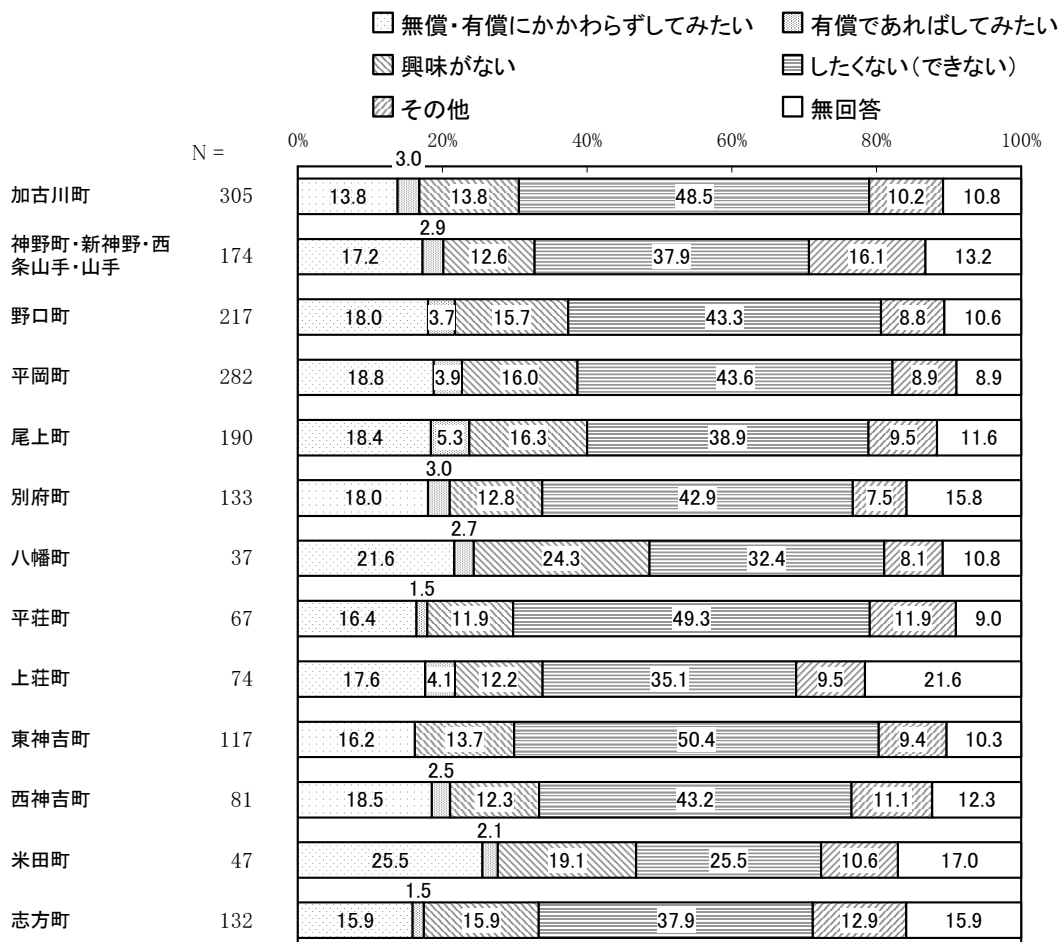
- 無償・有償にかかわらずしてみたい
- 有償であればしてみたい
- 興味がない
- したくない(できない)
- その他
- 無回答



【年齢別】年齢別でみると、65～69歳で「無償・有償にかかわらずしてみたい」と「有償であればしてみたい」をあわせた“してみたい”の割合が26.8%となっていますが、年齢が上がるにつれ“してみたい”の割合が減少し、80～84歳で“してみたい”の割合が大きく減少しています。



【地区別】地区別でみると、米田町で「無償・有償にかかわらずしてみたい」と「有償であればしてみたい」を合わせた“してみたい”の割合が27.6%と高くなっています。一方、加古川町や東神吉町で“してみたい”の割合は低く、16.8%、16.2%となっています。



②心配・悩みなどに関する状況

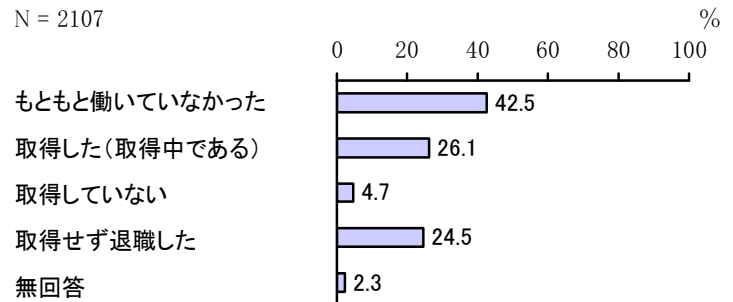
あて名のお子さんが生まれるにあたり、父母のいずれかもしくは双方が育児休業を取得しましたか。母親、父親それぞれについて、当てはまる番号1つに○をつけ、該当する（ ）内には数字でご記入ください。また、取得していない方はその理由をご記入ください。

(子育て支援に関するアンケート調査より：問30)

(1) 母親

「もともと働いていなかった」の割合が42.5%と最も高く、次いで「取得した(取得中である)」の割合が26.1%、「取得せず退職した」の割合が24.5%となっています。

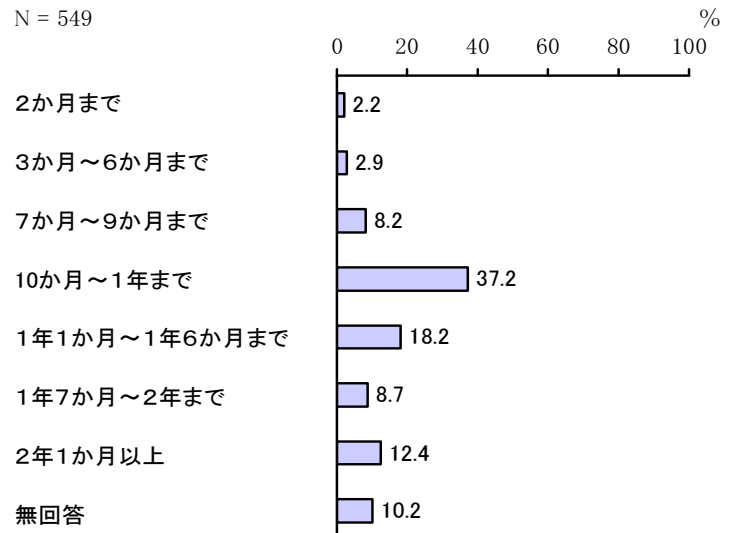
N = 2107



■取得期間

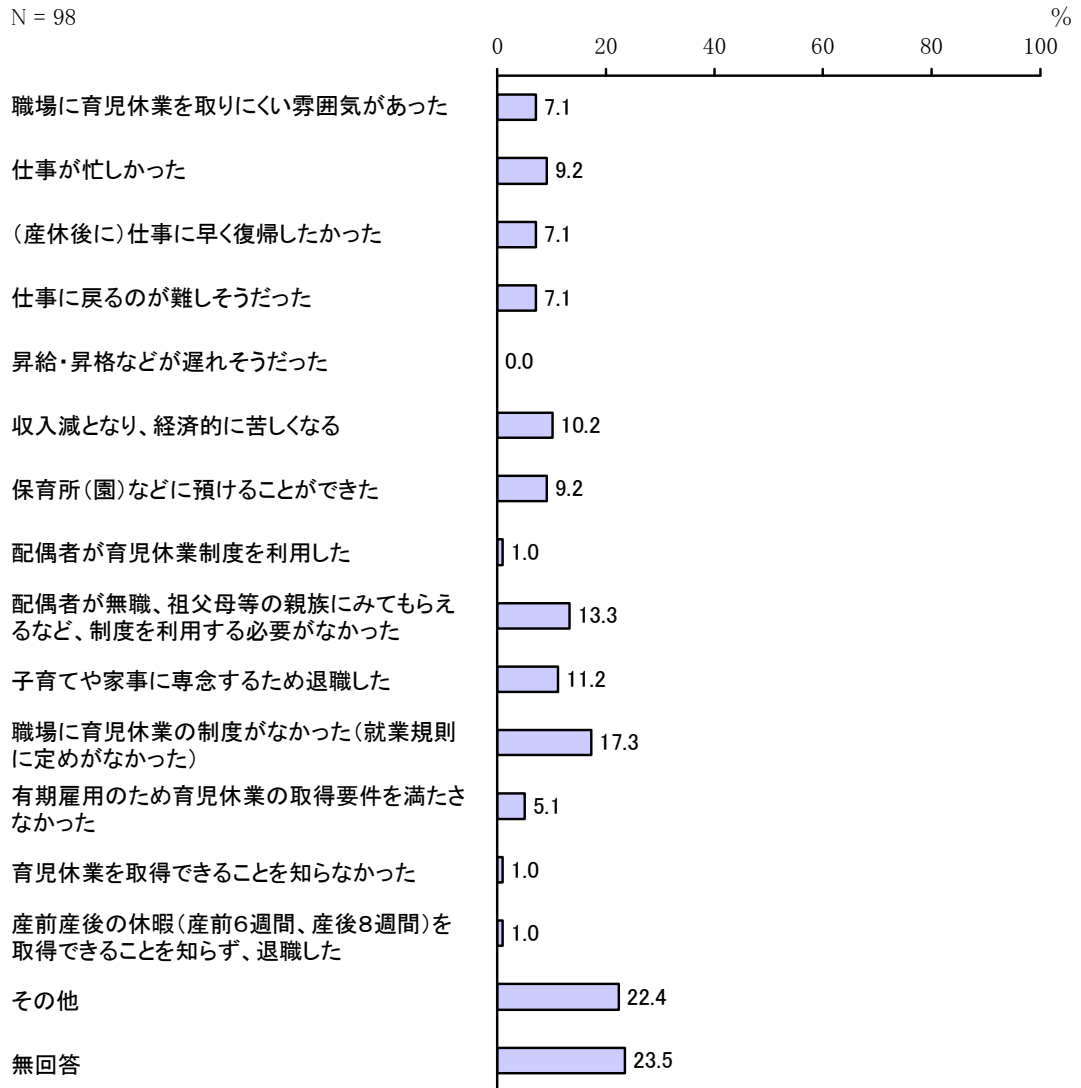
「10 か月～1年まで」の割合が37.2%と最も高く、次いで「1年1か月～1年6か月まで」の割合が18.2%、「2年1か月以上」の割合が12.4%となっています。

N = 549



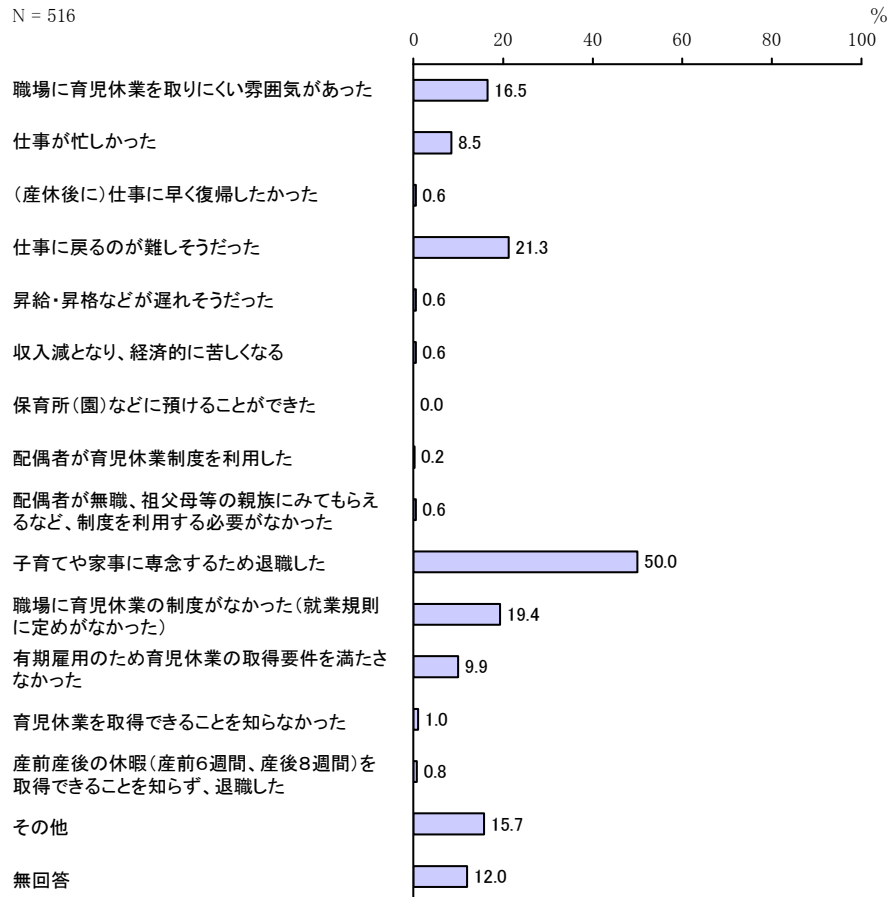
■ 取得していない理由

「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が 17.3%と最も高く、次いで「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が 13.3%、「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が 11.2%となっています。



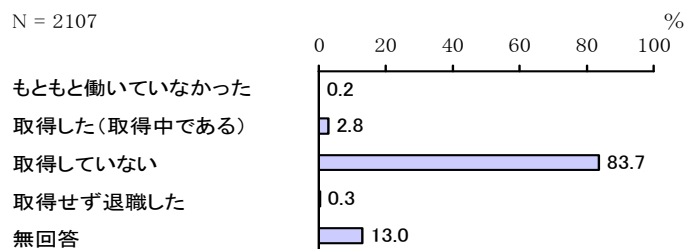
■退職した理由

「子育てや家事に専念するため退職した」の割合が50.0%と最も高く、次いで「仕事に戻るのが難しそうだった」の割合が21.3%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」の割合が19.4%となっています。



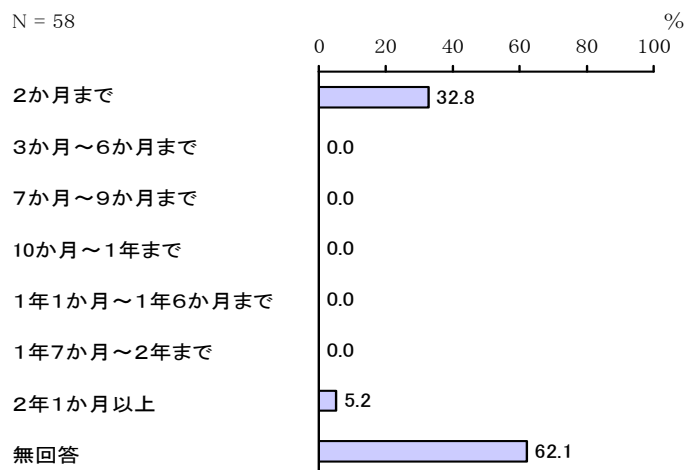
(2) 父親

「取得していない」の割合が83.7%と最も高くなっています。



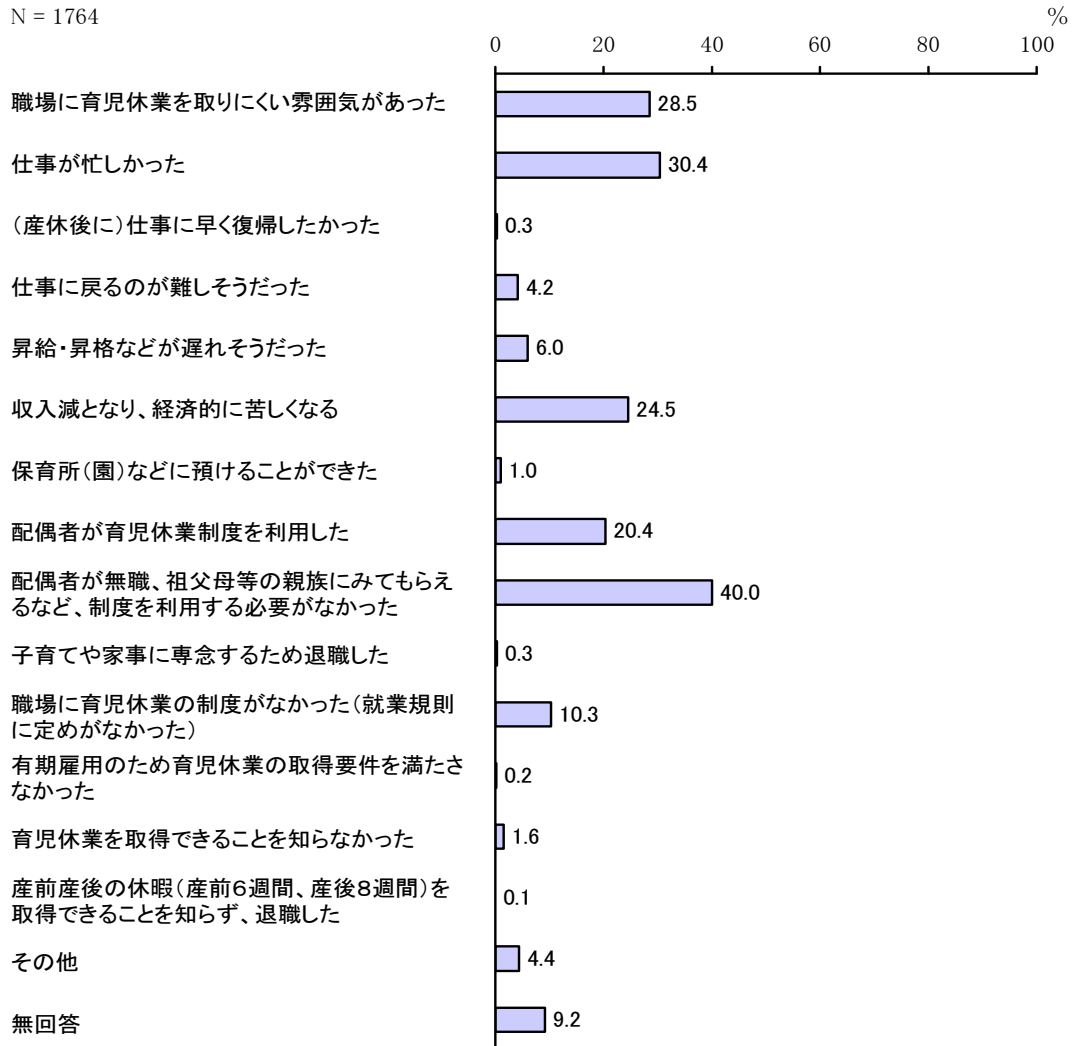
■取得期間

「2か月まで」の割合が32.8%と最も高くなっています。



■ 取得していない理由

「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」の割合が40.0%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」の割合が30.4%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」の割合が28.5%となっています。



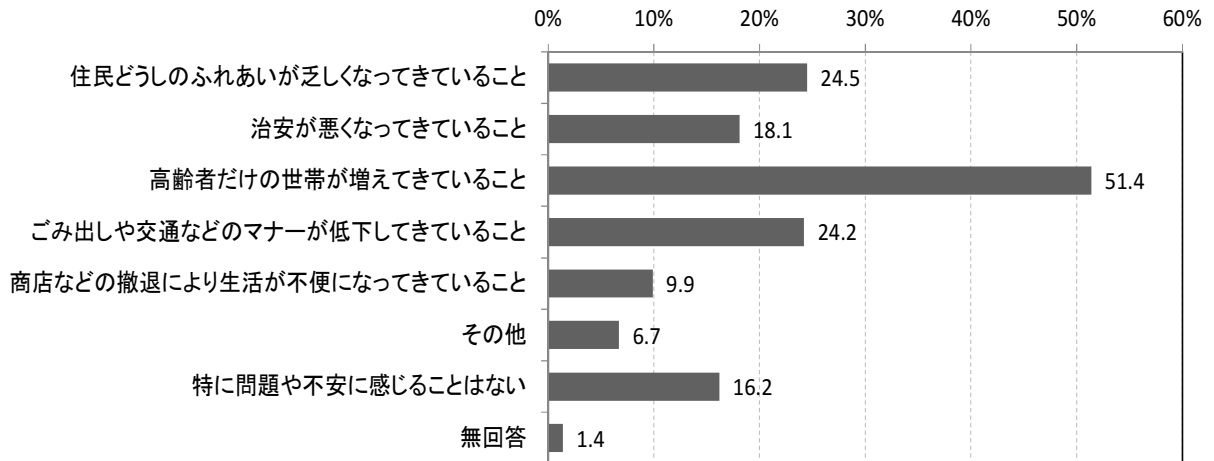
■ 退職した理由

「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」、「収入減となり、経済的に苦しくなる」、「子育てや家事に専念するため退職した」が1件となっています。

地域で不安に感じていることはなんですか。

(市民意識調査より：問4)

地域で不安に感じていることの質問に対し、「高齢者だけの世帯が増えてきていること」が51.4%となっています。次いで、「住民どうしのふれあいが乏しくなっていること」が24.5%、「ごみ出しや交通などのマナーが低下してきていること」が24.2%と続いています。

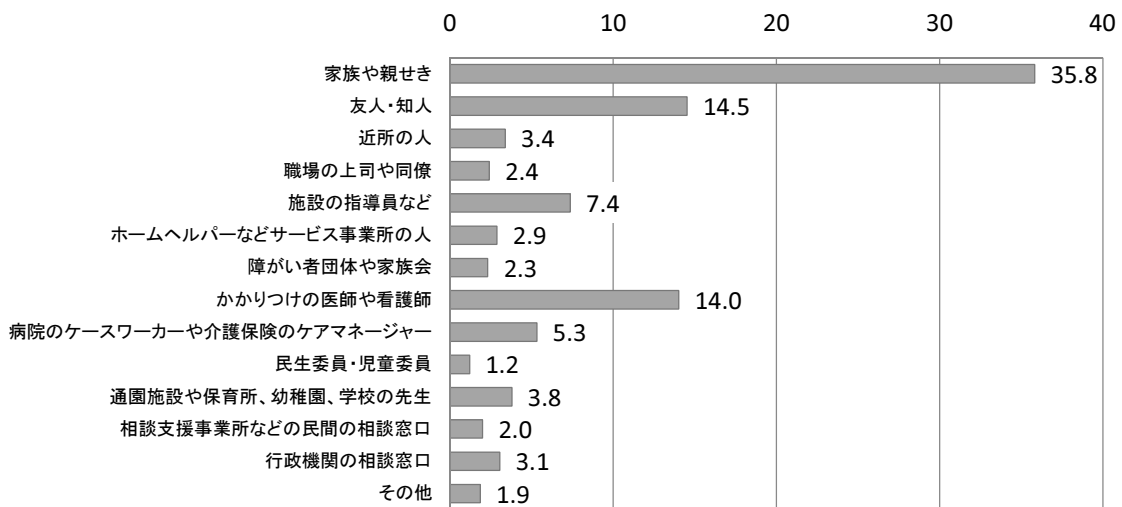


あなたは、普段、悩みや困ったことをどなたに相談しますか。

(あてはまるものすべてに○)

(障害福祉に関するアンケート調査より：問34)

相談相手で最も多かったのが「家族や親せき」で35.8%となっています。次いで、「友人・知人」が14.5%となっています。



N=2,155

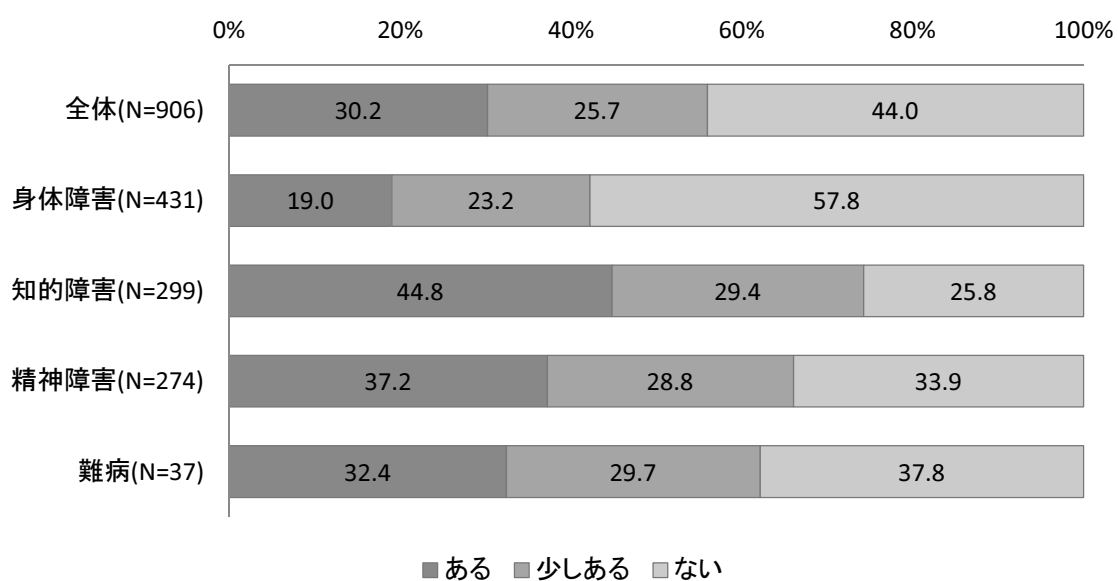
あなたは、障害があることで差別や嫌な思いをする（した）ことがありますか。
（○は1つだけ）

（障害福祉に関するアンケート調査より：問36）

差別や嫌な思いの有無で最も多かったのが「ない」で44.0%となっています。

障害種別において「ない」と答えた方で、身体障がいのある方が57.8%、難病のある方が37.8%となっています。

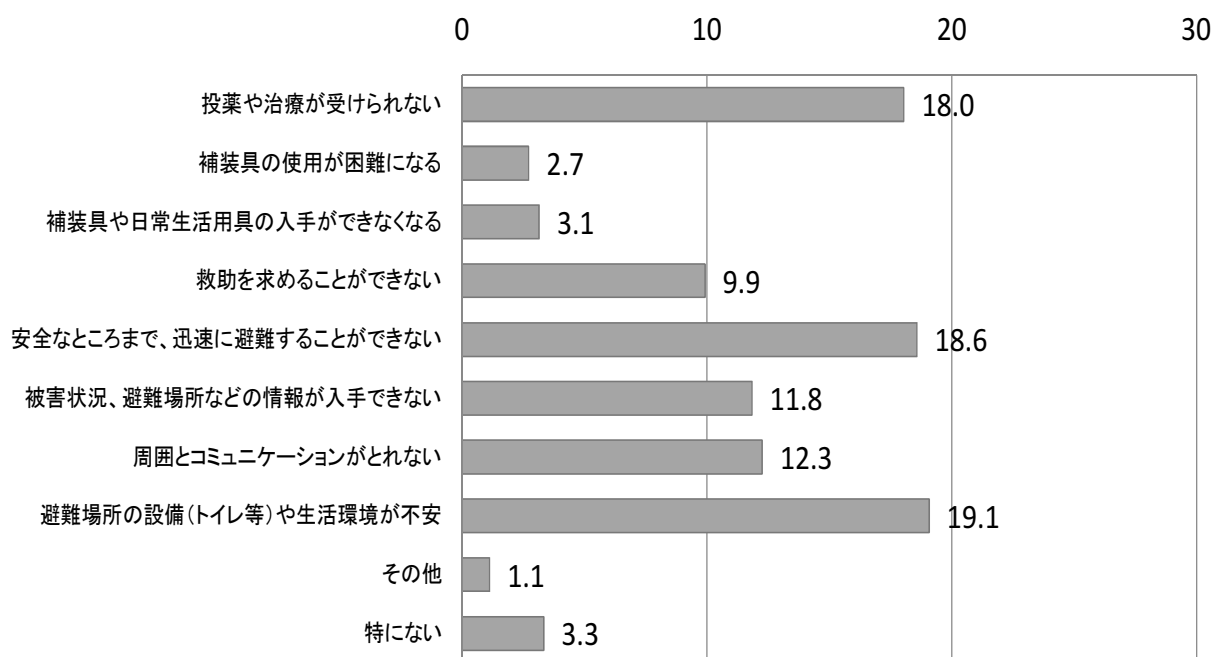
一方、障害種別において「ある」と答えた方で、知的障がいのある方が44.8%、精神障がいのある方が37.2%と割合が高くなっています。



火事や地震等の災害時に困ることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(障害福祉に関するアンケート調査より：問41)

災害時に困ることで最も多かったのが「避難場所の施設（トイレ等）や生活環境が不安」(19.1%)、次いで「安全なところまで、迅速に避難することができない」(18.6%)となっています。



N=2,155

現在の生活で困っていることは何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における調査より：1-8 問18)

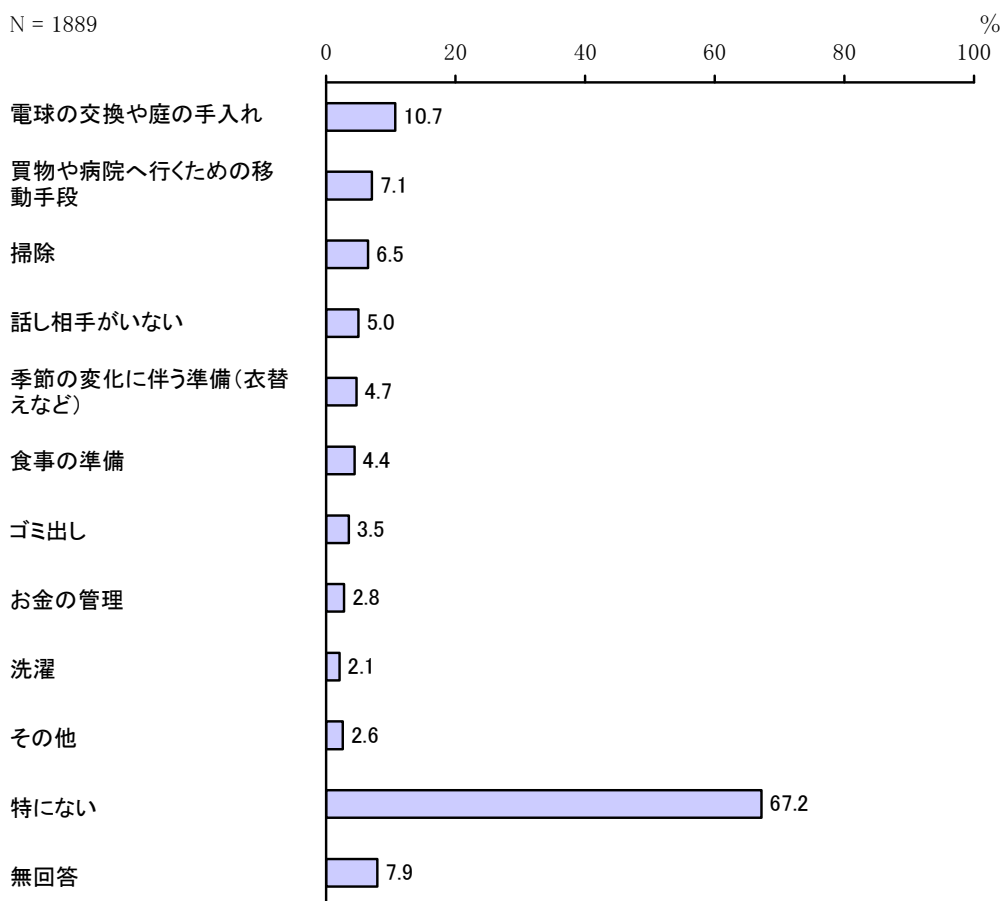
※一般高齢者

「特にない」の割合が67.2%と最も高くなっている一方で、それ以外の項目では「電球の交換や庭の手入れ」の割合が10.7%と最も高く、次いで「買い物や病院へ行くための移動手段」の割合が7.1%、「掃除」の割合が6.5%、「話し相手がない」の割合が5.0%、「季節の変化に伴う準備(衣替えなど)」の割合が4.7%、「食事の準備」の割合が4.4%となっています。

「その他」としては、以下のような回答がありました。

- ・ タンス等大きな物を移動させる力仕事
- ・ すねが痛いので、何事もしにくい
- ・ 路線バスの回数が少ない
- ・ 経済的不安
- ・ 日常的な買い物
- ・ 雑草の処理
- ・ 2階への昇降(階段)
- ・ 耳が遠いので人の話が聞きにくい
- ・ 重い物の運搬、高い所の作業
- ・ 雨の日に困る
- ・ 義母の介護
- ・ 妻の病気
- ・ 家の近くの路線バスが廃止
- ・ 田畑の草取り
- ・ 眼の病気
- ・ 同居者との不仲

N = 1889



今後の生活のことを考えると何が心配ですか。(あてはまるものすべてに○)

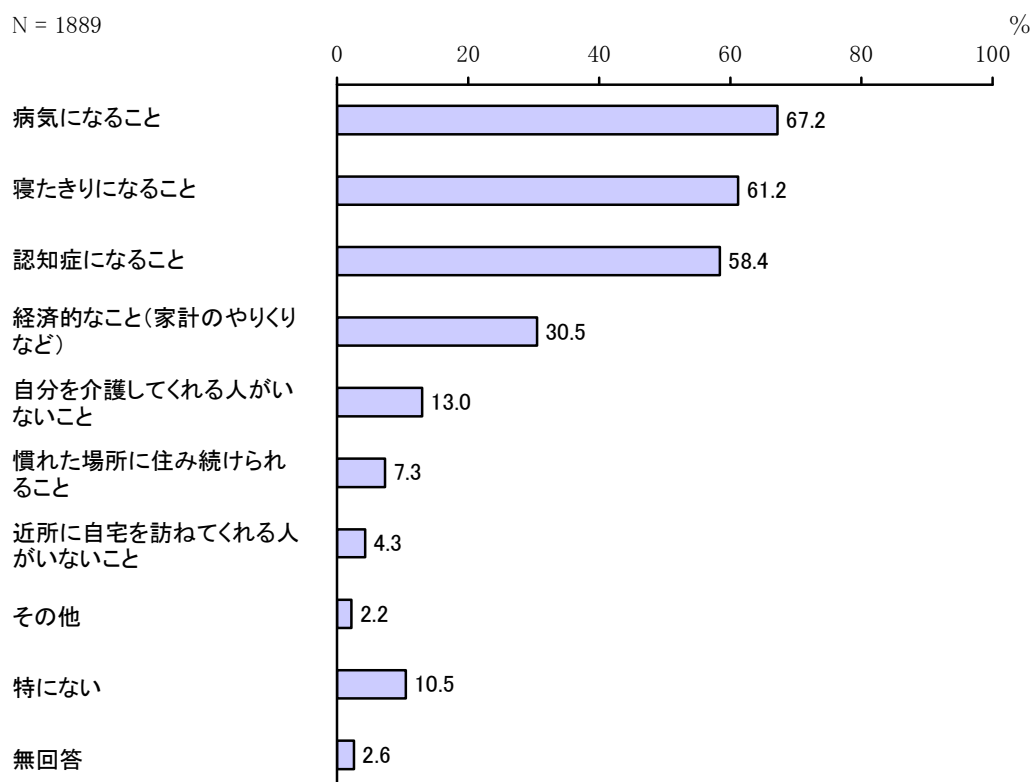
(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における調査より：1-8 問19)

※一般高齢者

「病気になること」の割合が67.2%と最も高く、次いで「寝たきりになること」の割合が61.2%、「認知症になること」の割合が58.4%となっています。

「その他」としては、以下のような回答がありました。

- 家族に世話になっていること
- 認知症になっている
- 目の症状が悪化していること
- 自分一人で出掛けられないこと
- 病院や店が近くにないこと
- 障がいのある家族のこと
- 買い物
- 親の介護
- 子どもがいない、夫婦2人暮らしで老後の生活のこと
- 車の運転ができなくなると日常の行動ができない心配



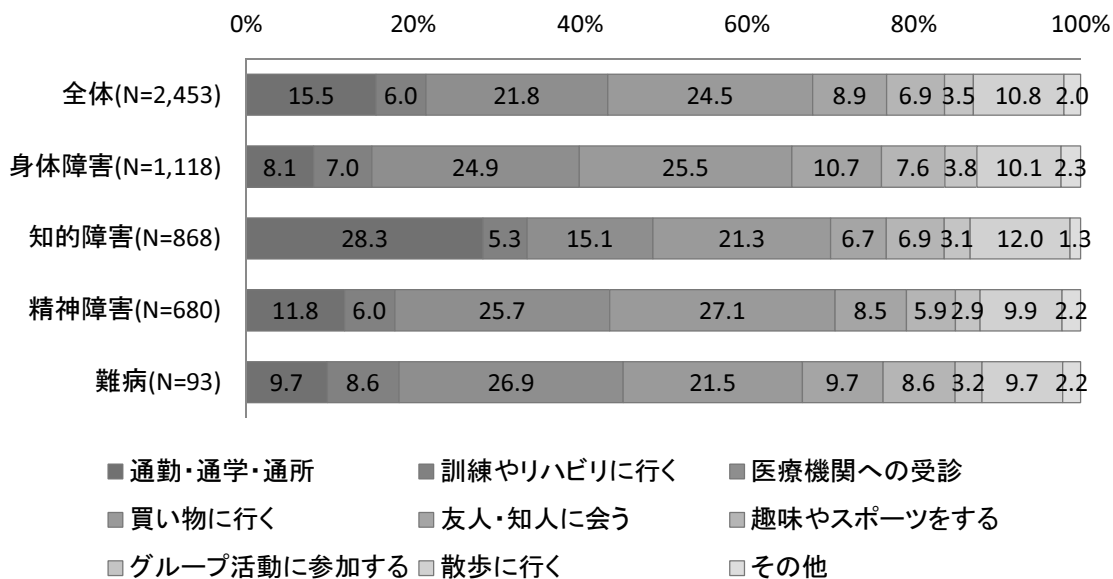
③情報入手の状況

あなたは、どのような目的で外出することが多いですか。

(あてはまるものすべてに○)

(障害福祉に関するアンケート調査より：問 25)

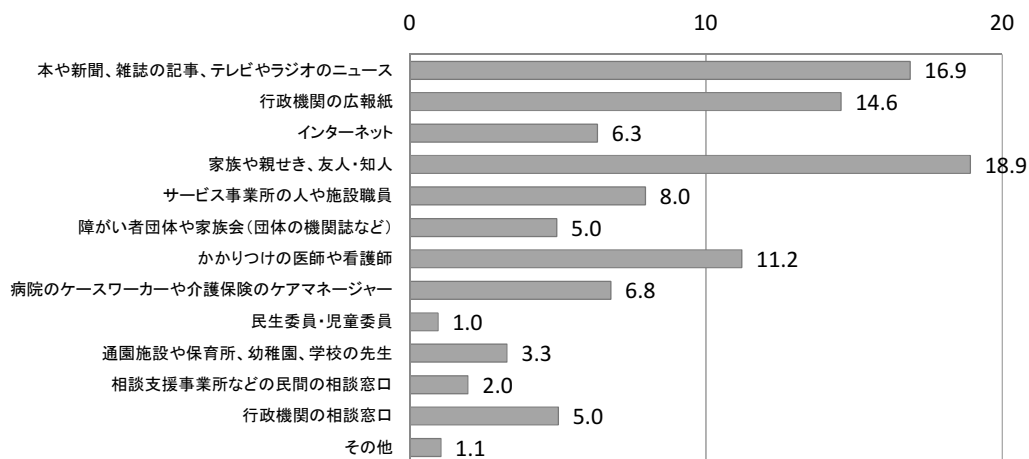
外出の目的で最も多かったのが「買い物に行く」で 24.5%となっています。次いで、「医療機関への受診」が 21.8%となっています。



あなたは障害のことや福祉サービスなどに関する情報を、どこから知ることが多いですか。(あてはまるものすべてに○)

(障害福祉に関するアンケート調査より：問 35)

情報の取得方法で最も多かったのが「家族や親せき、友人・知人」で 18.9%となっています。次いで、「本や新聞、雑誌の記事、テレビやラジオのニュース」が 16.9%、「行政機関の広報紙」が 14.6%と続いています。



N=2,155

介護保険サービス以外の情報をどのように得ていますか。

(あてはまるものすべてに○)

(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における調査より：4-2 問8)

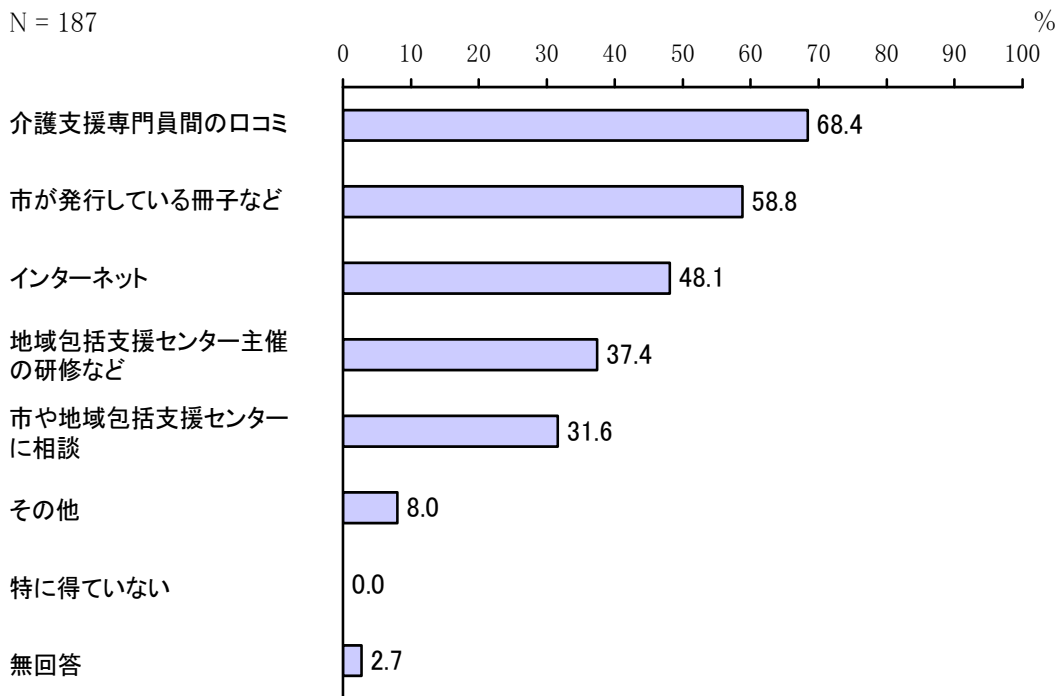
※ケアマネジャー

「介護支援専門員間の口コミ」の割合が68.4%と最も高く、次いで「市が発行している冊子など」の割合が58.8%、「インターネット」の割合が48.1%となっています。

「その他」としては、以下のような回答がありました。

- 法人の学習会
- 事業所内研修
- 福祉新聞
- 介護支援専門員協会発行の冊子
- 異業種（デイサービス、G ホーム訪看等）からの口コミ
- 事務所に配置してあるパンフレット
- 介護支援専門員協会の資料
- ケアマネ会の情報
- 事業所への営業。利用者の家族

N = 187

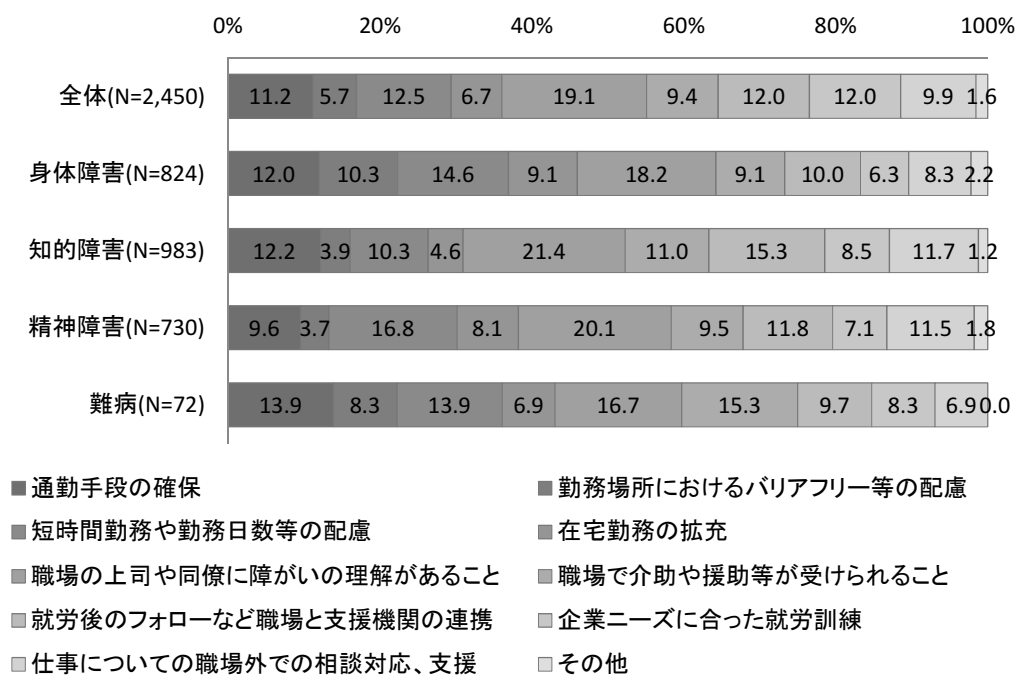


④意見・要望について

あなたは、障がい者の就労支援として、どのようなことが必要だと思いますか。
 (あてはまるものすべてに○)

(障害福祉に関するアンケート調査より：問31)

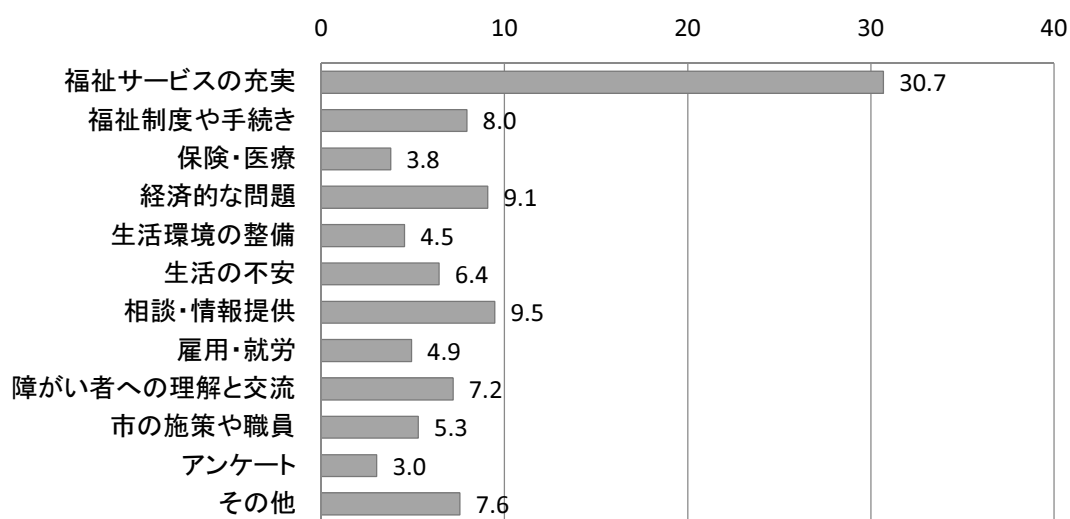
障がい者の就労支援で最も多かったのが「職場の上司や同僚に障害の理解があること」
 (19.1%)、次いで「短時間勤務や勤務日数等の配慮」(12.5%)となっています。



意見・要望について

(障害福祉に関するアンケート調査より：(10))

障害福祉に関する意見・要望で最も多かったのが「福祉サービスの充実」で30.7%
 となっています。次いで、「相談・情報提供」が9.5%となっています。



N=264

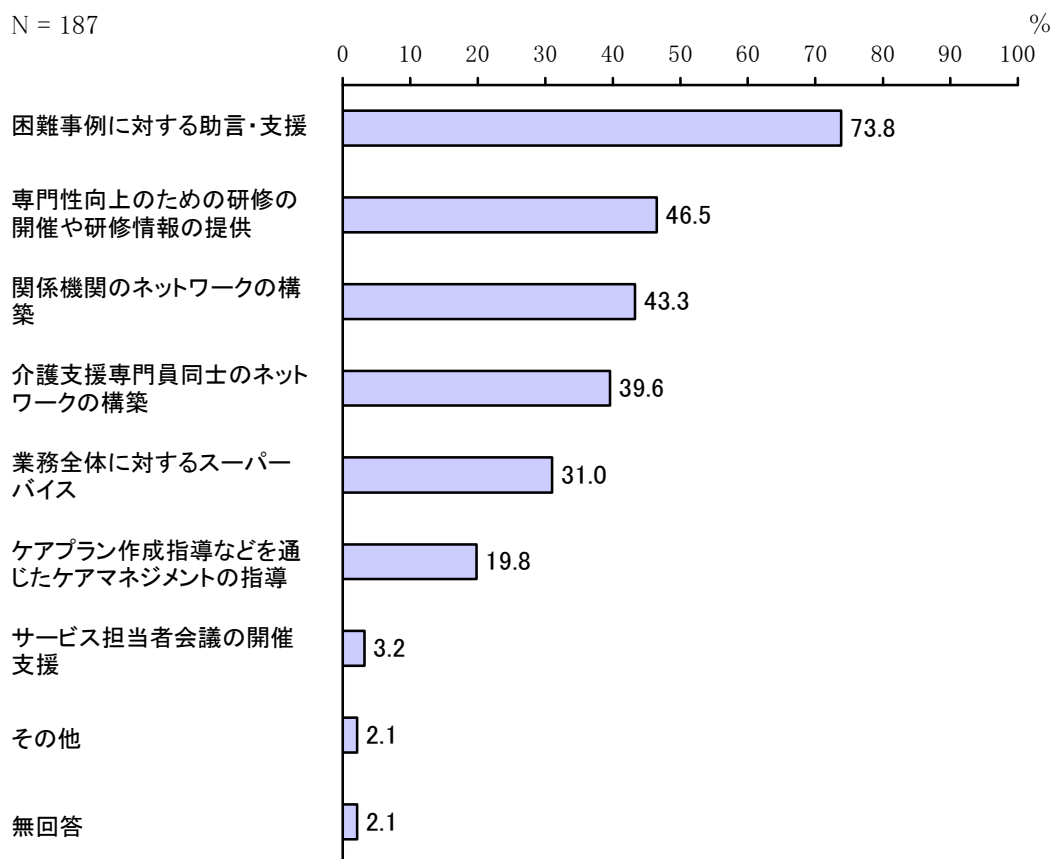
地域包括支援センターに期待する役割は何ですか。(あてはまるものすべてに○)
 (高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における調査より：4-3 問7)

※ケアマネジャー

「困難事例に対する助言・支援」の割合が73.8%と最も高く、次いで「専門性向上のための研修の開催や研修情報の提供」の割合が46.5%、「関係機関のネットワークの構築」の割合が43.3%となっています。

「その他」としては、以下のような回答がありました。

- ・ケアマネの支援
- ・主職員が3名だけでは対応に限界があるとする



今後市に期待する役割は何ですか。(あてはまるものすべてに○)

(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における調査より：4-3 問8)

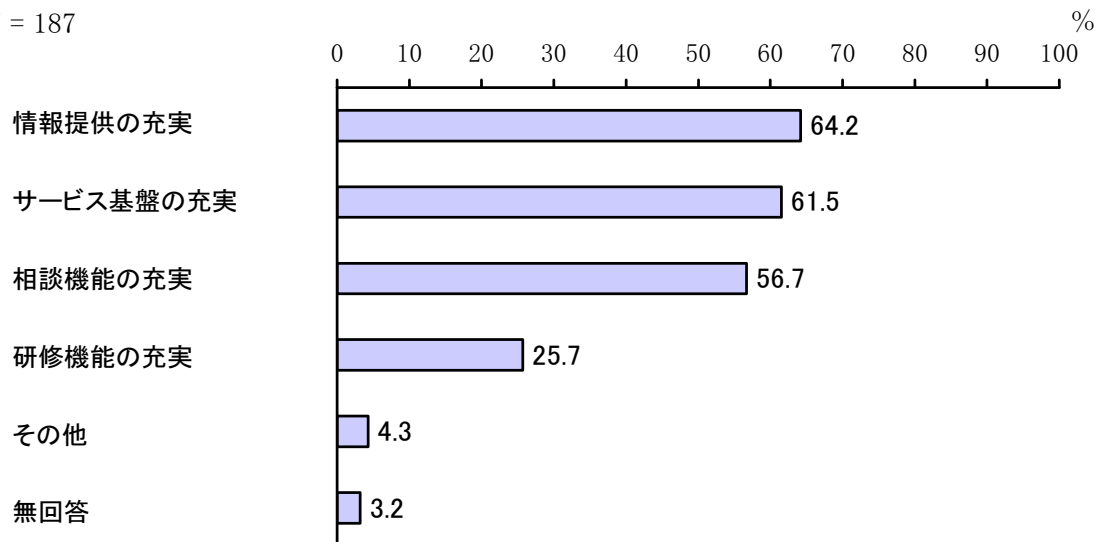
※ケアマネジャー

「情報提供の充実」の割合が64.2%と最も高く、次いで「サービス基盤の充実」の割合が61.5%、「相談機能の充実」の割合が56.7%となっています。

「その他」としては、以下のような回答がありました。

- ・認定調査時の正確さ、聞き取り ・行政主体の医療、福祉の充実
- ・介護支援専門員への後方支援 ・窓口対応の改善
- ・顔が見える関係づくり、情報交換の場
- ・地域ケア会議の積極的な参加、介入、展開
- ・軽度者に対する支援と公民館開催のサークルとのパイプ役
- ・その分野での確実な返答（窓口の職員によって返答が違う事が多々ある為）

N = 187



今後、関係機関との連携を図るために必要なことは何だと思えますか。

(あてはまるものすべてに○)

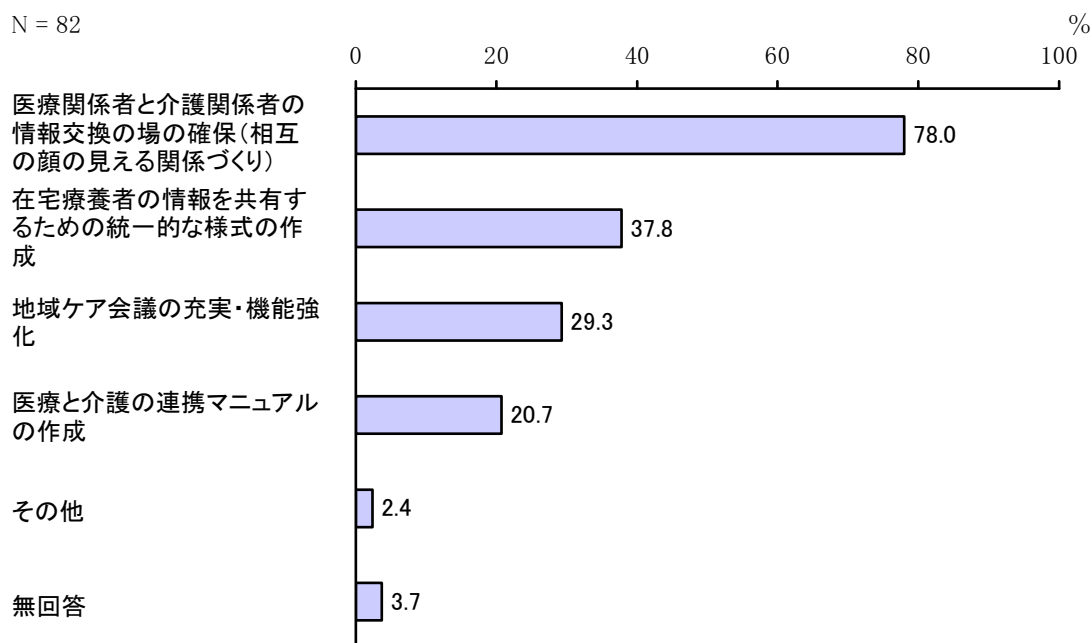
(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における調査より：5-3 問6)

※看護事業所及び訪問看護師

「医療関係者と介護関係者の情報交換の場の確保（相互の顔の見える関係づくり）」の割合が78.0%と最も高く、次いで「在宅療養者の情報を共有するための統一的な様式の作成」の割合が37.8%、「地域ケア会議の充実・機能強化」の割合が29.3%となっています。

「その他」としては、以下のような回答がありました

- ・病院の先生、看護師にもっと在宅生活というものを知る必要がある
- ・ケアマネジャーもプランを立てるだけでなく、生活の現状をしっかりと見て変更すべき所は早目に変更して頂きたい、勉強不足と感じる



在宅医療を利用しやすくするためには、どのようなことが必要だと思いますか。

(〇は3つまで)

(高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定における調査より：5-4 問2)

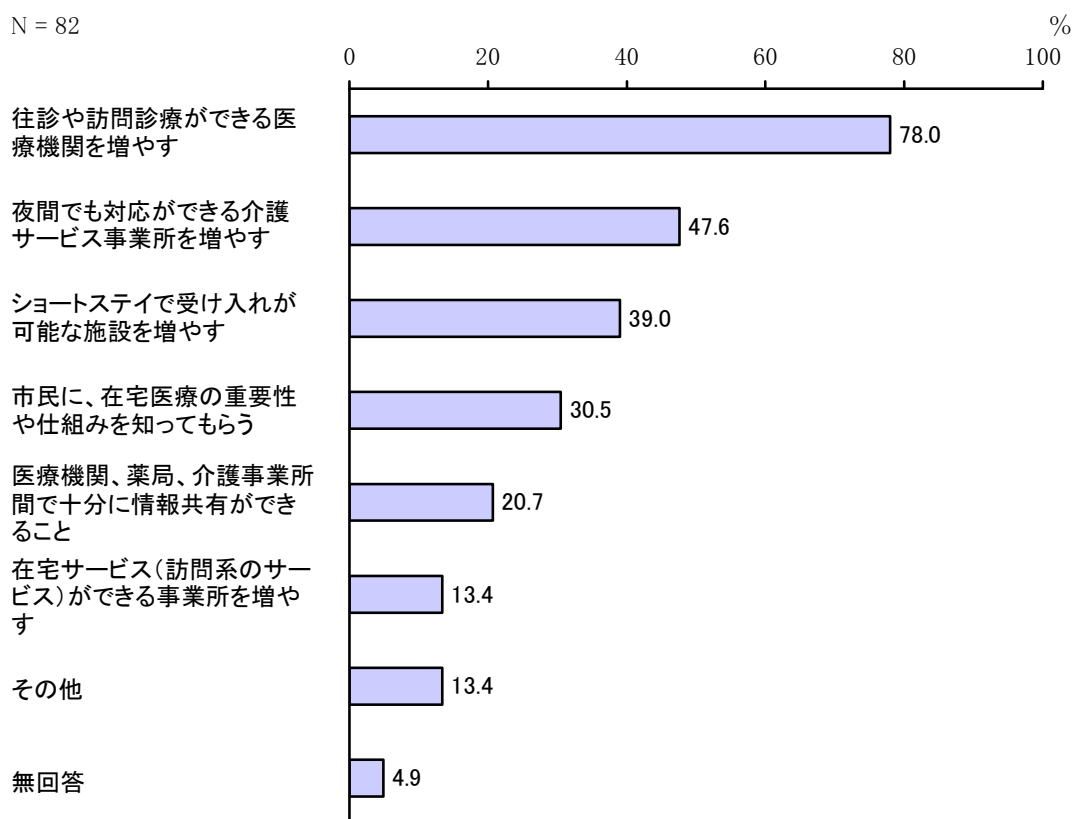
※看護事業所及び訪問看護師

「往診や訪問診療ができる医療機関を増やす」の割合が78.0%と最も高く、次いで「夜間でも対応ができる介護サービス事業所を増やす」の割合が47.6%、「ショートステイで受け入れが可能な施設を増やす」の割合が39.0%となっています。

「その他」としては、以下のような回答がありました。

- 容体急変時等の場合の、公立等大きい病院の対応
- 重度の方を受け入れる病院や施設（ショートステイも）を増やす
- 事業所を増やすだけでなく、事業所の人員確保が必要
- 在宅医療にかかわる職員の確保の必要性
- 重度、要医療を受け入れてくれる施設病院を増やして欲しい、家族の為にレスパイトの意味で
- 基幹病院（市民病院、医療センター等）のドクターが患者を往診にたくす勇気を持つこと

N = 82



2 加古川市地域福祉計画策定について

(1) 加古川市地域福祉計画策定委員会 委員名簿

	区 分	所 属	委員氏名
1	学識経験を有する者	兵庫大学 副学長	◎河野 真
2		関西福祉大学 社会福祉学部准教授	谷口 泰司
3	保健、医療及び福祉に関する知識及び経験を有する者	加古川医師会 理事	○西村 正二
4		加古川市民生委員・児童委員連合会 会計	木多 雍子
5		加古川市社会福祉協議会 事務局総務課長	水田 利一
6		2市2町老人福祉事業協会 理事	久保 恭子
7	地域及び市民団体を代表する者	加古川市町内会連合会 理事	坂田 正人
8		加古川市女性団体連絡会 副会長	前田 恵津子
9	市民の中から市長が選任した者	公募による市民	藤井 一郎

※◎：委員長、○：副委員長

(2) 加古川市地域福祉計画策定委員会 開催経過

	開催年月日	開催場所	内容
第1回	平成 27 年 7 月 16 日	加古川市役所 191会議室	委嘱状の交付 委員長・副委員長の選出 計画の位置づけ及び今後のスケジュールについて 加古川市の現状について 計画の方向性について 各種アンケート等の利用について 意見交換会の開催内容について
第2回	平成 27 年 9 月 25 日	加古川市立 勤労会館 101会議室	計画の策定体制について 第2期計画における取り組みの現状と課題について アンケートのまとめからみる現状と課題について 意見交換会及びヒアリング結果からみる現状と課題 について 第2期計画の総括について 第3期計画の施策の体系(案)について
第3回	平成 27 年 11 月 13 日	加古川市立 勤労会館 101会議室	アンケートのまとめからみる課題について 第2期計画の課題と総括について パブリックコメントの実施について 第3期計画素案について
第4回	平成 28 年 1 月 25 日	加古川市役所 議場棟 第1委員会室	パブリックコメントの実施結果について
第5回	平成 28 年 2 月 18 日	加古川市立 青少年女性 センター 大会議室	第3期計画本案について

第3期加古川市地域福祉計画

未来につながる 支えあいのまち 加古川

～いま一度 みんなでつなぎ育てる ^{まち}地域づくり～

発行 平成28年3月

加古川市 福祉部 高齢者・地域福祉課

〒675-8501 加古川市加古川町北在家2000番地

TEL : (079) 427-9205 FAX : (079) 421-2063

E-mail : fukushi@city.kakogawa.hyogo.jp